

京 都 府 地 域 防 災 計 画
新 旧 対 照 表

令 和 2 年 度
改 定 案

区分	京都府地域防災計画 一般計画編
----	-----------------

改定理由	頁	現 行	改 定 案
<p>防災基本計画を踏まえた改定 (危機管理部)</p> <p>指定公共機関の追加等 (危機管理部)</p>	<p>3</p> <p>7</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第8章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 京都府 (6) 自主防災組織の育成指導及びボランティアによる防災活動の環境の整備その他府民の自発的な防災活動の促進</p> <p>第2 市町村 (6) 自主防災組織の育成指導及びボランティアによる防災活動の環境の整備その他住民の自発的な防災活動の促進</p> <p>第5 指定公共機関 1～10 (略) 11 関西電力株式会社(京都支社) (1) ダム施設等の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給 (3) 被災施設の応急対策及び復旧 (4) 放射性物質対策 (追加)</p> <p><u>12～21 (略)</u> (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p><u>22～23 (略)</u> 24 昭和シェル石油株式会社 (1) 同上 <u>25～33 (略)</u> (追加)</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第8章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 京都府 (6) 自主防災組織の育成指導及び <u>NPO</u>・ボランティアによる防災活動の環境の整備その他府民の自発的な防災活動の促進</p> <p>第2 市町村 (6) 自主防災組織の育成指導及び <u>NPO</u>・ボランティアによる防災活動の環境の整備その他住民の自発的な防災活動の促進</p> <p>第5 指定公共機関 1～10 (略) 11 関西電力株式会社 (1) ダム施設等の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給 (3) 被災施設の応急対策及び復旧 <u>(削除)</u> <u>12 関西電力送配電株式会社</u> (1) 電力供給施設等の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給 (3) 被災施設の応急対策及び復旧 <u>13～22 (略)</u> <u>23 岩谷産業株式会社</u> (1) 災害時における被災地域のオートガススタンドや充填所等へのLPガスの緊急搬送 <u>24 アストモスエネルギー株式会社</u> (1) 同上 <u>25 株式会社ジャパンガスエナジー</u> (1) 同上 <u>26 ENEOSグローブ株式会社</u> (1) 同上 <u>27 ジクシス株式会社</u> (1) 同上 <u>28～29</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>30～38 (略)</u> <u>39 一般社団法人全国中小建設業協会</u> (1) 応急復旧活動等に必要の人員及び資機材等の状況についての情報提供</p>
<p>警戒レベルの導入に伴う改定 (京都地方气象台)</p>	<p>16</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 気象等観測・予報計画</p> <p>第2節 計画の内容 (追加)</p> <p>第1 一般の利用に適合する予報及び警報</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 気象等観測・予報計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 <u>警報レベルを用いた防災情報の提供</u> <u>警報レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて、「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。</u> <u>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</u></p> <p>第2 一般の利用に適合する予報及び警報</p>

	<p>2 特別警報</p> <p>(1) 特別警報の種類</p> <p>ア 気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報、大雪特別警報） 暴風、暴風雪、大雨又は大雪による重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合の警報 <u>（追加）</u></p> <p>イ 高潮特別警報 高潮による重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合の警報 <u>（追加）</u></p> <p>3 警報</p> <p>(1) 警報の種類</p> <p>ア 気象警報（暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報） 暴風、暴風雪、大雨又は大雪による重大な災害が予想される場合の警報 <u>（追加）</u></p> <p>イ 洪水警報 洪水による重大な災害が予想される場合の警報 <u>（追加）</u></p> <p>ウ 高潮警報 高潮による重大な災害が予想される場合の警報 <u>（追加）</u></p> <p>4 注意報</p> <p>(1) 注意報の種類</p> <p>ア 気象注意報（風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報） 風雪、強風、大雨又は大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報 <u>（追加）</u></p> <p>ウ 洪水注意報 大雨、長雨、融雪等のため河川が増水し、洪水による災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報 <u>（追加）</u></p> <p>エ 高潮注意報 台風等のため海面の異常上昇による災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報 <u>（追加）</u></p> <p>7 気象情報</p> <p>(1) 台風情報</p> <p>ア 発表 「平成 年台風第 号に関する京都府気象情報」（以下「台風情報」という。）は、京都府気象台が発表する。</p> <p>(3) 記録的短時間大雨情報</p> <p>ア 発表 記録的短時間大雨情報は、<u>京都府気象台</u>が発表する。</p> <p>(5) 竜巻注意報</p> <p>ア 発表 竜巻注意報は、<u>京都府気象台</u>が発表する。 <u>（追加）</u></p>	18
字句修正等（京都府気象台）		18
発表官署の変更（京都府気象台）		18
新しい情報の追記（京都府気象台）		20

	<p>2 特別警報</p> <p>(1) 特別警報の種類</p> <p>ア 気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報、大雪特別警報） 暴風、暴風雪、大雨又は大雪による重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合の警報 <u>大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</u> <u>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当</u></p> <p>イ 高潮特別警報 高潮による重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合の警報 <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当</u></p> <p>3 警報</p> <p>(1) 警報の種類</p> <p>ア 気象警報（暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報） 暴風、暴風雪、大雨又は大雪による重大な災害が予想される場合の警報 <u>大雨については、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</u> <u>大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u></p> <p>イ 洪水警報 洪水による重大な災害が予想される場合の警報 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u></p> <p>ウ 高潮警報 高潮による重大な災害が予想される場合の警報 <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当</u></p> <p>4 注意報</p> <p>(1) 注意報の種類</p> <p>ア 気象注意報（風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報） 風雪、強風、大雨又は大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報 <u>大雨注意報は、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2</u></p> <p>ウ 洪水注意報 大雨、長雨、融雪等のため河川が増水し、洪水による災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報 <u>自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2</u></p> <p>エ 高潮注意報 台風等のため海面の異常上昇による災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報 <u>自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2</u> <u>高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u></p> <p>7 気象情報</p> <p>(1) 台風情報</p> <p>ア 発表 「令和 年台風第 号に関する京都府気象情報」（以下「台風情報」という。）は、京都府気象台が発表する。</p> <p>(3) 記録的短時間大雨情報</p> <p>ア 発表 記録的短時間大雨情報は、<u>気象庁</u>が発表する。</p> <p>(5) 竜巻注意報</p> <p>ア 発表 竜巻注意報は、<u>気象庁</u>が発表する。</p> <p>(6) <u>大雨警報・洪水警報の危険度分布等</u></p> <p>ア <u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</u> <u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u> <u>・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p>	18
字句修正等（京都府気象台）		18
発表官署の変更（京都府気象台）		18
新しい情報の追記（京都府気象台）		20

			<ul style="list-style-type: none"> ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
			<p>イ 大雨警報(浸水害)の危険度分布</p> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
			<p>ウ 洪水警報の危険度分布</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
			<p>注 流域雨量指数の予測値</p> <p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>
同上(京都地方気象台)	20	(追加)	
		(6) その他の気象情報(略)	
時点修正等(京都地方気象台)	24	<表> 警報・注意報発表基準一覧表	<表> 警報・注意報発表基準一覧表 (最新状況に差替え)
気象庁による見直し(京都地方気象台)	32	<表> ●注意報・警報発表例(例文1)	<表> ●注意報・警報発表例(例文1) (最新状況に差替え)
同上(京都地方気象台)	33	<表> ●台風情報発表例(例文2)	<表> ●台風情報発表例(例文2) (最新状況に差替え)
同上(京都地方気象台)	34	<表> ●大雨(雪)情報発表例(例文3)	<表> ●大雨(雪)情報発表例(例文3) (最新状況に差替え)
同上(京都地方気象台)	35	<表> ●記録的短時間大雨情報発表例(例文4)	<表> ●記録的短時間大雨情報発表例(例文4) (最新状況に差替え)
警戒レベルの導入に伴う変更(京都地歩気象台)	36	<表> ●土砂災害警戒情報発表例(例文5)	<表> ●土砂災害警戒情報発表例(例文5) (最新状況に差替え)
気象庁による見直し(京都地方気象台)	37	<表> ●竜巻注意情報発表例(例文6)	<表> ●竜巻注意情報発表例(例文6) (最新状況に差替え)
気象庁HP掲載資料に差替え(京都地方気象台)	37	<表> 京都地方気象台所属地域気象観測所(アメダス)一覧表	<表> 京都地方気象台所属地域気象観測所(アメダス)一覧表 (最新状況に差替え)
同上(京都地方気象台)	38	<図> 京都地方気象台所属地域気象観測所(アメダス)配置図	<図> 京都地方気象台所属地域気象観測所(アメダス)配置図 (最新状況に差替え)

字句修正等（近畿地方整備局）

警戒レベルの導入に伴う改定（京都地方気象台）

水位設定の見直しに伴う改定等（建設交通部）

関西電力㈱の分社化に伴う改定（関西電力送配電㈱）

火災気象通報の運用変更（京都地方気象台）

農業気象通報の運用停止（京都地方気象台）

通報の実態を反映（京都地方気象台）

39 第2 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報
 1 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報
 (1) 対象河川、区域等（京都府関係）

〈表〉洪水予報基準点（京都府関連）
 氾濫注意（警戒）水位
 氾濫危険（特別警戒）水位
 2 国土交通省が行う水防警報
 (1) 対象河川、区域等（京都府関係）

〈表〉
 氾濫注意（警戒）水位

42 〈表〉発表の種類及び基準

45 〈表〉水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等
 青谷川 水防団待機水位 1.50m
 天神川 所在地 木津川市山城町浜

第3 （略）

48 第4 各種の気象通報
 2 電力気象通報
 気象庁長官と電力気象連絡会長との間に交わされた「電気事業に適合する気象通報業務等の共同実施に関する覚書」に基づき、電気事業施設の気象災害防止のために大阪管区気象台、京都地方気象台から関西電力株式会社に対し、必要な気象に関する情報を通報する。

48 3 火災気象通報
 (1) 区域細分
火災気象通報については、一般予報警報における一次細分区域を適用して細分する。
 (2) 火災気象通報の通報基準
 ア 南部
基準その1：実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、最大風速7m/s以上の風がふくとき。
基準その2：強風が吹き続くとき（平均風速が12m/s以上となり、主として強風のため火災の予防上危険であると認めるとき）。
 イ 北部
基準その1：実効湿度が70%以下で、最小湿度が40%以下となり、最大風速7m/s以上の風がふくとき。
基準その2：強風が吹き続くとき（平均風速が12m/s以上となり、主として強風のため火災の予防上危険であると認めるとき）。
 (3) 気象の状況が通報基準に達した場合であっても、降雨、降雪、又は積雪が現にあり、若しくは3時間以内にこれらが予想される場合には通報しないことがある。
 (4) 通報事項
火災気象通報の通行事項は、別に定められた事項とする。
 (5) 通報時刻
火災気象通報は、午前9時から午後4時までの間に通報し、有効期間は翌日の午前10時までとする。
 (6) 市町村が行う「火災警報」
 イ 市町村長が単独に火災警報を発表する場合の基準は、次による。
(7) 実効湿度が南部では60%以下、北部では70%以下となり、かつ最小湿度が40%以下となるとき。
(4) 平均風速が毎秒12m以上となり、主として強風のため火災の予防上危険であると認めるとき。
 ウ （略）
 (7) （略）

48 4 農業気象通報
 （略）

49 5 漁業無線気象通報
 気象官署から、最寄りの漁業用海岸局に対して行う気象及び水象に関する「漁業無線気象通報」は、京都地方気象台から官津漁業無線局、第八管区海上保安本部並びに舞鶴海上保安部に通知し、これらと交信している海域の漁船に伝達する。

第3 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報
 1 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報
 (1) 対象河川、区域等（京都府関係）

〈表〉洪水予報基準点（京都府関連）
 氾濫注意水位
 氾濫危険水位
 2 国土交通省が行う水防警報
 (1) 対象河川、区域等（京都府関係）

〈表〉
 氾濫注意水位

〈表〉発表の種類及び基準
（最新状況に差替え）

〈表〉水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等
 青谷川 水防団待機水位 1.60m
 天神川 所在地 木津川市山城町綺田

第4 （略）

第5 各種の気象通報
 2 電力気象通報
 気象庁長官と電力気象連絡会長との間に交わされた「電気事業に適合する気象通報業務等の共同実施に関する覚書」に基づき、電気事業施設の気象災害防止のために大阪管区気象台、京都地方気象台から関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社に対し、必要な気象に関する情報を通報する。

3 火災気象通報
 (1) 通報区域
「二次細分区域」単位での通報とする。
 (2) 通報基準
「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。
 (3) 通報内容及び時刻
毎日5時頃に、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当すると予測される場合は、これを以て火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。また、直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨を随時通報する。

(4) 市町村が行う「火災警報」
（削除）

イ （略）
 (5) （略）
（削除）

4 漁業無線気象通報
 気象官署から、最寄りの漁業用海岸局に対して行う気象及び水象に関する「漁業無線気象通報」は、京都地方気象台から官津漁業無線局に通知し、これらと交信している海域の漁船に伝達する。

京都府水防災計画との整合等 (建設交通部)	49	<p>第5 津波警報等 4 津波警報等の伝達 (2) 大津波警報、津波警報及び津波注意報の伝達手段及び経路を「津波警報等伝達経路図」に示す。</p> <p>第6～第7 (略)</p>	<p>第6 津波警報等 4 津波警報等の伝達 (2) 大津波警報、津波警報及び津波注意報の伝達手段及び経路を「大津波警報、津波警報及び津波注意報の連絡系統」に示す。</p> <p>第7～第8 (略)</p>
字句修正等 (京都地方气象台)	52	<p><表> 地震及び津波に関する情報の種類と内容</p> <p>第8 (略) 第9 異常現象発見者通報制度</p>	<p><表> 地震及び津波に関する情報の種類と内容 (最新状況に差替え)</p> <p>第9 (略) 第10 異常現象発見者通報制度</p>
組織改編に伴う改定 (危機管理部)	54	<p><図> 防災消防企画課</p>	<p><図> (削除)</p>
組織改編に伴う改定 (危機管理部)	58	<p>第10～第11 (略) 第12 京都府土砂災害警戒情報システムによる監視 (府建設交通部) 2 土砂災害警戒情報の伝達 土砂災害警戒情報は、京都地方气象台から府防災消防企画課経由で市町村防災担当課へ届く。 (略)</p>	<p>第11～第12 (略) 第13 京都府土砂災害警戒情報システムによる監視 (府建設交通部) 2 土砂災害警戒情報の伝達 土砂災害警戒情報は、京都地方气象台から府災害対策課経由で市町村防災担当課へ届く。 (略)</p>
字句修正等 (山城南土木事務所)	59	<p><表> 京都府 雨量観測所 (テレメータ) 笠置 所在地 笠置町西通90-1 東部消防 所在地 笠置町有市西狭間90-1 <表> 京都府 水位観測所 (テレメータ) 天神川 (木津川市) 所在地 木津川山城町浜 下條尾 堤防高 空欄</p>	<p><表> 京都府 雨量観測所 (テレメータ) 笠置 所在地 笠置町西通90-1 笠置町役場内 東部消防 所在地 笠置町有市西狭間90-1 相楽中部消防本部東部出張所内 <表> 京都府 水位観測所 (テレメータ) 天神川 (木津川市) 所在地 木津川山城町綺田 下條尾 堤防高 2.34</p>
河川防災カメラの設置追加 (建設交通部)	64	<p><表> 京都府 河川防災カメラ</p>	<p><表> 京都府 河川防災カメラ (最新状況に差替え)</p>
同上 (建設交通部)	66	<p><図> 京都府 河川防災カメラ配置図</p>	<p><図> 京都府 河川防災カメラ配置図 (最新状況に差替え)</p>
危機管理型水位計の追加設置 (建設交通部)	67	<p><表> 京都府 水位観測所 (危機管理型水位計)</p>	<p><表> 京都府 水位観測所 (危機管理型水位計) (最新状況に差替え)</p>
字句修正等 (危機管理部)	72	<p>第13～15 (略)</p>	<p>第14～16 (略)</p>
組織改編に伴う改定 (危機管理部)	75	<p><図> 京都府予報警報等伝達経路図</p>	<p><図> 京都府予報警報等伝達経路図 (最新状況に差替え)</p>
京都府水防災計画との整合等 (建設交通部)	76	<p><図> 淀川水系 (淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川) 洪水予報の連絡系統</p>	<p><図> 「淀川水系 (淀川・宇治川・木津川下流・木津川上流・桂川)」洪水予報の連絡系統 (最新状況に差替え)</p>
同上 (建設交通部)	77	<p><図> 由良川 (下流・中流) 洪水予報の連絡系統</p>	<p><図> 「由良川 (下流・中流)」洪水予報の連絡系統 (最新状況に差替え)</p>
同上 (建設交通部)	78	<p><図> 淀川水系 (淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川下流) 水防警報の連絡系統</p>	<p><図> 「淀川水系 (淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川下流)」水防警報の連絡系統 (最新状況に差替え)</p>
同上 (建設交通部)	79	<p><図> 由良川幹川水防警報の連絡系統</p>	<p><図> 「由良川幹川」水防警報の連絡系統 (最新状況に差替え)</p>
同上 (建設交通部)	80	<p><図> 鴨川・高野川洪水予報の連絡系統</p>	<p><図> 「鴨川・高野川」洪水予報の連絡系統 (最新状況に差替え)</p>
同上 (建設交通部)	81	<p><図> 桂川中流・園部川洪水予報の連絡系統</p>	<p><図> 「桂川中流・園部川」洪水予報の連絡系統</p>

同上（建設交通部）	82	<ul style="list-style-type: none"> <図> 鴨川・高野川水防警報の連絡系統 <図> 桂川（周山）水防警報・水位情報の連絡系統 <図> 桂川（保津橋、鳥羽）水防警報の連絡系統 	<ul style="list-style-type: none"> <図> <u>「鴨川・高野川」</u>水防警報の連絡系統 <図> <u>「桂川（周山）」</u>水防警報・水位情報の連絡系統 <図> <u>「桂川（保津橋、鳥羽）」</u>水防警報の連絡系統 <p style="text-align: center;"><u>（最新状況に差替え）</u></p>
同上（建設交通部）	83	<ul style="list-style-type: none"> <図> 山科川水防警報・水位情報の連絡系統 <図> 弓削川水防警報・水位情報の連絡系統 <図> <u>天神川・西高瀬川水防警報・水位情報の連絡系統</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <図> <u>「山科川・弓削川」</u>水防警報・水位情報の連絡系統 <図> <u>「西高瀬川」</u>水防警報の連絡系統 <図> <u>「天神川」</u>水防警報・水位情報の連絡系統 <p style="text-align: center;"><u>（最新状況に差替え）</u></p>
同上（建設交通部）	84	<ul style="list-style-type: none"> <図> 小畑川水防警報・水位情報の連絡系統 <図> 小泉川水防警報・水位情報の連絡系統 <図> 普賢寺川水防警報・水位情報の連絡系統 	<ul style="list-style-type: none"> <図> <u>「小畑川」</u>水防警報・水位情報の連絡系統 <図> <u>「小泉川」</u>水防警報・水位情報の連絡系統 <図> <u>「普賢寺川」</u>水防警報・水位情報の連絡系統 <p style="text-align: center;"><u>（最新状況に差替え）</u></p>
同上（建設交通部）	85	<ul style="list-style-type: none"> <図> 古川水防警報の連絡系統 <図> 大谷川水防警報・水位情報の連絡系統 <図> 田原川（宇治田原町）水防警報・水位情報の連絡系統 	<ul style="list-style-type: none"> <図> <u>「古川」</u>水防警報の連絡系統 <図> <u>「大谷川」</u>水防警報・水位情報の連絡系統 <図> <u>「田原川（宇治田原町）」</u>水防警報・水位情報の連絡系統 <p style="text-align: center;"><u>（最新状況に差替え）</u></p>
同上（建設交通部）	86	<ul style="list-style-type: none"> <図> 煤谷川水防警報・水位情報の連絡系統 <図> 山田川水防警報・水位情報の連絡系統 <図> 和東川水防警報・水位情報の連絡系統 	<ul style="list-style-type: none"> <図> <u>「煤谷川」</u>水防警報・水位情報の連絡系統 <図> <u>「山田川」</u>水防警報・水位情報の連絡系統 <図> <u>「和東川」</u>水防警報・水位情報の連絡系統 <p style="text-align: center;"><u>（最新状況に差替え）</u></p>
同上（建設交通部）	87	<ul style="list-style-type: none"> <図> 弥陀次郎川水防警報の連絡系統 <図> 長谷川水防警報の連絡系統 <図> 青谷川水防警報の連絡系統 <図> 手原川、天神川、馬坂川、防賀川上流水防警報の連絡系統 	<ul style="list-style-type: none"> <図> <u>「弥陀次郎川」</u>水防警報の連絡系統 <図> <u>「長谷川」</u>水防警報の連絡系統 <図> <u>「青谷川」</u>水防警報の連絡系統 <図> <u>「手原川、天神川、馬坂川、防賀川（上流）」</u>水防警報の連絡系統 <p style="text-align: center;"><u>（最新状況に差替え）</u></p>
同上（建設交通部）	88	<ul style="list-style-type: none"> <図> 防賀川下流水防警報の連絡系統 <図> 南谷川、玉川水防警報の連絡系統 <図> 渋川水防警報の連絡系統 	<ul style="list-style-type: none"> <図> <u>「防賀川（下流）」</u>水防警報の連絡系統 <図> <u>「南谷川、玉川」</u>水防警報の連絡系統 <図> <u>「渋川」</u>水防警報の連絡系統 <p style="text-align: center;"><u>（最新状況に差替え）</u></p>
同上（建設交通部）	89	<ul style="list-style-type: none"> <図> 井関川、赤田川、鳴子川、天神川、不動川、新川水防警報・水位情報の連絡系統 <図> 年谷川、曾我谷、七谷川水防警報の連絡系統 <図> 犬飼川、千々代川水防警報・水位情報の連絡系統 	<ul style="list-style-type: none"> <図> <u>「井関川、赤田川、鳴子川、天神川、不動川、新川」</u>水防警報・水位情報の連絡系統 <図> <u>「年谷川、曾我谷、七谷川」</u>水防警報・水位情報の連絡系統 <図> <u>「犬飼川」</u>水防警報・水位情報の連絡系統 <p style="text-align: center;"><u>（最新状況に差替え）</u></p>
同上（建設交通部）	90	<ul style="list-style-type: none"> <図> 園部川水防警報の連絡系統 <図> 田原川（南丹市）水防警報・水位情報の連絡系統 <図> 棚野川水防警報・水位情報の連絡系統 	<ul style="list-style-type: none"> <図> <u>「園部川」</u>水防警報の連絡系統 <図> <u>「田原川（南丹市）」</u>水防警報・水位情報の連絡系統 <図> <u>「棚野川」</u>水防警報・水位情報の連絡系統 <p style="text-align: center;"><u>（最新状況に差替え）</u></p>

同上（建設交通部）	91	<p><図> 高屋川水防警報・水位情報の連絡系統</p> <p><図> 須知川水防警報の連絡系統</p> <p><図> 三俣川水防警報の連絡系統</p>	<p><u>(最新状況に差替え)</u></p> <p><図> 『高屋川』水防警報・水位情報の連絡系統 <u>(最新状況に差替え)</u></p> <p><図> 『須知川』水防警報の連絡系統 <u>(最新状況に差替え)</u></p> <p><図> 『三俣川』水防警報の連絡系統 <u>(最新状況に差替え)</u></p>
同上（建設交通部）	92	<p><図> 屑川、上林川、八田川水防警報・水位情報の連絡系統</p> <p><図> 伊佐津川、志楽川、与保呂川、米田川水防警報・水位情報の連絡系統</p> <p><図> 土師川、和久川、牧川、宮川、弘法川水防警報・水位情報の連絡系統</p>	<p><図> 『屑川、上林川、八田川』水防警報・水位情報の連絡系統 <u>(最新状況に差替え)</u></p> <p><図> 『伊佐津川、志楽川、与保呂川、米田川』水防警報・水位情報の連絡系統</p> <p><図> 『土師川、和久川、牧川、宮川、弘法川』水防警報・水位情報の連絡系統 <u>(最新状況に差替え)</u></p>
同上（建設交通部）	93	<p><図> 大手川、野田川水防警報・水位情報の連絡系統</p> <p><図> 福田川、竹野川、佐濃谷川、宇川、川上谷川水防警報・水位情報の連絡系統</p> <p><図> 筒川水防警報・水位情報の連絡系統</p>	<p><図> 『大手川、野田川』水防警報・水位情報の連絡系統 <u>(最新状況に差替え)</u></p> <p><図> 『福田川、竹野川、佐濃谷川、宇川、川上谷川』水防警報・水位情報の連絡系統 <u>(最新状況に差替え)</u></p> <p><図> 『筒川』水防警報・水位情報の連絡系統 <u>(最新状況に差替え)</u></p>
同上（建設交通部）	94	<p><図> 小西川水防警報の連絡系統</p>	<p><図> 『小西川』水防警報・<u>水位情報</u>の連絡系統 <u>(最新状況に差替え)</u></p>
組織改編に伴う改定 （危機管理部）	95	<p><図> 京都府火災気象通報伝達経路図 <u>防災消防企画課（時間外は保安室）</u></p>	<p><図> 京都府火災気象通報伝達経路図 <u>災害対策課</u></p>
同上（危機管理部）	96	<p><図> 京都府農業気象通報伝達経路図 <u>防災消防企画課（時間外は保安室）</u></p>	<p><図> 京都府農業気象通報伝達経路図 <u>災害対策課</u></p>
京都府水防災計画との整合等 （建設交通部）	97	<p><図> <u>津波警報等伝達経路図</u></p>	<p><図> <u>大津波警報、津波警報及び津波注意報の連絡系統</u> <u>(最新状況に差替え)</u></p>
組織改編に伴う改定 （建設交通部）	98	<p><図> 地震及び津波に関する情報伝達経路図</p>	<p><図> 地震及び津波に関する情報<u>の連絡系統</u> <u>(最新状況に差替え)</u></p>
組織改編に伴う改定 （危機管理部）	99	<p><図> 火山現象警報等に関する情報伝達経路図</p>	<p><図> 火山現象警報等に関する情報伝達経路図 <u>(最新状況に差替え)</u></p>
同上（危機管理部）	100	<p><図> 土砂災害警戒情報伝達経路図</p>	<p><図> 土砂災害警戒情報伝達経路図 <u>(最新状況に差替え)</u></p>
防災基本計画を踏まえた改定 （危機管理部）	101	<p>第2章 情報連絡通信網の整備計画</p> <p>第1節 情報連絡通信網の整備 （略） このため、各機関は、緊急時において効果的な防災活動を実施するための情報連絡通信網を整備することが重要となる。 <u>（追加）</u></p>	<p>第2章 情報連絡通信網の整備計画</p> <p>第1節 情報連絡通信網の整備 （略） このため、各機関は、緊急時において効果的な防災活動を実施するための情報連絡通信網を整備することが重要となる。 <u>また、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IOT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの防災施策への積極的な活用が必要となる。</u></p>
字句修正等（警察本部）	102	<p>第6 各機関の無線通信 （略） さらに、それぞれの防災機関が有する無線系統を「資料2-2」に示す。</p>	<p>第6 各機関の無線通信 （略） さらに、それぞれの防災機関が有する無線系統を「資料2-1」に示す。</p>
字句修正等（警察本部）	103	<p>第2節 市町村・防災機関等の非常通信</p> <p>第2 市町村 災害時に市町村から府災害対策本部に対して情報連絡、被害報告等が不能もしくは困難になった場合には、非常通信経路（「資料編2-3」参照）に従って通信連絡を行う。（略）</p>	<p>第2節 市町村・防災機関等の非常通信</p> <p>第2 市町村 災害時に市町村から府災害対策本部に対して情報連絡、被害報告等が不能もしくは困難になった場合には、非常通信経路（「資料編2-2」参照）に従って通信連絡を行う。（略）</p>

		<p>第3 防災機関等 無線を整備している防災関係機関（「資料編2-2」参照）は、市町村及び他の防災機関から次の通信依頼があった場合は、自機関の非常通信に支障がない限り、迅速かつ的確に依頼通信に協力する。</p>	<p>第3 防災機関等 無線を整備している防災関係機関（「資料編2-1」参照）は、市町村及び他の防災機関から次の通信依頼があった場合は、自機関の非常通信に支障がない限り、迅速かつ的確に依頼通信に協力する。</p>
関西電力(株)の分社化に伴う改定 (関西電力送配電(株))	104	<p>第3章 河川防災計画（近畿地方整備局、府建設交通部、水資源機構、関西電力株式会社） 第3節 ダムの現状と洪水調節 第2 ダムの現状と洪水調整 1 天ヶ瀬ダム (2) 洪水調整 (略) ただし、枚方が警戒水位を超えたときは、ピークに対して、160m³/sに調節する。</p>	<p>第3章 河川防災計画（近畿地方整備局、府建設交通部、水資源機構、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社） 第3節 ダムの現状と洪水調節 第2 ダムの現状と洪水調整 1 天ヶ瀬ダム (2) 洪水調整 (略) ただし、枚方が氾濫注意水位を超えたときは、ピークに対して、160m³/sに調節する。</p>
水防法の改正に伴う改定 (建設交通部)	107		
関西電力(株)の分社化に伴う改定 (関西電力送配電(株))	112	<p><図> 高山ダム放流通報の連絡系統 関西電力(株)奈良給電制御所</p>	<p><図> 高山ダム放流通報の連絡系統 関西電力送配電(株)奈良給電制御所</p>
同上(関西電力送配電(株))	113	<p><図> 和知ダム放流通報の連絡系統 (時間外は京都給電制御所) 関西電力(株)福知山配電営業所 関西電力(株)舞鶴技術サービスセンター</p>	<p><図> 和知ダム放流通報の連絡系統 (時間外は関西電力送配電(株)京都給電制御所) 関西電力送配電(株)福知山配電営業所 関西電力送配電(株)舞鶴技術サービスセンター</p>
同上(関西電力送配電(株))	115	<p><図> 日吉ダム放流通報の連絡系統 関西電力(株)京都給電制御所</p> <p><図> 畑川ダム放流通報の連絡系統 関西電力(株)和知ダム管理所</p>	<p><図> 日吉ダム放流通報の連絡系統 関西電力送配電(株)京都給電制御所</p> <p><図> 畑川ダム放流通報の連絡系統 関西電力送配電(株)和知ダム管理所</p>
国有林・官行造林地の管理機関 を追加(近畿中国森林管理局) 時点修正(農林水産部)	117	<p>第4章 林地保全計画（府農林水産部） 第1節 国有林・官行造林地対策計画 第1 現状 府内には、国有林約4,588ha、公有林野等官行造林地（以下「官行造林地」という。）約1,672haがある。 このうち5,082ha（国有林4,302ha、官行造林地780ha）が水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、水害防備、干害防備、なだれ防止、魚つき、保険、風致の保安林に指定されている。</p>	<p>第4章 林地保全計画（府農林水産部・近畿中国森林管理局） 第1節 国有林・官行造林地対策計画 第1 現状 府内には、国有林約4,616ha、公有林野等官行造林地（以下「官行造林地」という。）約1,871haがある。 このうち5,082ha（国有林4,302ha、官行造林地780ha）が水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、干害防備、なだれ防止、魚つき、保険、風致の保安林に指定されている。</p>
同上(農林水産部)	117	<p>第2節 民有林対策計画 第1 治山事業 1 現状 府内森林面積342,648haのうち、民有林森林面積は335,283haであり、そのうち105,470haは、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、局地的な豪雨の発生や山の手入れ不足などにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。</p>	<p>第2節 民有林対策計画 第1 治山事業 1 現状 府内森林面積342,636haのうち、民有林森林面積は335,271haであり、そのうち105,592haは、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、局地的な豪雨の発生や山の手入れ不足などにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。</p>
防災基本計画を踏まえた改定 (農林水産部)	119	<p>第3 森林整備事業（造林事業） 1 現状 平成29年度末の府内の人工林面積は126,562haである。（略）</p> <p>第4 山地災害危険地区の周知等 1 山地災害危険地区 地形等から山地災害が懸念される箇所を府が調査し、その危険度が一定以上のものを「山地災害危険地区」とする。 <u>（追加）</u></p>	<p>第3 森林整備事業（造林事業） 1 現状 平成30年度末の府内の人工林面積は126,554haである。（略）</p> <p>第4 山地災害危険地区の周知等 1 山地災害危険地区 地形等から山地災害が懸念される箇所を府が調査し、その危険度が一定以上のものを「山地災害危険地区」とする。 <u>なお、台風通過後等に山地災害危険地区の現地調査を行い、山地災害の危険性が増大したと判断される場合は市町村を通じて地元へ周知を行うとともに治山対策を検討する。</u></p>
字句修正等(建設交通部)	120	<p>第5章 砂防関係事業計画 第2節 総合土砂災害対策推進連絡会 (略) (1) <u>土砂災害危険箇所である旨の表示の実施及び解除に関する事項</u></p>	<p>第5章 砂防関係事業計画 第2節 総合土砂災害対策推進連絡会 (略) (1) <u>土砂災害防止に関する事項</u></p>
時点修正(建設交通部)	120	<p>第3節 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達 (略) <表></p>	<p>第3節 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達 (略) <表> <u>（最新状況に差替え）</u></p>

警戒レベルの導入に伴う改定 (京都地方気象台)	121 第5節 土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム 第1 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報(目的) 大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報が、京都府と京都地方気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である土砂災害警戒判定メッシュ情報で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。 (追加) (略)	第5節 土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム 第1 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報(目的) 大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報が、京都府と京都地方気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である <u>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)</u> で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。 <u>この情報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</u> (略)
組織改編に伴う改定 (危機管理部)	122 <図> 土砂災害警戒情報の伝達経路 <u>京都府府民生活部防災消防企画課</u>	<図> 土砂災害警戒情報の伝達経路 <u>京都府危機管理部災害対策課</u>
時点修正(建設交通部)	124 第7節 砂防対策計画 第1 現状 (略) 箇所数 <u>1,488箇所</u> (平成 <u>30</u> 年4月末現在)	第7節 砂防対策計画 第1 現状 (略) 箇所数 <u>1,457箇所</u> (平成 <u>31</u> 年4月末現在)
震災対策計画編との整合 (建設交通部)	126 第9節 地すべり対策計画 第2 計画の方針と内容 1～5 (略) (追加)	第9節 地すべり対策計画 第2 計画の方針と内容 1～5 (略) <u><表> 地すべり防止区域一覧表</u>
時点修正(建設交通部)	126 第10節 急傾斜地崩壊対策計画 第1 現状 (略) 急傾斜地崩壊危険区域が指定されている箇所は「急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表」のとおりであり、 <u>328箇所</u> となっている。 (略) 第2 計画の方針と内容 1～3 (略) (追加)	第10節 急傾斜地崩壊対策計画 第1 現状 (略) 急傾斜地崩壊危険区域が指定されている箇所は「急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表」のとおりであり、 <u>329箇所</u> となっている。 (略) 第2 計画の方針と内容 1～3 (略) <u><表> 急傾斜崩壊危険区域の指定箇所一覧表</u>
震災対策計画編との整合 (建設交通部)	126 第11節 土砂災害復旧計画 <表> 土砂災害警戒区域等指定状況	第11節 土砂災害復旧計画 <表> 土砂災害警戒区域等指定状況 <u>(最新状況に差替え)</u>
時点修正(農林水産部)	130 第6章 農業用施設防災計画 第1節 現況 第2 農業用ため池 農業用ため池は府内に約 <u>1,600</u> 箇所あり、耕地面積の約4割に当たる13,300haの重要な用水補給源になっているが、決壊すると下流に大きな被害をもたらすことが予測され、農業用施設の中では、最も注意を要する施設である。 (略) 具体的な選定基準は以下のとおりとし、選定は地域の実情を十分に把握している <u>市町村が行う。</u>	第6章 農業用施設防災計画 第1節 現況 第2 農業用ため池 農業用ため池は府内に約 <u>1,500</u> 箇所あり、耕地面積の約4割に当たる13,300haの重要な用水補給源になっているが、決壊すると下流に大きな被害をもたらすことが予測され、農業用施設の中では、最も注意を要する施設である。 (略) 具体的な選定基準は以下のとおりとし、選定は地域の実情を十分に把握している <u>市町村と協議の上、京都府が行う。</u>
都道府県で選定するため (農林水産部)	130 第3節 計画の内容 第2 個別事項 1 大雨、洪水対策 (1) ため池 (略)	第3節 計画の内容 第2 個別事項 1 大雨、洪水対策 (1) <u>農業用</u> ため池 (略)
字句修正等(農林水産部)	132 第7章 内水対策計画 第3節 土地改良区等の対策 第3 洛南地区 本地区は <u>京都市伏見区横大路、納所の周囲を宇治川、桂川、鴨川、新高瀬川に囲まれた低地</u> で、干	第7章 内水対策計画 第3節 土地改良区等の対策 第3 洛南地区 本地区は <u>宇治川の右岸に位置し、京都市伏見区の横大路沼を干拓した低平な農地</u> で、干拓以来機械

時点修正（建設交通部）

海岸統計及び丹後沿岸海岸基本計画との整合（建設交通部）

第6次海岸事業七箇年計画の終了に伴う改定（建設交通部）

時点修正（建設交通部）

重要物流道路制度の運用開始に伴う改定（建設交通部）

時点修正等（教育庁）

拓以来機械排水にたよっている。

<表> 松林排水機場
施設管理者 洛南土地改良区
渦巻 水中
計画河川水位 OP16.35m
計画排水路水位 OP11.10m
設置年度 500mm口径 昭和26年 平成23年度
300mm口径 昭和22年
200mm口径 昭和56年改修

第4節 下水道による対策
第2 公共下水道・都市下水路

<表>
ポンプ場名 現有能力（m3/s）
花園ポンプ場 1.5
福知山市ポンプ場 8.4
大山崎排水ポンプ場 13.2
下植野排水ポンプ場 12.0

第8章 港湾海岸施設防災計画
第1節 海岸の現況
（略）
京都府内の海岸は日本海にのみ存在し、その総延長は317.0kmであって、そのうち、109.0kmを海岸保全区域として防災上の諸施策が進められている。
なお、保全区域を更に拡大して整備を必要とする区域も少なくない。

<表>
保全区域所轄別 海岸延長（km）
国土交通省港湾局 132.9
計 317.0

第3節 防災工事の内容
第1 海岸事業七箇年計画
国土交通省所管海岸保全区域について、風浪による海岸の侵食防止工事を第6次海岸事業七箇年計画に基づき実施する。
第2 海岸保全事業
国土交通省所管海岸保全区域について、風浪による海岸の侵食防止工事を実施する。

第10章 道路及び橋梁防災計画
第1節 道路の現況
<表> 道路状況一覧表
管理延長（km）（平成29.4.1） 橋梁箇所数（平成30.3.31）
一般国道 463.9km 524
主要地方道 883.6km 934
一般府道 824.0km 801
計 2,171.5km 2,259

第3節 計画の内容
第1 道路整備事業
安心・安全な府民の生活を支えるため、災害時の代替性を備えた道路整備や防災対策を行う。
具体的には、緊急輸送道路ネットワークや代替性の確保を図るダブルネットワークの形成や異常気象時通行規制区間の解消、積雪寒冷時の円滑な交通確保、防災・耐震対策等を進めている。
（略）
〔府内の緊急輸送道路は、震災対策計画編第3編第17章第3節表3.17.2に示す。〕

第13章 文化財災害予防計画
第1節 現状
第1 建造物

排水にたよっている。

<表> 松林排水機場
施設管理者 京都市洛南土地改良区
渦巻 水中
計画河川水位 OP19.22m
計画排水路水位 OP10.10m
設置年度 500mm口径 昭和25年度 平成23年度 令和元年度改修
300mm口径 昭和25年度
200mm口径 昭和25年度 昭和56年改修

第4節 下水道による対策
第2 公共下水道・都市下水路

<表>
ポンプ場名 現有能力（m3/s）
花園ポンプ場 1.1
福知山市ポンプ場 9.4
大山崎排水ポンプ場 10.2
下植野排水ポンプ場 11.9

第8章 港湾海岸施設防災計画
第1節 海岸の現況
（略）
京都府内の海岸は日本海にのみ存在し、その総延長は315.2kmであって、そのうち、109.0kmを海岸保全区域として防災上の諸施策が進められている。
なお、保全区域を更に拡大して整備を必要とする区域も少なくない。

<表>
保全区域所轄別 海岸延長（km）
国土交通省港湾局 131.1
計 315.2

第3節 防災工事の内容
第1 海岸事業七箇年計画
国土交通省所管海岸保全区域について、風浪による海岸の侵食防止工事を実施する。
（削除）

第10章 道路及び橋梁防災計画
第1節 道路の現況
<表> 道路状況一覧表
管理延長（km）（平成30.4.1現在） 橋梁箇所数（平成31.3.31現在）
一般国道 457.5km 537
主要地方道 884.5km 920
一般府道 825.8km 792
計 2,167.8km 2,249

第3節 計画の内容
第1 道路整備事業
安心・安全な府民の生活を支えるため、災害時の代替性を備えた道路整備や防災対策を行う。
具体的には、重要物流道路及びその代替・補完路、また緊急輸送道路ネットワーク 及びその代替性の確保を図るダブルネットワークの形成・強化や異常気象時通行規制区間の解消、積雪寒冷時の円滑な交通確保、防災・耐震対策等を進めている。
（略）
〔府内の緊急輸送道路は、震災対策計画編第3編第17章第3節表3.17.2、3.17.3及び3.17.4に示す。〕

第13章 文化財災害予防計画
第1節 現状
第1 建造物

		(略) 国指定建造物は府内に663棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている612棟のうち、未設置のものは25棟である。(略) 一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は1,109棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の328棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。
		第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む） 府内における国指定文化財の所有者は408社寺等（国有・公有は除く。）である。(略) なお、有形民族文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在350所有者、733件（国有・公有は除く。）を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが183件（一部寄託4件を含む。）、これ以外の550件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは53件ある。残る497件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。
		第3 史跡、名勝、天然記念物 府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は139件（二府県にまたがるものは除く）、府指定・登録・暫定登録の史跡、名勝、天然記念物は100件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。
字句修正等（教育庁）	169	第3節 計画の内容 第3 史跡、名勝、天然記念物 指定地域内の史跡、名勝、天然記念物の防災については、建造物防災に準じた対策を推進する。 第5 文化的景観 重要文化的景観又は府選定文化的景観選定地域内にあつて重要な構成要素として特定された建造物については、国、府指定等建造物防災に準じた対策を推進する。 第6 文化財保護対策 1 文化財の所有者又は管理団体に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。
組織改編に伴う改定（危機管理部）	174	第14章 危険物等保安計画 〈図〉 高圧ガス施設 府災害対策課 075-414-4470 〈図〉 火薬類施設 府災害対策課 075-414-4470 府中丹広域振興局 0773-63-2508
字句修正等（京都中部広域消防組合）	182	〈表〉 市町村相互応援協定締結状況一覧 番号 協定名称 消防団含む 44 京都中部広域消防組合・高槻市・亀岡市消防相互応援協定 — 45 京都中部広域消防組合・茨木市・亀岡市消防相互応援協定 — 46 京都中部広域消防組合・亀岡市・箕面市・豊能町消防相互応援協定 — 47 京都中部広域消防組合・能勢町・亀岡市・豊中市消防相互応援協定 —
字句修正等（警察本部等）	183	第15章 消防組織整備計画 第3節 市町村地域防災計画に定める事項 〈図〉 防災機関へのヘリ等の支援要請するときの連絡系統 府警察航空隊（地域課） 第八管区海上保安本部警備救難部運用指令センター
路線図の更新（京都市）	195	第16章 鉄道施設防災計画 〈別図3〉 京都市市営地下鉄路線図
関西電力㈱及び関西電力送配電㈱防災業務計画の策定に伴う改定（関西電力送配電㈱）	198	第18章 電気ガス施設防災計画（府危機管理部・関西電力株式会社・大阪ガス株式会社） 第1節 電気施設防災計画 第1 現状 発雷、大雨又は降雪時等により電気施設に被害のおそれがある場合には、気象情報に留意し、電力供給に支障を及ぼさないよう措置する。台風、暴風雨等により災害の発生が予想される場合は、関西電力株式会社防災業務計画に基づき非常災害対策本部を設置し、各担当部門ごとに重点的に巡視点検を行い、災害

		(略) 国指定建造物は府内に669棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている637棟のうち、未設置のものは16棟である。(略) 一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は1,153棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の333棟のうち約85%に設置されているが、登録建造物では約半数である。
		第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む） 府内における国指定文化財の所有者は409社寺等（国有・公有は除く。）である。(略) なお、有形民族文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在498所有者、825件（国有・公有は除く。）を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが183件（一部寄託6件を含む。）、これ以外の642件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは53件ある。残る589件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。
		第3 史跡、名勝、天然記念物 府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は139件（二府県にまたがるもの、地域を定めていないものは除く。）、府指定・登録・暫定登録の史跡、名勝、天然記念物は102件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。
		第3節 計画の内容 第3 史跡、名勝、天然記念物 史跡、名勝、天然記念物の指定地域内の防災については、建造物防災に準じた対策を推進する。 第5 文化的景観 重要文化的景観選定地域内にあつて重要な構成要素として特定された建造物については、国、府指定等建造物防災に準じた対策を推進する。 第6 文化財保護対策 1 文化財の所有者又は管理団体等に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。
		第14章 危険物等保安計画 〈図〉 高圧ガス施設 府消防保安課 075-414-4471 〈図〉 火薬類施設 府消防保安課 075-414-4471 府中丹広域振興局 0773-62-2506
		〈表〉 市町村相互応援協定締結状況一覧 番号 協定名称 消防団含む 44 京都中部広域消防組合・高槻市・亀岡市消防相互応援協定 ○ 45 京都中部広域消防組合・茨木市・亀岡市消防相互応援協定 ○ 46 京都中部広域消防組合・亀岡市・箕面市・豊能町消防相互応援協定 ○ 47 京都中部広域消防組合・能勢町・亀岡市・豊中市消防相互応援協定 ○
		第15章 消防組織整備計画 第3節 市町村地域防災計画に定める事項 〈図〉 防災機関へのヘリ等の支援を要請するときの連絡系統 府警察本部 航空隊（機動警ら課） 第八管区海上保安本部警備救難部運用司令センター
		第16章 鉄道施設防災計画 〈別図3〉 京都市市営地下鉄路線図 （最新状況に差替え）
		第18章 電気ガス施設防災計画（府危機管理部・関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社・大阪ガス株式会社） 第1節 電気施設防災計画 第1 現状 発雷、大雨又は降雪時等により電気施設に被害のおそれがある場合には、気象情報に留意し、電力供給に支障を及ぼさないよう措置する。台風、暴風雨等により災害の発生が予想される場合は、関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社防災業務計画に基づき非常災害対策本部を設置し、各担当部門ごとに重

発生を防止するとともに、災害発生時の応急復旧に必要な態勢を整える。

第3 計画の内容
(追加)

1 台風、洪水対策
(1) 水力発電設備
本館、屋外設備の防水工事、予備電源、排水装置の点検整備、出水時操作に関する規程類の整備と徹底

(3) 送電設備
電線路の基礎付近の点検及び、要注意箇所~~の~~設備強化

(2) 変電設備
洪水又は低地浸水災害予知箇所の本館、屋外設備の防護措置の実施と排水装置の点検整備。風による飛来物防護措置

(4) 配電設備
風圧による荷重を考慮した支持物の選定

(5) 火力発電設備
非常災害対策諸設備の点検整備
非常用電源の整備
飛散物対策の推進

(6) 通信設備
通信ケーブル回線の2ルート化の強化整備

(追加)

3 雪害対策
(追加)

(1) 水力発電設備
積雪特性の把握、地表変化の監視

(3) 送電設備
電線路の重要箇所から重点的に対策を推進

(2) 変電設備
同上

(4) 配電設備
多積雪地区において積雪の荷重を考慮した支持物の選定
電線への着雪量を考慮した難着雪電線等の設置

2 雷害対策
(1) 水力発電設備
架空地線及び避雷器の適正配置

(3) 送電設備
架空送電線の鉄塔に落雷時、電流をスムーズに大地に流すため、接地抵抗の低減措置の実施及び避雷器の取付地中送電線路については、必要に応じて架空地中併用線路の接続点に避雷器を設置

(2) 変電設備
同上

(4) 配電設備
配電線路の必要箇所における避雷器、架空地線等の設置

(5) 通信設備
重要通信回線の電源装置に対する、雷害被災防止施行の維持継続

4 地震対策
(1) 水力発電設備

点的に巡視点検を行い、災害発生を防止するとともに、災害発生時の応急復旧に必要な態勢を整える。

第3 計画の内容
関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社は、それぞれの会社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

1 水害対策
(1) 水力発電設備
過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予測に各事業所の特異性を考慮し防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置、建物の密閉化(窓の密閉化、ケーブルダクト閉鎖等)を実施する。

(2) 送電設備
鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。
地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

(3) 変電設備
浸水または冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさ上げを実施する。また、屋外機器は、基本的にかさ上げを行うが、かさ上げが困難なものについては、防水・耐水構造化または防水壁等を組み合わせて対処する。
(削除)

(削除)

(削除)

2 風害対策
各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電源設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

3 雪害対策
雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(1) 水力発電設備
雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

(2) 送電設備
鉄塔には、オフセット及び耐雪構造を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線及び架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

(3) 変電設備
機器架台のかさ上げ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

(4) 配電設備
緑まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。
(削除)

4 雷害対策
(削除)

(1) 送電設備
架空地線、避雷装置及びアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

(2) 変電設備
耐雷遮蔽及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

(3) 配電設備
襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。
(削除)

(削除)

		<p>ア <u>ダム設計基準による設計</u></p> <p>イ <u>JEAG5003 変電所等における電気設備の耐震設計指針等による設計</u></p> <p>ウ <u>建物は建築基準法による。</u></p> <p>(2) <u>変電設備</u></p> <p>ア <u>JEAG5003 変電所等における電気設備の耐震設計指針等による設計</u></p> <p>イ <u>建物は建築基準法による</u></p> <p>(3) <u>送電設備</u></p> <p><u>支持物、基礎地盤の地崩れ等の調査を行い異常箇所があれば設備強化を図る。</u></p> <p><u>地中線については管路及び入孔を耐震設計とする他、応急復旧ケーブルを備付ける。</u></p> <p>(4) <u>配電設備</u></p> <p><u>地震による荷重を考慮した支持物の選定</u></p> <p>(5) <u>通信設備</u></p> <p><u>マイクロ回線用反射板、空中線、鉄塔の耐震設計基準による設計と巡視点検による維持管理、通信機器の倒壊防止対策の実施管理</u></p> <p>(6) <u>火力発電設備</u></p> <p><u>消防法、電気事業法(発電所火力設備に関する技術基準)、建築基準法による設計</u></p> <p>5 <u>漏電出火対策</u></p> <p><u>樹木接触等による漏電防止</u></p> <p><u>引込巡視、お客さま電気設備定期調査の計画実施、お客さま不良電気設備の改修促進</u></p>
<p>実際の運用との整合（警察本部）</p>	<p>203</p>	<p>第19章 資材器材等整備計画</p> <p>第2節 <u>応急復旧資材確保計画</u></p> <p>第3節 <u>警備用資材器材等</u></p> <p>(1) <u>巡回による点検整備</u></p> <p><u>5月から8月の間に本部主管課係員を本部、機動隊及び各警察署に計画的に派遣して、災害警備用装備資機材の点検整備を実施する。</u></p> <p>(2) <u>随時点検整備</u></p> <p><u>9月から3月の間に本部主管課係員を本部、機動隊及び各警察署に随時巡回させ、災害警備用装備資機材の点検整備を実施する。</u></p> <p>(3) <u>自主点検整備</u></p> <p>毎月1回、本部、機動隊及び各警察署において災害警備用装備資機材の自主点検を実施する。</p> <p>第3節 <u>食料及び生活必需品の確保計画</u></p> <p>第1節 <u>生活物資の備蓄</u></p> <p>4 <u>備蓄物資の保管</u></p> <p>(1) 府の備蓄は、次の各箇所の倉庫での備蓄の他、分散備蓄に配慮することとし、物資の品目及び数量は別に定める。また、今後の大規模公共施設の建設に当たっては、備蓄物資の保管及び荷捌きの機能を付与することを検討し、府域全体での効率的な備蓄体制の構築に努める。</p> <p>宮津倉庫：宮津市宇吉原 府宮津総合庁舎内</p> <p>福知山倉庫：福知山市篠尾 府福知山総合庁舎内</p> <p>丹波倉庫：船井郡京丹波町曾根崩下代 府立丹波自然運動公園内</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>亀岡倉庫：亀岡市荒塚町 府亀岡総合庁舎内</p> <p>京都倉庫：京都市上京区中立売通小川東入三丁目 旧府知的障害者更正相談所</p> <p><u>北山倉庫：京都市左京区下鴨半木町 旧府立総合資料館内</u></p> <p>近衛倉庫：京都市左京区吉田近衛町 旧府洛東病院近衛寮</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>八幡倉庫：八幡市八幡樋ノ口 府消防学校</p> <p>木津倉庫：木津川市木津上戸 府木津総合庁舎内</p>
<p>備蓄倉庫の新設及び廃止による改定（危機管理部）</p>	<p>204</p>	<p>(1) 府の備蓄は、次の各箇所の倉庫での備蓄の他、分散備蓄に配慮することとし、物資の品目及び数量は別に定める。また、今後の大規模公共施設の建設に当たっては、備蓄物資の保管及び荷捌きの機能を付与することを検討し、府域全体での効率的な備蓄体制の構築に努める。</p> <p>宮津倉庫：宮津市宇吉原 府宮津総合庁舎内</p> <p>福知山倉庫：福知山市篠尾 府福知山総合庁舎内</p> <p>丹波倉庫：船井郡京丹波町曾根崩下代 府立丹波自然運動公園内</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>亀岡倉庫：亀岡市荒塚町 府亀岡総合庁舎内</p> <p>京都倉庫：京都市上京区中立売通小川東入三丁目 旧府知的障害者更正相談所</p> <p><u>北山倉庫：京都市左京区下鴨半木町 旧府立総合資料館内</u></p> <p>近衛倉庫：京都市左京区吉田近衛町 旧府洛東病院近衛寮</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>八幡倉庫：八幡市八幡樋ノ口 府消防学校</p> <p>木津倉庫：木津川市木津上戸 府木津総合庁舎内</p>
<p>大規模災害時における物流に係る関係機関・関係事業者との協議に基づく改定（危機管理部）</p>	<p>205</p>	<p>第4節 <u>物資輸送拠点の整備</u></p> <p>3 府は<u>宅配業者、倉庫業者、メーカー事業者等</u>と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し、物資の滞留を防ぐ配送システムを整備するよう努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第7節 <u>市町村地域防災計画で定める事項</u></p> <p>1 <u>食料供給計画</u></p>

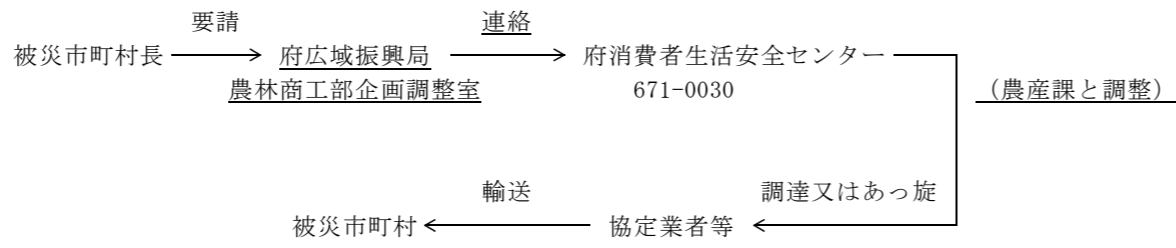
<p>(削除)</p>
<p>第19章 資材器材等整備計画</p> <p>第2節 <u>応急復旧資材確保計画</u></p> <p>第3節 <u>警備用資材器材等</u></p> <p>(1) <u>定期点検整備</u></p> <p><u>毎年1回、出水期前に本部、機動隊及び各警察署において災害警備活動用装備資機材の点検整備を実施する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) <u>自主点検整備</u></p> <p>毎月1回、本部、機動隊及び各警察署において災害警備用装備資機材の自主点検を実施する。</p> <p>第3節 <u>食料及び生活必需品の確保計画</u></p> <p>第1節 <u>生活物資の備蓄</u></p> <p>4 <u>備蓄物資の保管</u></p> <p>(1) 府の備蓄は、次の各箇所の倉庫での備蓄の他、分散備蓄に配慮することとし、物資の品目及び数量は別に定める。また、今後の大規模公共施設の建設に当たっては、備蓄物資の保管及び荷捌きの機能を付与することを検討し、府域全体での効率的な備蓄体制の構築に努める。</p> <p>宮津倉庫：宮津市宇吉原 府宮津総合庁舎内</p> <p>福知山倉庫：福知山市篠尾 府福知山総合庁舎内</p> <p>丹波倉庫：船井郡京丹波町曾根崩下代 府立丹波自然運動公園内</p> <p><u>スタジアム倉庫：亀岡市追分町 サンガスタジアム by KYOCERA</u></p> <p>亀岡倉庫：亀岡市荒塚町 府亀岡総合庁舎内</p> <p>京都倉庫：京都市上京区中立売通小川東入三丁目 旧府知的障害者更正相談所</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>近衛倉庫：京都市左京区吉田近衛町 旧府洛東病院近衛寮</p> <p><u>向日町倉庫：向日市寺戸町西ノ段 向日町競輪場</u></p> <p><u>乙訓倉庫：向日市上植野町馬立 乙訓総合庁舎内</u></p> <p>八幡倉庫：八幡市八幡樋ノ口 府消防学校</p> <p>木津倉庫：木津川市木津上戸 府木津総合庁舎内</p> <p>第4節 <u>物資輸送拠点の整備</u></p> <p>3 府は<u>トラック協会及び倉庫協会</u>と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し、物資の滞留を防ぐ配送システムを整備するよう努める。</p> <p><u>4 府は、救援物資が大量に搬入され、1の広域物資輸送拠点では管理が困難な場合又は長期化が予想される場合に備えて、救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等を大手物流業者へ一任する体制を整備する。</u></p> <p>第7節 <u>市町村地域防災計画で定める事項</u></p> <p>1 <u>食料供給計画</u></p>

実際の運用との整合（警察本部）

京都市の救助実施市の指定等に
伴う改定（危機管理部）

206 (5) 炊出し、その他による食品の給食計画等（「自衛隊、警察等の支援又は協力による炊出し連絡系統」参照）

207 <図> 食料品の調達等系統
(1) 応急対策用食料品の調達又はあっ旋ルート



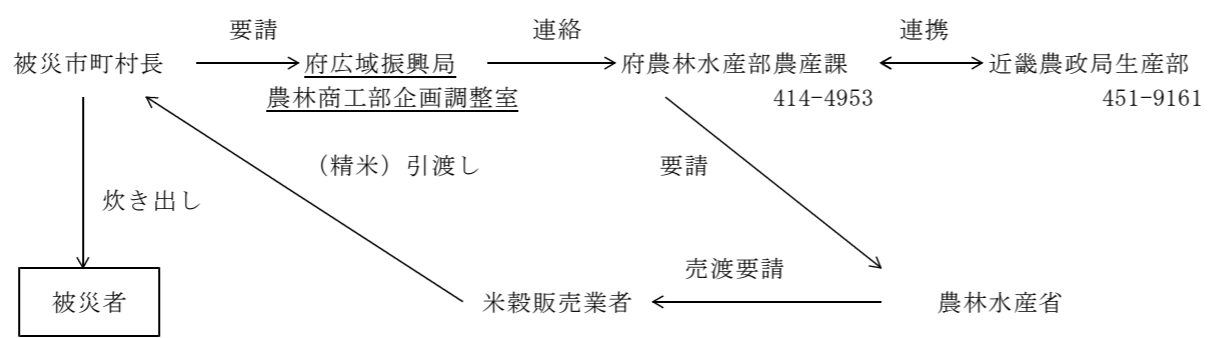
注1 京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町が応援要請する場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。

2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

(追加)

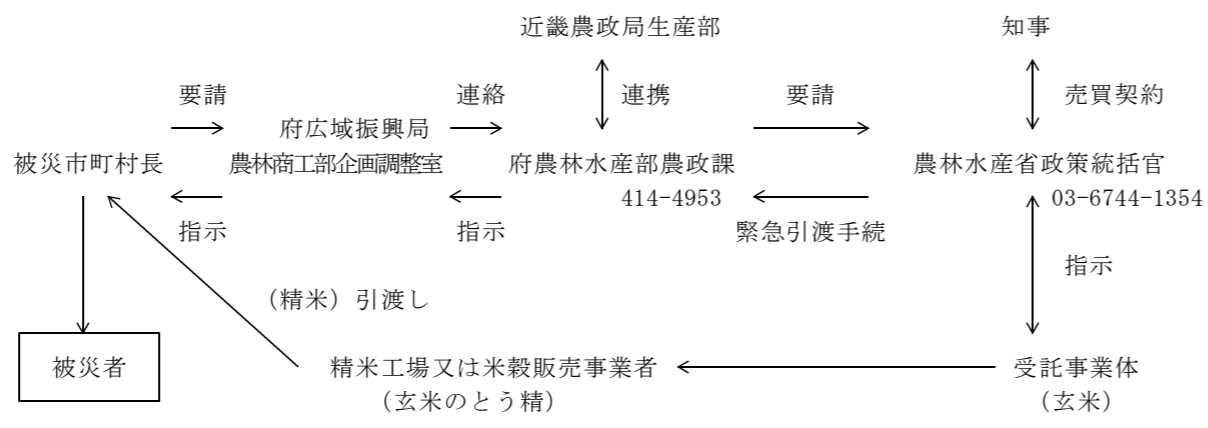
※ (略)

(2) 米穀の緊急引渡ルート
(a) 販売事業者からの調達



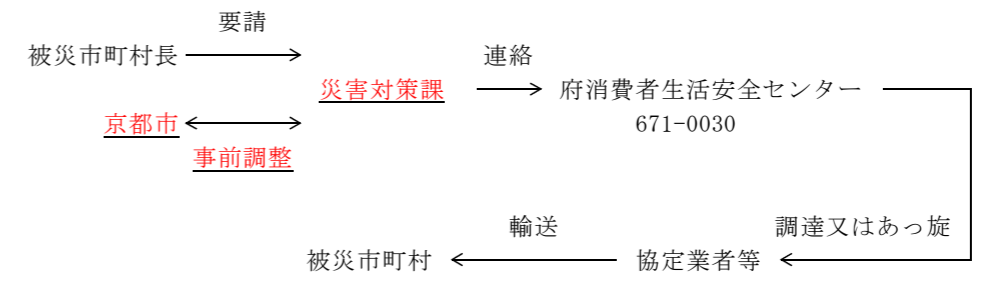
(追加)

(b) 政府所有米穀の調達
(略)



(5) 炊き出し、その他による食品の給食計画等（「自衛隊等」の支援又は協力による炊出し連絡系統」参照）

<図> 食料品の調達等系統
(1) 応急対策用食料品の調達又はあっ旋ルート



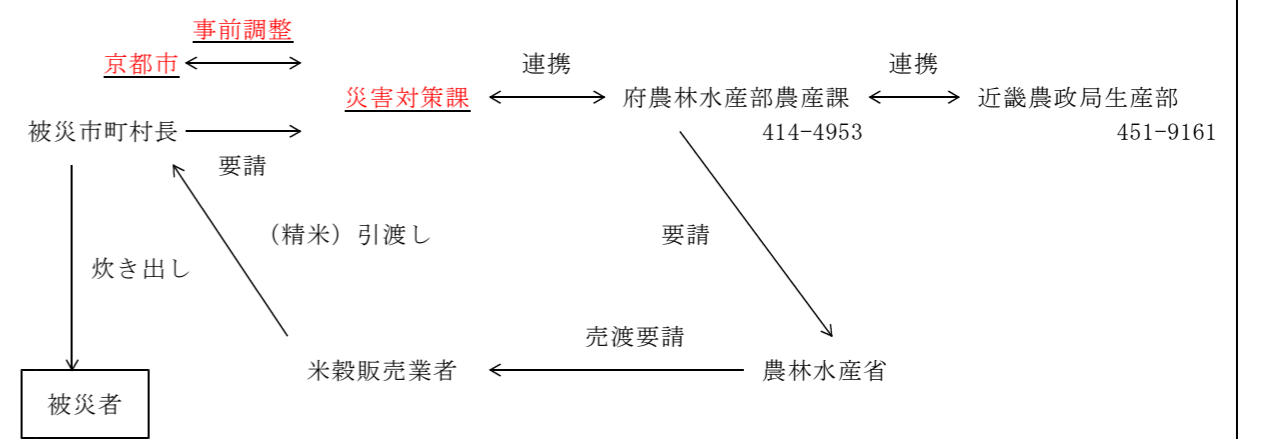
(削除)

注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

2 府消費者生活安全センターが関与していない協定業者等については、災害対策課が調達又はあっ旋するものとする。

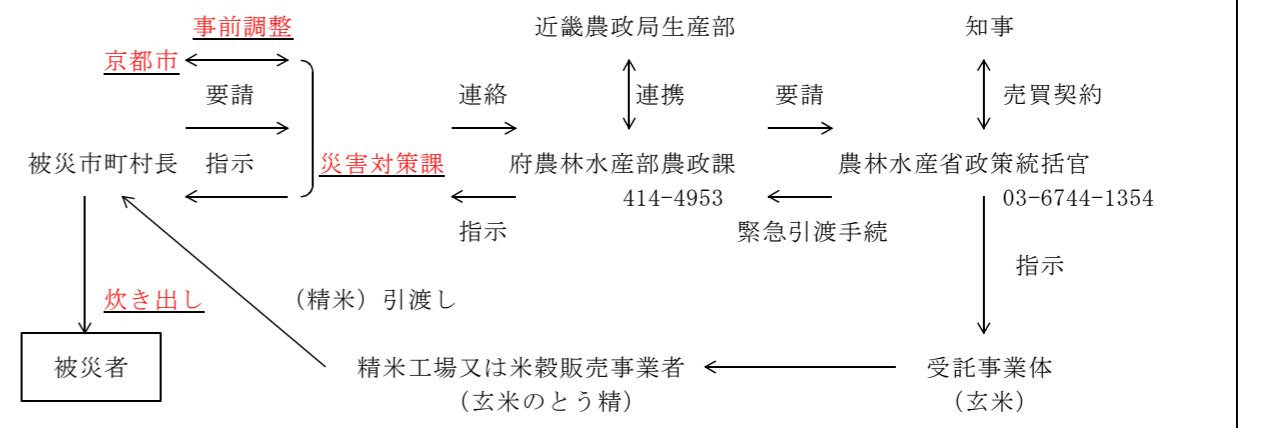
※ (略)

(2) 米穀の緊急引渡ルート
(a) 販売事業者からの調達



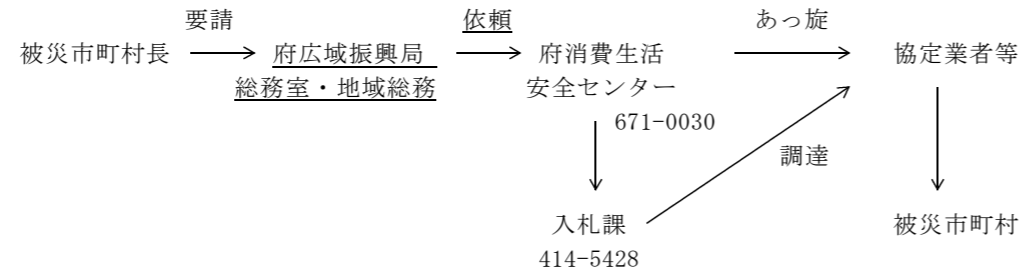
注 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

(b) 政府所有米穀の調達
(略)



〈図〉生活必需物品の調達系統

(1) 災害救助法により府が調達及び給貸与する場合

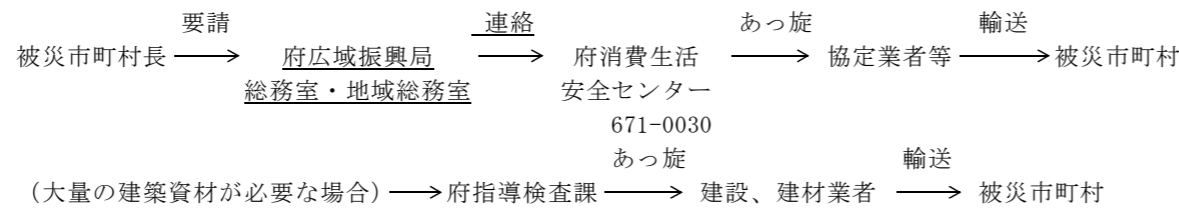


注1 京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町が応援要請する場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。

2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

(追加)

(2) 被災市町村から府に物資あっ旋を要請する場合

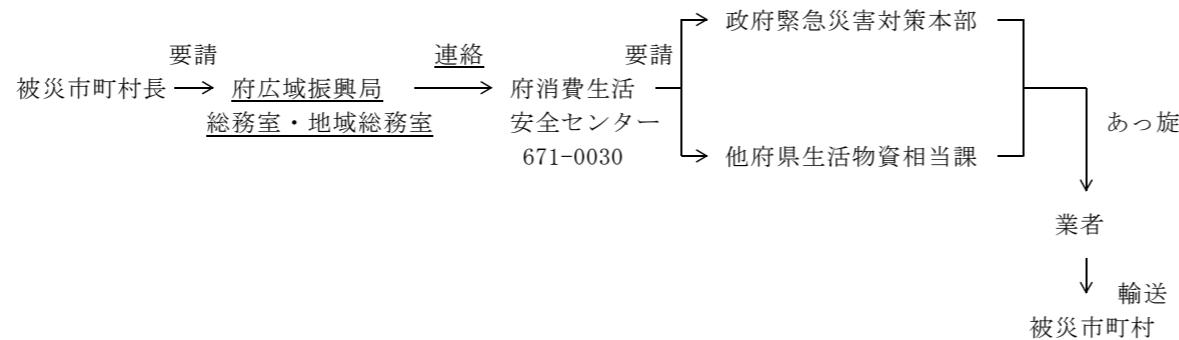


注1 京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町が応援要請する場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。

2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

(追加)

(3) 国又は他府県に物資あっ旋を要請する場合



注1 京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町が応援要請する場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。

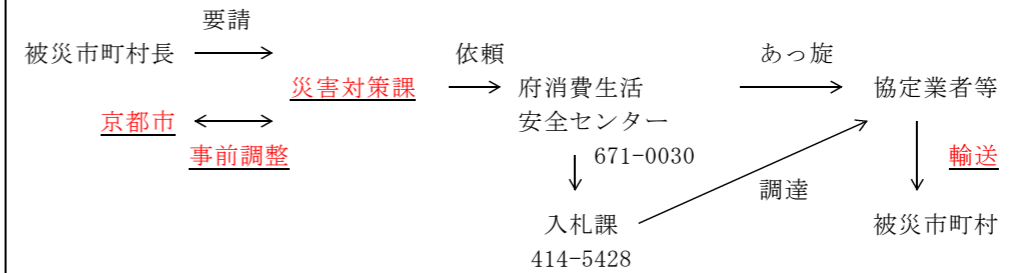
2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

(追加)

注 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

〈図〉生活必需物品の調達系統

(1) 災害救助法により府が調達及び給貸与する場合

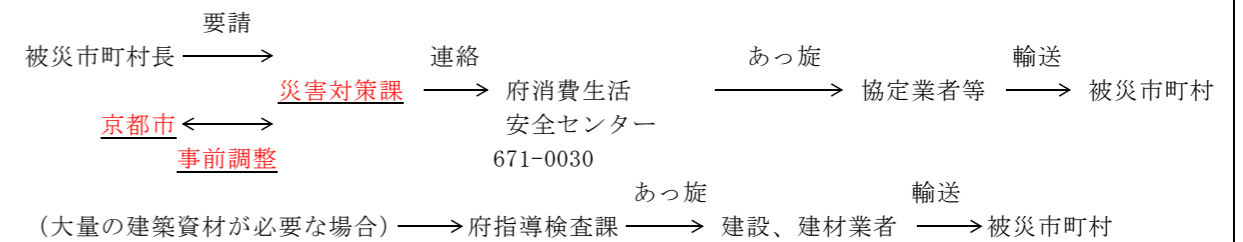


(削除)

注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

2 府消費者生活安全センターが関与していない協定業者等については、災害対策課が調達又はあっ旋するものとする。

(2) 被災市町村から府に物資あっ旋を要請する場合

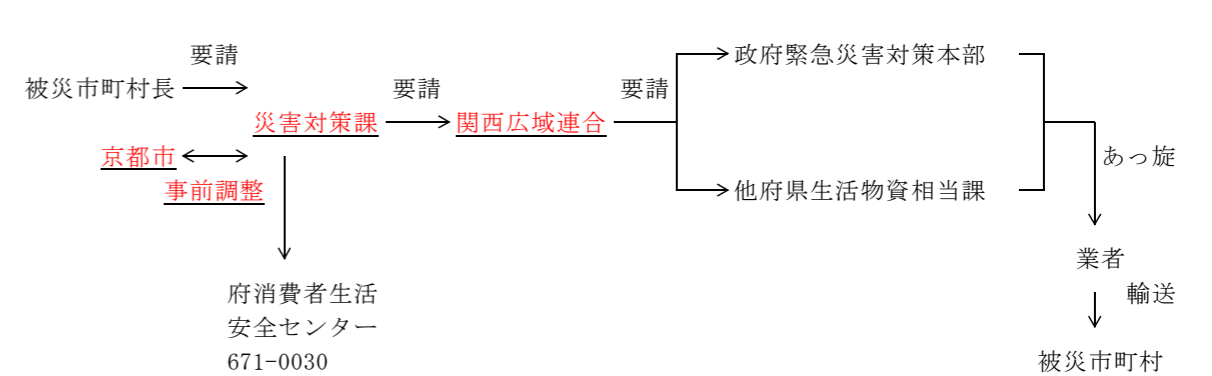


(削除)

注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

2 府消費者生活安全センターが関与していない協定業者等については、災害対策課が調達又はあっ旋するものとする。

(3) 国又は他府県に物資あっ旋を要請する場合



(削除)

注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

2 府消費者生活安全センターが関与していない協定業者等については、災害対策課が調達又はあっ旋

<p>実際の運用との整合（警察本部） 京都市の救助実施市の指定に伴う改定（危機管理部）</p>	<p>209 <図> 自衛隊、<u>警察</u>等の支援又は協力による炊出し連絡系統</p>  <p>被災市町村長 ↓ 支援要請 府広域振興局 総務室・地域総務室 ↓ 連絡 府災害対策課 414-4472 ↓ 要請 陸上自衛隊 (略) ↓ 出動 被災地へ</p> <p>被災市町村長 ↓ 協力要請 府広域振興局 総務室・地域総務室 ↓ 連絡 府災害対策課 414-4472 ↓ 要請 海上自衛隊 (略) ↓ 出動 被災地へ</p> <p>被災市町村長 ↓ 協力要請 府広域振興局 総務室・地域総務室 ↓ 連絡 府災害対策課 414-4472 ↓ 要請 京都府警察本部 (略) ↓ 出動 被災地へ</p> <p>第20章 防災知識普及計画</p>	<p>するものとする。</p> <p><図> 自衛隊等の支援又は協力による炊出し連絡系統</p>  <p>被災市町村長 京都市長 被災市町村長 京都市長</p> <p>↓ 支援要請 ↑ 事前調整 ↓ 協力要請 ↑ 事前調整</p> <p>府災害対策課 414-4472 ↓ 要請 陸上自衛隊 (略) ↓ 出動 被災地へ</p> <p>府災害対策課 414-4472 ↓ 要請 海上自衛隊 (略) ↓ 出動 被災地へ</p> <p>第20章 防災知識普及計画</p>
<p>防災基本計画を踏まえた改定（危機管理部）</p>	<p>210 第1節 計画の方針 (略) (追加)</p> <p><u>また</u>、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>第2節 計画の内容 第2 防災リーダーの養成 2 市町村消防団や自主防災組織と連携し、避難行動タイムラインに基づくプッシュ型の避難を地域内で呼びかける「災害時声掛け<u>隊</u>」等の体制を確立する。 第3 一般住民に対する啓発 5 普及の内容 (2) 日常普段の減災に向けた取組 ク 物資の備蓄、耐震補強等安全への投資 (5) 緊急地震速報の普及・啓発</p>	<p>第1節 計画の方針 (略)</p> <p><u>また、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。</u></p> <p><u>さらに</u>、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>第2節 計画の内容 第2 防災リーダーの養成 2 市町村消防団や自主防災組織と連携し、避難行動タイムラインに基づくプッシュ型の避難を地域内で呼びかける「災害時声掛け<u>人材</u>」等の体制を確立する。 第3 一般住民に対する啓発 5 普及の内容 (2) 日常普段の減災に向けた取組 ク 物資の備蓄、耐震補強、<u>家具・ブロック塀等の転倒防止</u>等安全への投資 (5) 緊急地震速報、<u>南海トラフ地震臨時情報、5段階の警戒レベル</u>の普及・啓発</p>
<p>字句修正等（危機管理部）</p>	<p>211 5 普及の内容 (2) 日常普段の減災に向けた取組 ク 物資の備蓄、耐震補強等安全への投資 (5) 緊急地震速報の普及・啓発</p>	<p>第3節 学校等における防災教育 (追加) 各学校においては、防災に関する学習と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。 (追加) また、大学等は、積極的に防災知識の展示等の防災啓発活動を行う学生等を支援するよう努める。</p>
<p>防災基本計画を踏まえた改定（危機管理部）</p>	<p>212 第3節 学校等における防災教育 (追加) 各学校においては、防災に関する学習と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。 (追加) また、大学等は、積極的に防災知識の展示等の防災啓発活動を行う学生等を支援するよう努める。</p> <p>第21章 防災訓練・調査計画 第1節 防災訓練計画 第1 計画の方針 非常災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟と関係機関の有機的な連携を強化して、応急対策にあたる体制を整備強化するとともに、府民、自主防災組織、民間企業及びボランティアの防災に対する関心を高める。</p>	<p>第3節 学校等における防災教育 <u>府及び市町村は、学校における体系的な防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。</u> 各学校においては、防災に関する学習と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。 <u>特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。</u> また、大学等は、積極的に防災知識の展示等の防災啓発活動を行う学生等を支援するよう努める。</p> <p>第21章 防災訓練・調査計画 第1節 防災訓練計画 第1 計画の方針 非常災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟と関係機関の有機的な連携を強化して、応急対策にあたる体制を整備強化するとともに、府民、自主防災組織、民間企業及び<u>NPO</u>・ボランティアの防災に対する関心を高める。</p>
<p>字句修正等（危機管理部）</p>	<p>213 第1節 防災訓練計画 第1 計画の方針 非常災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟と関係機関の有機的な連携を強化して、応急対策にあたる体制を整備強化するとともに、府民、自主防災組織、民間企業及びボランティアの防災に対する関心を高める。</p> <p>第22章 自主防災組織整備計画 第2節 地域における取組 第5 自主防災組織の内容 1 規約 (1) 役員 ア 防災責任者及びその任務 2 防災計画の策定</p>	<p>第2節 計画の内容 第2 防災リーダーの養成 2 市町村消防団や自主防災組織と連携し、避難行動タイムラインに基づくプッシュ型の避難を地域内で呼びかける「災害時声掛け<u>人材</u>」等の体制を確立する。 第3 一般住民に対する啓発 5 普及の内容 (2) 日常普段の減災に向けた取組 ク 物資の備蓄、耐震補強、<u>家具・ブロック塀等の転倒防止</u>等安全への投資 (5) 緊急地震速報、<u>南海トラフ地震臨時情報、5段階の警戒レベル</u>の普及・啓発</p> <p>第22章 自主防災組織整備計画 第2節 地域における取組 第5 自主防災組織の内容 1 規約 (1) 役員 ア 防災<u>リーダー</u>及びその任務 2 防災計画の策定</p>

女性等多様な視点での防災対策意見交換会を踏まえた改定 (危機管理部)	216	(6) 防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。 (8) 避難場所（指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所を含む。）、避難 <u>道路</u> 、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。	(6) 防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。 <u>特に、地域の消防団員や民生委員等と連携した協力体制を整えること。</u> (8) 避難場所（指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所を含む。）、避難 <u>経路</u> 、避難 <u>情報</u> の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。
中小企業強靱化法の一部改正に伴う改定（商工労働観光部）	218	<p>第23章 企業等防災対策促進計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 企業等における防災対策</p> <p>1 事業所等における防災活動の推進</p> <p>事業所等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に果たすことができる役割（従業員及び顧客の安全、事業継続の維持、地域住民との連携）を十分に認識し、各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画の策定などの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。 <u>（追加）</u></p> <p>（略）</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>第23章 企業等防災対策促進計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 企業等における防災対策</p> <p>1 事業所等における防災活動の推進</p> <p>事業所等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に果たすことができる役割（従業員及び顧客の安全、事業継続の維持、地域住民との連携）を十分に認識し、各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画の策定などの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。 <u>府、市町村、商工会議所・商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化計画の策定支援に努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p>
防災基本計画修正（令和2年5月）及び内閣官房「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」最終とりまとめに基づく改定 (危機管理部)	219	<p><u>（追加）</u></p> <p>4 災害時の企業等の事業継続</p> <p>(2) 事業継続計画の策定</p> <p>（略）</p>	<p>4 災害時における出勤抑制</p> <p><u>豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p>5 災害時の企業等の事業継続</p> <p>(2) 事業継続計画の策定</p> <p>（略）</p>
字句修正等（危機管理部）	220	<p>また、「事業継続計画」の策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮するとともに、「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン」、「京都BCP検討会議」（京都府防災会議）が示した「事業継続計画モデルプラン（入門編）」等を参考として、計画策定に努める。</p>	<p>また、「事業継続計画」の策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮するとともに、「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン」、「京都BCP<u>推進</u>会議」（京都府防災会議）が示した「事業継続計画モデルプラン（入門編）」等を参考として、計画策定に努める。</p>
京都BCPの取組を踏まえた改定（危機管理部）	220	<p>第2 京都BCPの普及</p> <p>2 京都BCP行動指針</p> <p>府は、京都BCPの取組を促進するため、関係団体等がとるべき行動の指針（京都BCP行動指針）を作成し、関係団体等と連携して、その周知を図るとともに、京都BCPの<u>取組を推進する組織の立上げを進めるものとする。</u></p> <p>また、<u>企業等や関係団体等に対して、BCP策定企業の実態調査の実施、セミナー・意見交換会の実施、京都全体が一元的な災害対応を行える情報共有体制の確立、経済団体や金融関係機関、ライフライン事業者との連携強化、図上訓練の実施、地域内の協力協定の見直しなど、京都BCPの取組の普及啓発に努めるものとする。</u></p>	<p>第2 京都BCPの普及</p> <p>2 京都BCP行動指針</p> <p>府は、京都BCPの取組を促進するため、関係団体等がとるべき行動の指針（京都BCP行動指針）を作成し、関係団体等と連携して、その周知を図るとともに、京都BCP推進<u>会議において取組内容を推進するものとする。</u></p> <p>また、BCP策定企業の実態調査の実施、セミナー・意見交換会の実施、経済団体との連携強化、<u>地元金融機関意見交換会・ライフライン連絡会の定期開催による情報共有体制や相互応援・連携体制の確立、</u>図上訓練の実施、<u>特定の地域等における連携型BCPの実践</u>など、京都BCPの取組を<u>推進するものとする。</u></p>
字句修正等（建設交通部）	224	<p>第25章 交通対策及び輸送計画</p> <p>〈表〉 緊急交通路指定予定路線一覧表</p>	<p>第25章 交通対策及び輸送計画</p> <p>〈表〉 緊急交通路指定予定路線一覧表 <u>（最新状況に差替え）</u></p>
同上（建設交通部）	225	<p>〈図〉 緊急交通路指定予定路線図（高速・<u>自動車専用道路</u>）</p>	<p>〈図〉 緊急交通路指定予定路線図（高速道路等） <u>（最新状況に差替え）</u></p>
同上（建設交通部）	226	<p>〈図〉 緊急交通指定予定路線図（国道） 高速・<u>自動車専用道路</u></p>	<p>〈図〉 緊急交通指定予定路線図（国道） 高速道路等</p>
同上（建設交通部）	227	<p>〈図〉 緊急交通指定予定路線図（京都市内） 高速・<u>自動車専用道路</u></p>	<p>〈図〉 緊急交通指定予定路線図（京都市内） 高速道路等</p>
字句修正等（健康福祉部）	228	<p>第26章 医療助産計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 災害時に拠点となる医療施設</p> <p>府は、災害時の患者受け入れ機能、医薬品等の<u>資器材</u>の備蓄機能を備えた災害時に拠点となる医療施設を確保する。</p>	<p>第26章 医療助産計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 災害時に拠点となる医療施設</p> <p>府は、災害時の患者受け入れ機能、医薬品等の<u>資器材</u>の備蓄機能を備えた災害時に拠点となる医療施設を確保する。</p>
字句修正等（健康福祉部）	229	<p>第4 緊急災害医療チーム</p> <p>1 府は、災害拠点病院等の中から、災害時に<u>緊急</u>災害医療チームを派遣するよう指示する医療機関を</p>	<p>第4 災害派遣医療チーム</p> <p>1 府は、災害拠点病院等の中から、災害時に災害<u>派遣</u>医療チームを派遣するよう指示する医療機関を</p>

災害時小児周産期リエゾンの追加（健康福祉部）	229	<p>あらかじめ定めておく。</p> <p>2 緊急災害医療チームは、災害・事故等の急性期（発生後概ね4 8時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けたチームであり、被災地に迅速に駆け付け、現地災害対策本部等の指示に従い、救出・救助部門と合同して、救急医療を行う。そのため、派遣元となる医療機関は日ごろから災害時等に備え、チームの編成及び訓練の実施に努める。</p> <p>第5 災害医療コーディネーターの委嘱</p> <p>2 府は、委嘱された者から、原則として<u>災害対策本部</u>において活動する本部災害医療コーディネーターを指名し、また二次医療圏毎に災害拠点病院、保健所等で活動する地域災害医療コーディネーターを指名する。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>あらかじめ定めておく。</p> <p>2 災害<u>派遣</u>医療チームは、災害・事故等の急性期（発生後概ね4 8時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けたチームであり、被災地に迅速に駆け付け、現地災害対策本部等の指示に従い、救出・救助部門と合同して、救急医療を行う。そのため、派遣元となる医療機関は日ごろから災害時等に備え、チームの編成及び訓練の実施に努める。</p> <p>第5 災害医療コーディネーターの委嘱</p> <p>2 府は、委嘱された者から、原則として<u>保健医療福祉調整本部</u>において活動する本部災害医療コーディネーターを指名し、また二次医療圏毎に災害拠点病院、保健所等で活動する地域災害医療コーディネーターを指名する。</p> <p><u>3 府は、災害の発生時において、必要な小児・周産期医療を迅速かつ的確に提供できる体制を構築するため、災害医療及び小児・周産期医療に精通し、かつ京都府の医療の現状を熟知している者を、災害時小児周産期リエゾンに委嘱する。</u></p>
字句修正等（健康福祉部）	230	<p>第10 地域レベルでの災害対策強化</p> <p>1 保健所・市町村等の行政担当者や地域の医師会や災害拠点病院等の医療関係者、医療チーム等が定期的に情報交換する場（地域災害医療連携協議会）の設置</p>	<p>第10 地域レベルでの災害対策強化</p> <p>1 保健所・市町村等の行政担当者や地域の医師会や災害拠点病院等の医療関係者、<u>災害派遣</u>医療チーム等が定期的に情報交換する場（地域災害医療連携協議会）の設置</p>
防災基本計画修正（令和2年5月）及び内閣官房「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」最終とりまとめに基づく改定（危機管理部）	232	<p>第27章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第3 避難行動要支援者対策</p> <p>3 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認</p> <p>市町村は、市町村防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>第27章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第3 避難行動要支援者対策</p> <p>3 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認</p> <p>市町村は、市町村防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。</p> <p><u>この場合、ハザードマップ等を用いて、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出して、優先的に避難支援することとし、その情報を防災担当部局と福祉担当部局等の部局間で共有する。</u></p>
防災基本計画を踏まえた改定（府民環境部）	234	<p>また、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、該当市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、災害時に迅速に避難できるように地域住民との交流を促す。また、社会福祉事業者も含め、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、個別計画の作成や実行性の検証を踏まえた見直し、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。</p>	<p>また、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、該当市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、災害時に迅速に避難できるように地域住民との交流を促す。また、社会福祉事業者も含め、多様な主体の協力を得ながら、<u>避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認</u>、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、個別計画の作成や実行性の検証を踏まえた見直し、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。</p>
防災基本計画を踏まえた改定（府民環境部）	234	<p>第28章 廃棄物処理に係る防災体制の整備</p> <p>第2節 廃棄物処理に係る防災計画</p> <p>第2 市町村の施策</p> <p>3 市町村は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>第28章 廃棄物処理に係る防災体制の整備</p> <p>第2節 廃棄物処理に係る防災計画</p> <p>第2 市町村の施策</p> <p>3 市町村は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p><u>(5) 災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬ができる体制を確保すること。</u></p>
字句修正等（危機管理部）	236	<p>第30章 ボランティアの登録・支援等計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>災害発生時に、被災者の多様なニーズにきめ細かく対応するには、ボランティアの協力が不可欠であるため、災害時に被災者を支援するボランティア（以下「災害ボランティア」という。）の活動が円滑に行えるよう、ボランティアの自主性に配慮しつつ、必要な対策を講じるものとする。</p>	<p>第30章 ボランティアの登録・支援等計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>災害発生時に、被災者の多様なニーズにきめ細かく対応するには、ボランティア<u>等</u>の協力が不可欠であるため、災害時に被災者を支援するボランティア（以下「災害ボランティア」という。）<u>等</u>の活動が円滑に行えるよう、ボランティア<u>等</u>の自主性に配慮しつつ、必要な対策を講じるものとする。</p>
防災基本計画を踏まえた改定（危機管理部）	236	<p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 京都府災害時等応援協定ネットワーク会議</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 京都府災害時等応援協定ネットワーク会議</p> <p>第2 NPO・ボランティアとの連携</p> <p><u>1 府及び市町村は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携を図る。</u></p> <p><u>2 府は、加盟団体が相互に助け合う「災害時連携NPO等ネットワーク」と連携し、災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</u></p>
防災基本計画を踏まえた改定（危機管理部）	236	<p>第2 <u>一般ボランティア（特に資格、技術を必要としない業務に従事するボランティア）</u></p> <p>1 受入体制の整備</p> <p>(1) <u>一般ボランティア</u>については、ボランティア関係団体の協力を得て事前登録を行うほか、災害発生後は、「京都府災害ボランティアセンター」及び「市町村災害ボランティアセンター」が受入・派遣の受給調整、</p>	<p>第3 <u>災害</u>ボランティア</p> <p>1 受入体制の整備</p> <p>(1) <u>災害</u>ボランティアについては、ボランティア関係団体の協力を得て事前登録を行うほか、災害発生後は、「京都府災害ボランティアセンター」及び「市町村災害ボランティアセンター」が受入・派遣の受給調整、</p>

<p>時点修正（京都市）</p>	<p>239</p>	<p>活動支援等を行うものとし、京都市は、災害時における体制の整備に必要な機器の確保等に努める。</p> <p>2 一般ボランティアの活動環境整備（略）</p> <p>第3 災害ボランティアに関する啓発（略）</p> <p>第31章 広域応援体制の整備</p> <p>〈表〉平成31年度 緊急消防援助隊登録状況</p>	<p>活動支援等を行うものとし、京都市は、災害時における体制の整備に必要な機器の確保等に努める。</p> <p>2 災害ボランティアの活動環境整備（略）</p> <p>第4 災害ボランティアに関する啓発（略）</p> <p>第31章 広域応援体制の整備</p> <p>〈表〉令和2年度 緊急消防援助隊登録状況 <u>（最新状況に差替え）</u></p>
<p>防災基本計画修正（令和2年5月）及び内閣官房「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」最終とりまとめに基づく改定（危機管理部）</p>	<p>244</p>	<p>第34章 避難に関する計画</p> <p>第2節 避難の周知徹底</p> <p>第2 避難勧告等の周知</p> <p>市町村等は、災害により危険区域内の居住者に避難すべきことを知らせる伝達手段をあらかじめ周知しておく。</p> <p>また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>市町村は、避難勧告等を発令する際には、内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」を踏まえ、防災情報等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように周知する。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>特に、実際に災害が発生しているとの情報は、命を守るための行動に極めて有益であり、市町村は、災害発生を把握した場合、緊急メール等を活用して災害発生情報（レベル5災害発生情報）を発令し、命を守る最善の行動を呼びかける。</p>	<p>第34章 避難に関する計画</p> <p>第2節 避難の周知徹底</p> <p>第2 避難勧告等の周知</p> <p>市町村等は、災害により危険区域内の居住者に避難すべきことを知らせる伝達手段をあらかじめ周知しておく。</p> <p>また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>市町村は、避難勧告等を発令する際には、内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」を踏まえ、防災情報等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように周知する。</p> <p><u>このため、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、</u>実際に災害が発生しているとの情報は、命を守るための行動に極めて有益であり、市町村は、災害発生を把握した場合、緊急メール等を活用して災害発生情報（レベル5災害発生情報）を発令し、命を守る最善の行動を呼びかける。</p>
<p>防災基本計画を踏まえた改定（危機管理部）</p>	<p>245</p>	<p>第3節 指定緊急避難場所の指定等及び避難経路の選定</p> <p>第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</p> <p>2 （略）なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあたっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。（略）</p> <p>3 市町村は、<u>一般の避難所</u>では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。</p>	<p>第3節 指定緊急避難場所の指定等及び避難経路の選定</p> <p>第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</p> <p>2 （略）なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあたっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、<u>また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの</u>を指定するものとする。（略）</p> <p>3 市町村は、<u>指定避難所内の一般避難スペース</u>では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。</p>
<p>防災基本計画修正（令和2年5月）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症の対応について」等（内閣府等通知）を踏まえた改定（危機管理部）</p>	<p>245</p>	<p>第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備</p> <p>第1 避難・設備・物資の備蓄</p> <p>避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資の備蓄に努める。</p> <p>第2～第3 （略） <u>（追加）</u></p> <p>第7節 市町村の避難計画</p>	<p>第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備</p> <p>第1 避難・設備・物資の備蓄</p> <p>避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資（<u>食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等</u>）の備蓄に努める。</p> <p>第2～第3 （略）</p> <p>第4 新型インフルエンザ等府内感染者発生に備えた対策</p> <p><u>市町村は、新型インフルエンザ等感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応も含め、平常時から防災担当部局と福祉担当部局と連携して、避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を検討する。</u></p> <p><u>また、避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出た場合の対応方法を定める。</u></p> <p>第7節 市町村の避難計画</p>
<p>避難勧告等に関するガイドラインとの整合（建設交通部）</p>	<p>251</p>	<p>〈表〉避難勧告等の発令の参考となる情報</p> <p>(2) 土砂災害</p>	<p>〈表〉避難勧告等の発令の参考となる情報</p> <p>(2) 土砂災害</p>

レベル相当情報	避難情報	土砂災害警戒区域（もしくは土砂災害危険箇所）
警戒レベル3相当情報	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）が発表された場合 土砂災害警戒判定メッシュ情報で「警戒」と判定された場合 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 次の前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量に変化）が発見された場合
警戒レベル4相当情報	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報（土砂災害）が発表された場合 土砂災害警戒判定メッシュ情報で「非常に危険」と判定された場合 次の前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合
	避難指示（緊急）※緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報システムにおいて、実況で土砂災害警戒情報基準線（C.L.）を超過した場合 土砂災害警戒判定メッシュ情報で「極めて危険」と判定された場合 次の前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合
警戒レベル5相当情報	災害発生情報※可能な範囲で発表	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害が発生した場合 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ※大雨特別警報（土砂災害）は、土砂災害の発生情報ではないことから、災害発生情報の発令基準としては用いず、避難勧告等の対象区域の範囲が十分であるかどうか等を再度確認するために用いる。

レベル相当情報	避難情報	土砂災害警戒区域（もしくは土砂災害危険箇所）
警戒レベル3相当情報	避難準備・高齢者等避難開始	<ol style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
警戒レベル4相当情報	避難勧告	<ol style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
	避難指示（緊急）※緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	<ol style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合
警戒レベル5相当情報	災害発生情報※可能な範囲で発表	<ol style="list-style-type: none"> 土砂災害が発生した場合

関西電力㈱の分社化に伴う改定
（関西電力送配電㈱）

252 第9節 駅、地下街における避難計画
第3節 関西電力株式会社の防災管理
（略）

第35章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

253 第1節 計画の方針
府は、大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から関西広域連合や市町村などの行政機関、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

同上（危機管理部）

同上（危機管理部）

254 第2節 計画の内容
第1節 基本方針
（略）
市町村は、府、関係機関と連携して、観光客及び帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設を設置・拡充し、発災時に設置に係る情報提供を行うようにする受入体制を整備する。
第5節 事業所等への要請
2 事業所等に、時間帯別対応の基本ルールを以下のとおり定めるよう働きかける。
(1) 就業時間帯に発災
従業員に一斉帰宅行動の抑制を働きかけ、発災後の混乱が落ち着くまでは事業所等内に待機するよう指示
（追加）
(2) 出勤・帰宅時間帯に発災
自宅又は事業所等のいずれか近い方へ向うよう指示（自宅にいるときは自宅待機を指示）
（追加）

第9節 駅、地下街における避難計画
第3節 関西電力送配電株式会社の防災管理
（略）

第35章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第1節 計画の方針
府は、大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、**大量の観光客及び帰宅困難者により救急・救助等の応急活動に支障をきたし、観光客及び帰宅困難者自身にも危険が及ぶなど一斉帰宅に伴う混乱を回避するとともに**、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から関西広域連合や市町村などの行政機関、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

第2節 計画の内容
第1節 基本方針
（略）
市町村は、府、関係機関と連携して、観光客及び帰宅困難者を受け入れる**一時退避場所及び**一時滞在施設を設置・拡充し、発災時に設置に係る情報提供を行うようにする受入体制を整備する。
第5節 事業所等への要請
2 事業所等に、**発災**時間帯別対応の基本ルールを以下のとおり定めるよう働きかける。
(1) 就業時間帯に発災
従業員に一斉帰宅行動の抑制を働きかけ、発災後の混乱が落ち着くまでは事業所等内に待機するよう指示
来所者を事業所内の待機スペースに誘導
(2) 出勤・帰宅時間帯に発災
自宅又は事業所等のいずれか近い方へ向うよう指示（自宅にいるときは自宅待機を指示）
3 事業所等に、事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等において、発災直後の一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等の施設内待機や施設内待機のための備蓄、施設の安全確保や発災時の来所者保護

	<p>第6 観光客への支援の検討</p> <p>1 府は市町村と協力し、観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し周知・公報に努める。また、事業所、ホテル・旅行者、大学、寺社等に対して、災害時における観光客等の一時収容等の協力を求めていく。</p> <p>2 府は、市町村、鉄道事業者、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館事業者等と連携し、観光案内所を訪れた外国人や宿泊施設に滞在する外国人旅行者に対して、各鉄道の計画運休や運行状況等の情報を集約して、多言語（英語以外を含む。）でリアルタイムに伝達するとともに、相談の受付をするなど外国人支援体制を構築する。</p> <p>また、外国人向けの防災訓練の実施及び日本における災害の重大さや災害時の行動（医療機関のかかり方等を含む。）について普及・啓発に努める。</p>	<p><u>等に係る計画の策定に努めるよう働きかける。</u></p> <p>第6 観光客等への支援の検討</p> <p>1 府は<u>関西広域連合及び市町村</u>と協力し、<u>災害時に多くの滞留者が発生すると想定されるターミナル駅や観光地における</u>観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し周知・公報に努めるとともに、<u>的確な情報提供が行えるよう情報提供体制の構築に努める。</u>また、<u>ターミナル駅周辺等のオープンスペースや公園、寺社等の施設管理者と協定を締結するなどして、一時退避場所の確保に努めるとともに、公共施設のほか、集客施設、学校等の施設管理者やホテル・旅館業者と協定を締結するなどして、一時滞在施設の確保に努める。</u></p> <p>2 府は、市町村、鉄道事業者、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館事業者等と連携し、観光案内所を訪れた外国人や宿泊施設に滞在する外国人旅行者に対して、各鉄道の計画運休や運行状況等の情報を集約して、多言語でリアルタイムに伝達するとともに、相談の受付をするなど外国人支援体制を構築する。</p> <p>また、外国人向けの防災訓練の実施<u>並びに</u>日本における災害の重大さ、<u>災害関連情報の入手手段及び</u>災害時の行動（医療機関のかかり方等を含む。）について普及・啓発に努める。</p>																								
<p>字句修正等 （府民環境部、建設交通部）</p>	<p>255 第36章 集中豪雨対策に関する計画</p> <p>第1節 計画の方針 （略）</p> <p>各機関においては、災害発生に備えた気象情報の収集、情報の発信など情報連絡体制の強化、避難態勢・避難基準の強化、地域の危険箇所等の住民の周知など防災教育の強化、要配慮者対策の推進・強化、避難ルートの安全対策、避難施設の設備充実などのソフト対策から、森林環境の整備、荒廃農地の復元整備による保水機能の確保、土砂災害を防止するための治山や地滑りの対策、河川・下水道など治水施設の整備と雨水貯留・浸透施設の整備など流域全体のハード対策まで、多方面から府民の安心・安全を確保するための対策を講じる。</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 ソフト対策の推進・検討</p> <p>2 避難態勢等の取り組み強化 （略）</p>	<p>第36章 集中豪雨対策に関する計画</p> <p>第1節 計画の方針 （略）</p> <p>各機関においては、災害発生に備えた気象情報の収集、情報の発信など情報連絡体制の強化、避難態勢・避難基準の強化、地域の危険箇所等の住民の周知など防災教育の強化、要配慮者対策の推進・強化、避難ルートの安全対策、避難施設の設備充実などのソフト対策から、森林環境の整備、荒廃農地の復元整備による保水機能の確保、土砂災害を防止するための治山や地滑りの対策、河川・下水道など治水施設の整備と雨水貯留・浸透施設の整備など流域全体のハード対策まで、<u>気候変動を踏まえつつ</u>、多方面から府民の安心・安全を確保するための対策を講じる。</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 ソフト対策の推進・検討</p> <p>2 避難<u>体制</u>等の取り組み強化 （略）</p>																								
<p>字句修正等（危機管理部）</p> <p>時点修正（建設交通部）</p>	<p>257 第37章 都市公園施設防災計画</p> <p>第1節 現況</p> <p>府立都市公園は、現在12箇所、<u>418.8</u>ヘクタールある。都市公園は、災害時に避難場所、緩衝緑地等の機能を有するとともに、防災活動の拠点となる施設である。</p> <p><表> 京都府立都市公園（平成30年4月1日現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>都市公園名</td> <td>供用面積（ha）</td> </tr> <tr> <td>鴨川公園</td> <td><u>37.4</u></td> </tr> <tr> <td>山城総合運動公園</td> <td><u>92.3</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>418.8</u></td> </tr> </table> <p>第38章 広域防災活動拠点計画</p> <p>第2節 広域防災活動拠点とする施設</p> <p>第1 施設名、所在地</p> <p><表>（広域防災活動拠点施設）</p> <table border="1"> <tr> <td>施設名</td> <td>面積</td> </tr> <tr> <td>山城総合運動公園</td> <td><u>92.3</u>ha</td> </tr> </table>	都市公園名	供用面積（ha）	鴨川公園	<u>37.4</u>	山城総合運動公園	<u>92.3</u>	合計	<u>418.8</u>	施設名	面積	山城総合運動公園	<u>92.3</u> ha	<p>第37章 都市公園施設防災計画</p> <p>第1節 現況</p> <p>府立都市公園は、現在12箇所、<u>423.9</u>haある。都市公園は、災害時に避難場所、緩衝緑地等の機能を有するとともに、防災活動の拠点となる施設である。</p> <p><表> 京都府立都市公園（令和2年4月1日現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>都市公園名</td> <td>供用面積（ha）</td> </tr> <tr> <td>鴨川公園</td> <td><u>39.9</u></td> </tr> <tr> <td>山城総合運動公園</td> <td><u>94.9</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>423.9</u></td> </tr> </table> <p>第38章 広域防災活動拠点計画</p> <p>第2節 広域防災活動拠点とする施設</p> <p>第1 施設名、所在地</p> <p><表>（広域防災活動拠点施設）</p> <table border="1"> <tr> <td>施設名</td> <td>面積</td> </tr> <tr> <td>山城総合運動公園</td> <td><u>94.9</u>ha</td> </tr> </table>	都市公園名	供用面積（ha）	鴨川公園	<u>39.9</u>	山城総合運動公園	<u>94.9</u>	合計	<u>423.9</u>	施設名	面積	山城総合運動公園	<u>94.9</u> ha
都市公園名	供用面積（ha）																									
鴨川公園	<u>37.4</u>																									
山城総合運動公園	<u>92.3</u>																									
合計	<u>418.8</u>																									
施設名	面積																									
山城総合運動公園	<u>92.3</u> ha																									
都市公園名	供用面積（ha）																									
鴨川公園	<u>39.9</u>																									
山城総合運動公園	<u>94.9</u>																									
合計	<u>423.9</u>																									
施設名	面積																									
山城総合運動公園	<u>94.9</u> ha																									
<p>字句修正等（危機管理部）</p> <p>字句修正等（危機管理部）</p>	<p>261 第3編 災害応急対策計画</p> <p>（追加）</p> <p>第1章 災害対策本部棟運用計画</p> <p>第2節 府の活動体制</p> <p>第2 災害警戒本部の設置等</p> <p>5 京都府危機管理緊急参集チームの参集等</p> <p>(1) 府の地域で被害が発生するおそれがあるとき又は被害が発生したときは、危機管理監及び次の関係部局の長等で構成する緊急参集チームが参集する。 （略）</p> <p>262</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p><u>本編において、「危機管理監」とあるのは、当面の間、「危機管理部長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第1章 災害対策本部棟運用計画</p> <p>第2節 府の活動体制</p> <p>第2 災害警戒本部の設置等</p> <p>5 京都府危機管理緊急参集チームの参集等</p> <p>(1) 府の地域で被害が発生するおそれがあるとき又は被害が発生したときは、危機管理監及び次の関係部局の長等で構成する緊急参集チームが参集する。 （略）</p>																								

<p>組織改編に伴う改定 (危機管理部)</p>	<p>264</p>	<p>警察本部 (追加) (3) 緊急参集チームは、主として次の業務を行う。 イ 災害対策本部設置の協議</p> <p><表> 雪害発生時の本部設置基準 事務局 <u>防災消防企画課</u> 災害対策課 原子力防災課</p> <p>委員 <u>防災消防企画課長</u> 災害対策課長 原子力防災課長</p>	<p>警察本部 <u>教育庁</u> (3) 緊急参集チームは、主として次の業務を行う。 イ 災害対策本部設置<u>等</u>の協議</p> <p><表> 雪害発生時の本部設置基準 事務局 <u>危機管理総務課</u> 災害対策課 原子力防災課 <u>消防保安課</u> 委員 <u>危機管理総務課長</u> 災害対策課長 原子力防災課長 <u>消防保安課長</u></p>
<p>防災基本計画修正(令和2年5月) 及び内閣官房「令和元年台風第1 5号・第19号をはじめとした一連 の災害に係る検証チーム」最終 とりまとめに基づく改定 (危機管理部)</p>	<p>269</p>	<p>第6節 広域応援協力計画 第1～2 (略) (追加)</p>	<p>第6節 広域応援協力計画 第1～2 (略) <u>第3 国による応援制度</u> <u>1 被災市区町村応援職員確保システム</u> (1) 府は、被災市区町村の避難所の運営、り災証明書^の交付等の災害対応業務を支援するため、<u>関西広域連合と調整して、総務省等に対し、まず近畿ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣を要請し、それだけでは対応困難なときは全国の地方公共団体による追加の応援職員の派遣を要請する。</u> (2) 被災市区町村は、災害マネジメントの支援が必要なときは、府を通じて総務省に対して、<u>災害マネジメント総括支援員等から成る総括支援チームの派遣を要請する。</u> <u>2 内閣府調査チーム</u> 府及び市区町村は、大規模な被害が想定される場合に、被害状況を迅速に把握し、被災自治体を支援できるよう直ちに派遣される内閣府調査チームに支援を要請する。</p>
<p>関西広域連合「関西・防災減災 プラン」の改訂を踏まえた改定 (危機管理部)</p>	<p>269</p>	<p>第<u>3</u>～<u>4</u> (略) 第<u>5</u> 職員の派遣 他府県又は市区町村から職員の派遣の要請又はあっ旋要求があったときは、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。 (追加)</p>	<p>第<u>4</u>～<u>5</u> (略) 第<u>6</u> 他府県又は市区町村への支援 他府県又は市区町村から職員の派遣の要請又はあっ旋要求があったときは、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。 <u>さらに、被災市区町村の被災状況に応じて、府内市区町村の理解と協力を得て、必要な災害応急対応業務について応援体制として支援チームを確保する。</u></p>
<p>組織改編に伴う改定 (近畿地方整備局)</p>	<p>269</p>	<p>第<u>6</u> 近畿地方整備局 2 計画の内容 (2) 応援の要請 京都府建設交通部長は災害が発生した場合、<u>近畿地方整備局企画部長</u>へ口頭又は電話等により応援要請を行い、速やかに文書を提出する。 (略)</p>	<p>第<u>7</u> 近畿地方整備局 2 計画の内容 (2) 応援の要請 京都府建設交通部長は災害が発生した場合、<u>近畿地方整備局統括防災官</u>へ口頭又は電話等により応援要請を行い、速やかに文書を提出する。 (略)</p>
<p>組織改編に伴う改定</p>	<p>272</p>	<p>第3章 災害対策本部等運用計画 <表> 京都府災害対策本部組織図</p>	<p>第3章 災害対策本部等運用計画 <表> 京都府災害対策本部組織図 (最新状況に差替え)</p>
<p>同上</p>	<p>274</p>	<p><表> 災害対策本部の事務分掌</p>	<p><表> 災害対策本部の事務分掌 (最新状況に差替え)</p>
<p>同上</p>	<p>288</p>	<p><表> 災害対策本部要員動員計画表</p>	<p><表> 災害対策本部要員動員計画表 (最新状況に差替え)</p>
<p>防災基本計画修正(令和2年5月) 及び内閣官房「令和元年台風第1 5号・第19号をはじめとした一連</p>	<p>295</p>	<p>第4節 通信手段の確保 第5 移動通信機器の貸与 災害応急対策のため必要とする無線機器が不足する場合は、府は近畿総合通信局や通信事業者へ移動通信機器<u>(衛星携帯電話、MCA無線、簡易無線)</u>の貸与申請等を行い、通信手段の確保を図るも</p>	<p>第4節 通信手段の確保 第5 移動通信機器の貸与 <u>災害が想定される場合、近畿総合通信局は府に対して、災害応急対策のため必要となる移動通信機器(衛星携帯電話、MCA無線、簡易無線)を事前貸与を含めてプッシュ型で提供するとともに、災</u></p>

の災害に係る検証チーム」最終とりまとめに基づく改定（危機管理部）

電話番号の変更等（京都市等）

組織改編に伴う改定

京都市の救助実施市の指定に伴う改定（危機管理部）

京都府災害救助資源配分計画の策定に伴う改定（危機管理部）

京都市の救助実施市の指定等に伴う改定（危機管理部）

のとする。

297 <表> 被災市町村長からの災害情報等の伝達系統
京都市災害対策本部 (075) 212-6792
長岡京市 危機管理監

300 <表> 防災関係機関と災害対策本部各部の分担

第5章 災害救助法の適用計画

第1節 災害救助法の適用基準

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市町村単位の被害が次の各号の一以上に該当する災害で、かつ、現に應急的な救助を必要とするときは、市町村ごとに実施する。

- 1 市町村の区域（京都市にあっては市及び区の区域。以下この章において同じ。）内の人口に応じ、次に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合。

<表> 市町村人口と滅失世帯数

市町村名	人口	滅失世帯数
京都市	<u>1,475,183</u>	<u>150</u>
北区	<u>119,474</u>	<u>100</u>
上京区	<u>85,113</u>	<u>80</u>
左京区	<u>168,266</u>	<u>100</u>
中京区	<u>109,341</u>	<u>100</u>
東山区	<u>39,044</u>	<u>60</u>
下京区	<u>82,668</u>	<u>80</u>
南区	<u>99,927</u>	<u>80</u>
右京区	<u>204,262</u>	<u>100</u>
伏見区	<u>280,655</u>	<u>100</u>
山科区	<u>135,471</u>	<u>100</u>
西京区	<u>150,962</u>	<u>100</u>

309 第3節 活動計画
第1 府・市町村
4 災害救助実施計画の策定
第3 府
1～2 (略)
(追加)

(追加)

(追加)

310 第4節 応急救助の実施
(略)
1 収容施設（応急仮設住宅を除く。）の供与
2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
3 医療及び助産
4 災害にかかった者の救出
5 教科書等学用品の給与
6 埋葬
7 死体の捜索及び処理
8 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

害発生後に、府は無線機器が不足する場合は近畿総合通信局や通信事業者へ移動通信機器の貸与申請等を行うことにより、通信手段の確保を図るものとする。

<表> 被災市町村長からの災害情報等の伝達系統
京都市災害対策本部 (075) 222-3210
長岡京市 防災・安全推進室

<表> 防災関係機関と災害対策本部各部の分担
(最新状況に差替え)

第5章 災害救助法の適用計画

第1節 災害救助法の適用基準

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市町村 (京都市を除く。以下この章において同じ。) 単位の被害が次の各号の一以上に該当する災害で、かつ、現に應急的な救助を必要とするときは、市町村ごとに実施する。

- 1 市町村の区域内の人口に応じ、次に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合。

<表> 市町村人口と滅失世帯数

市町村名	人口	滅失世帯数
<u>(削除)</u>		

第3節 活動計画
第1 府・市町村
4 京都府災害救助資源配分計画に基づく供給計画の策定
第3 府
1～2 (略)
3 災害救助法適用後速やかに、市町村（京都市を含む。）等からの被害報告等から得た情報により推定した避難者数、被災者数、被災家屋数等に基づき資源配分の調整を行い、市町村（京都市を含む。）毎の配分資源の内容・数量、供給時期、供給方法等を定めた供給計画を作成する。
4 救助に必要な物資の供給等が適切かつ円滑に行われるよう、救助実施市の京都市及び関係機関との連絡調整を行う。
5 連絡調整の実効性を担保するため、京都府災害救助資源配分連絡会議を設置し、資源配分に係る手順、連携体制の確認等を行う。

第4節 応急救助の実施
(略)
1 避難所の設置
2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
4 医療及び助産
5 被災者の救出
6 被災した住宅の応急修理
7 学用品の給与
8 埋葬
9 死体の捜索及び処理

		<p>9 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>10 住宅の応急修理</p> <p>なお、京都市については、前各号のほか次に掲げる救助に関し、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市長に通知することにより、市長が救助を実施する。</p> <p>1 応急仮設住宅の供与</p>			<p>10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p>なお、次に掲げる救助に<u>ついては、市町村長は知事が実施する救助に協力する。</u></p> <p>1 応急仮設住宅の供与</p>
字句修正等（危機管理部）	322	<p>第8章 避難に関する計画</p> <p>第2節 避難勧告等</p> <p>第2 避難勧告等</p> <p>3 警察官の指示（<u>災対法</u>第61条）（略）</p> <p>4 海上保安官の指示（<u>災対法</u>第61条）（略）</p>			<p>第8章 避難に関する計画</p> <p>第2節 避難勧告等</p> <p>第2 避難勧告等</p> <p>3 警察官の指示（<u>災害対策基本法</u>第61条）（略）</p> <p>4 海上保安官の指示（<u>災害対策基本法</u>第61条）（略）</p>
防災基本計画を踏まえた改定等（危機管理部）	323	<p>第6節 避難所の開設等</p> <p>第1 避難所の開設</p> <p>市町村長は災害の状況により必要に応じて避難所を開設し、被災者を収容保護する。災害救助法を適用したときは、知事の通知に基づき市町村長が実施する。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>なお、避難所の開設に当たっては、指定避難所のほか、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害の<u>恐</u>れない場所の施設を選定する。</p> <p>さらに、要配慮者に配慮して、福祉避難所を開設するとともに、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、<u>旅館・ホテル</u>等を避難場所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</p>			<p>第6節 避難所の開設等</p> <p>第1 避難所の開設</p> <p>市町村長は災害の状況により必要に応じて<u>指定</u>避難所を開設し、<u>住民等に対し周知徹底を図り</u>、被災者を収容保護する。災害救助法を適用したときは、知事の通知に基づき市町村長が実施する。</p> <p><u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。</u></p> <p>なお、避難所の開設に当たっては、指定避難所のほか、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害の<u>おそ</u>れない場所の施設を選定する<u>とともに、あらかじめ施設の安全性を確認する。</u></p> <p>さらに、要配慮者に配慮して、<u>必要に応じて</u>福祉避難所を開設するとともに、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、<u>ホテル・旅館</u>等を<u>実質的に福祉避難所として開設する</u>等、多様な避難所の確保に努める。</p>
防災基本計画修正（令和2年5月）及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府）を踏まえた改定（危機管理部）	324	<p>また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>第2 避難所の運営管理等</p> <p>3 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。</p> <p>そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>4 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p>			<p>また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>第2 避難所の運営管理等</p> <p>3 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。</p> <p>そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、<u>心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防のため</u>、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>4 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営<u>管理</u>に努めるものとする。</p>
防災基本計画修正（令和2年5月）「避難所における新型コロナウイルス感染症の対応について」等（内閣府等通知）を踏まえた改定（危機管理部）	325	<p>第3～第4 （略）</p> <p><u>（追加）</u></p>			<p>第3～第4 （略）</p> <p><u>第5 新型インフルエンザ等府内感染者発生時における対応</u></p> <p><u>1 市町村は、避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要に応じて、ホテルや旅館等を活用する。</u></p> <p><u>2 市町村は、防災担当部局と福祉担当部局と連携して、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p><u>3 発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース（可能な限り個室）やトイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。</u></p> <p><u>やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合はパーティションで区切るなどの工夫をする。</u></p>
字句修正等（健康福祉部）	326	<p>第7節 避難者健康対策</p> <p>第3 支援活動体制及び活動内容</p> <p>(2) 概ね災害発生後72時間以内（フェーズ1 緊急対策期）</p> <p>オ 感染症、エコノミー症候群、<u>ロコモ</u>予防等保健・医療・福祉に関する情報提供を行う。</p>			<p>第7節 避難者健康対策</p> <p>第3 支援活動体制及び活動内容</p> <p>(2) 概ね災害発生後72時間以内（フェーズ1 緊急対策期）</p> <p>オ 感染症、エコノミー症候群、<u>フレイル</u>予防等保健・医療・福祉に関する情報提供を行う。</p>
		<p>第10節 駅、地下街における避難計画</p>			<p>第10節 駅、地下街における避難計画</p>

関西電力㈱の分社化に伴う改定
(関西電力送配電㈱)

関西広域連合「関西・防災減災
プラン」の改訂を踏まえた改定
(危機管理部)

- 330 第2 関係事業者の応急対策
4 関西電力㈱の応急対策
(1) お客さまサービス及び治安維持上原則として送電を継続する。ただし、浸水、倒壊等により送電を継続することが危険であり、事故を拡大するおそれがある場合、又は運転不能が予測される場合は送電停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

332 第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第1節 計画の方針
(略)

(大規模地震発生時の例)

	発災	1 h	2 4 h	7 2 h
想定される外出者の行動		○ ターミナル駅周辺や繁華街等で多くの人が滞留 ○ 安全な場所を求めて移動(出勤、帰宅時間帯の発災のときは、自宅又は事業所、学校等のいずれか近い方) ○ 被害状況の確認・家族の安否確認 ○ 徒歩帰宅の準備(情報の入手、飲料水等の調達) ○ 帰宅		
必要とされる対策		○ 駅構内等の情報提供・落ち着いた対応の呼びかけ ○ 滞留者を安全な場所へ誘導 ○ 災害伝言ダイヤル(171)等の運用開始 ○ 災害時帰宅支援ステーションの開設 ○ 帰宅が困難な観光客・帰宅困難者の一時受入、情報提供		

第2節 計画の内容

第2 交通情報の提供・一時滞在施設等の提供

1 駅での情報提供

(1) 駅構内・駅前^のの滞留者に対し、鉄道運行状況や避難施設等の情報を多言語により提供する。

(2)~(3) (略)
(追加)

2 一時滞在施設等の提供

(1) 一時滞在施設は、市町村が府と連携し、公共施設や民間事業所を問わず安全な施設を確保し提供する。施設の提供に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努めるものとする。

(追加)

(2) (略)

第3 災害時帰宅支援ステーションの開設

災害時における帰宅困難者支援に関する協定に基づき、帰宅支援ステーション登録事業者に対して以下の帰宅支援サービスの提供の実施を要請する。

(追加)

(略)

第4 ホテル・旅行者等に対する観光客への情報提供の要請等

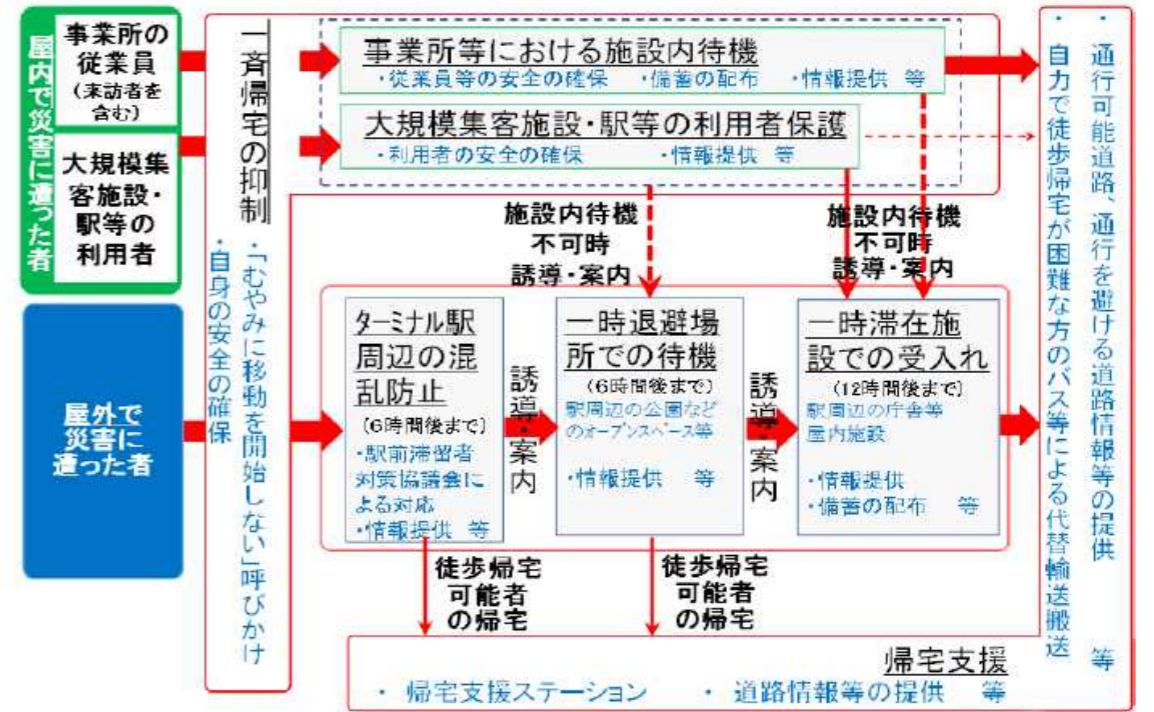
- 第2 関係事業者の応急対策
4 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社の応急対策

(1) 電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第1節 計画の方針
(略)

(大規模地震発生時の帰宅困難者対策の流れ)



第2節 計画の内容

第2 交通情報の提供及び一時退避場所・一時滞在施設の提供

1 駅での情報提供

(1) 駅構内・駅^{周辺}の滞留者に対し、鉄道運行状況や避難施設等の情報を多言語により提供し、混乱を防止する。

(2)~(3) (略)

2 一時退避場所の開設

(1) ターミナル駅や観光地周辺における混乱を防ぐため、市町村は府と連携し、オープンスペースや公園、寺社等を一時退避場所として開設する。

(2) 一時退避場所では、道路、交通及び一時滞在施設等の情報を発信する。

3 一時滞在施設の開設

(1) 帰宅できない状況が長時間に及ぶ場合には、観光客・帰宅困難者を一時的に受け入れるため、市町村は府と連携し、公共施設や民間の集客施設等を一時滞在施設として開設する。施設の提供に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努めるものとする。

(2) 一時滞在施設では、道路・交通等、帰宅が可能かどうかの判断が可能な情報を提供するとともに、必要に応じて食料、飲料水、毛布、トイレ等を提供する。

(3) (略)

第3 災害時帰宅支援ステーションの開設

災害時における帰宅困難者支援に関する協定に基づき、帰宅支援ステーション登録事業者に対して以下の帰宅支援サービスの提供の実施を要請する。

なお、自宅が近く徒歩で帰宅が可能なのは、直ちに徒歩帰宅することが想定されることから、発災直後から災害時帰宅支援ステーションを立ち上げ、徒歩帰宅者へ支援を行うこととする。

(略)

		<p>府内のホテル・旅館業者、旅行者に対して、必要に応じ国内及び外国人観光客への情報提供や、一時収容を要請する。</p> <p>第5 各機関、団体の役割</p> <p>〈表〉</p> <table border="1"> <tr> <td>市町村</td> <td>○駅周辺の一時滞在施設等の情報提供</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○一時滞在施設の開設・運営</td> </tr> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td>○バスによる代替輸送手段の確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○計画運休や運転再開等</td> </tr> <tr> <td>ラジオ、テレビ等</td> <td>○観光客・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供</td> </tr> <tr> <td>放送報道機関</td> <td>(府内及び近畿地域の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、発災時間帯別の避難の対応)</td> </tr> </table> <p>(追加)</p>	市町村	○駅周辺の一時滞在施設等の情報提供		○一時滞在施設の開設・運営	鉄道事業者	○バスによる代替輸送手段の確保		○計画運休や運転再開等	ラジオ、テレビ等	○観光客・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供	放送報道機関	(府内及び近畿地域の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、発災時間帯別の避難の対応)	<p>第4 ホテル・旅行者等に対する観光客への情報提供の要請等</p> <p>府内のホテル・旅館業者、旅行者に対して、必要に応じ国内及び外国人観光客への情報提供や、<u>一時滞在施設として</u>一時収容を要請する。</p> <p>第5 各機関、団体の役割</p> <p>〈表〉</p> <table border="1"> <tr> <td>市町村</td> <td>○駅周辺の<u>一時退避場所</u>、一時滞在施設等の情報提供</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○<u>一時退避場所</u>、一時滞在施設の開設・運営</td> </tr> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td>○バス等による代替輸送手段の確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○計画運休や運転再開等</td> </tr> <tr> <td>ラジオ、テレビ等</td> <td>○観光客・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供</td> </tr> <tr> <td>放送報道機関</td> <td>(府内及び近畿地方の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、発災時間帯別の避難の対応)</td> </tr> </table> <p><u>大規模集客施設・駅等の事業者</u> ○<u>利用者を施設内や安全な場所で保護</u> ○<u>施設の安全が確認できない場合は、利用者を一時退避場所へ案内</u></p>	市町村	○駅周辺の <u>一時退避場所</u> 、一時滞在施設等の情報提供		○ <u>一時退避場所</u> 、一時滞在施設の開設・運営	鉄道事業者	○バス等による代替輸送手段の確保		○計画運休や運転再開等	ラジオ、テレビ等	○観光客・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供	放送報道機関	(府内及び近畿地方の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、発災時間帯別の避難の対応)
市町村	○駅周辺の一時滞在施設等の情報提供																										
	○一時滞在施設の開設・運営																										
鉄道事業者	○バスによる代替輸送手段の確保																										
	○計画運休や運転再開等																										
ラジオ、テレビ等	○観光客・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供																										
放送報道機関	(府内及び近畿地域の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、発災時間帯別の避難の対応)																										
市町村	○駅周辺の <u>一時退避場所</u> 、一時滞在施設等の情報提供																										
	○ <u>一時退避場所</u> 、一時滞在施設の開設・運営																										
鉄道事業者	○バス等による代替輸送手段の確保																										
	○計画運休や運転再開等																										
ラジオ、テレビ等	○観光客・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供																										
放送報道機関	(府内及び近畿地方の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、発災時間帯別の避難の対応)																										
<p>防災基本計画修正（令和2年5月）及び内閣官房「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」最終とりまとめに基づく改定（危機管理部）</p>	334	<p>第10章 食料供給計画</p> <p>第2節 食料供給の実施方法</p> <p>第2 食料の供給系統</p> <p>2 災害の規模が甚大な場合には、府が調達した物資又は全国からの救援物資（府からの要請を待たずに緊急輸送されるプッシュ型支援によるものを含む。）について、府があらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を經由して市町村の定める地域内物資輸送拠点に輸送する。なお、市町村の地域内物資輸送拠点が被災により機能しない等の場合は、代替施設の確保や広域物資輸送拠点から避難所等へ直接物資を届けるなど地域内物資拠点の代替に努める。</p>	<p>第10章 食料供給計画</p> <p>第2節 食料供給の実施方法</p> <p>第2 食料の供給系統</p> <p>2 災害の規模が甚大な場合には、府が調達した物資又は全国からの救援物資（府からの要請を待たずに緊急輸送されるプッシュ型支援によるものを含む。）について、府があらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を經由して市町村の定める地域内物資輸送拠点に輸送する。なお、市町村の地域内物資輸送拠点が被災により機能しない等の場合は、代替施設の確保や広域物資輸送拠点から避難所等へ直接物資を届けるなど地域内物資拠点の代替に努める。<u>また、救援物資の支援要請に当たっては、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用する。</u></p>																								
<p>大規模災害時における物流に係る関係機関・関係事業者との協議に基づく改定（危機管理部）</p>	334	<p>4 府は<u>宅配業者、倉庫業者、メーカー事業者等</u>と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。</p> <p>(追加)</p>	<p>4 府は<u>トラック協会及び倉庫協会</u>と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。</p> <p><u>5 救援物資が大量に搬入され、2の広域物資輸送拠点では管理が困難な場合又は長期化が予想される場合は、府は救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等を大手物流業者へ一任する。この場合、原則として広域物資輸送拠点を移転することとし、既存の物資を移動させることとする。</u></p>																								
<p>京都市の救助実施市の指定に伴う改定（危機管理部）</p>	335	<p>第3節 給食に必要な米穀の確保</p> <p>第3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達</p> <p>1 市町村長は、給食に必要な米穀の数量を<u>広域振興局長を經由して、</u>知事に報告するものとする。</p>	<p>第3節 給食に必要な米穀の確保</p> <p>第3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達</p> <p>1 市町村長（<u>京都市長を除く。以下、この項において同じ。</u>）は、給食に必要な米穀の数量を知事に報告するものとする。<u>なお、京都市長は知事と事前調整を行う。</u></p>																								
<p>大規模災害時における物流に係る関係機関・関係事業者との協議に基づく改定（危機管理部）</p>	338	<p>第11章 生活必需品等供給計画</p> <p>第3節 物資調達計画等</p> <p>第4 物資の供給系統</p> <p>4 府は<u>宅配業者、倉庫業者、メーカー事業者等</u>と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し、物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。</p> <p>(追加)</p>	<p>第11章 生活必需品等供給計画</p> <p>第3節 物資調達計画等</p> <p>第4 物資の供給系統</p> <p>4 府は<u>トラック協会及び倉庫協会</u>と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し、物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。</p> <p><u>5 救援物資が大量に搬入され、2の広域物資輸送拠点では管理が困難な場合又は長期化が予想される場合は、府は救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等を大手物流業者へ一任する。この場合、原則として広域物資輸送拠点を移転することとし、既存の物資を移動させることとする。</u></p>																								
<p>関西電力㈱の分社化に伴う改定（関西電力送配電㈱）</p>	339	<p>第9節 電源の確保</p> <p>第2 府は、前号の要請を受けて、次の措置を講ずるものとする。</p> <p>1 重要施設に自家発電設備がない場合、関西電力<u>（株）</u>へ電力の優先復旧又は臨時供給を要請する。</p>	<p>第9節 電源の確保</p> <p>第2 府は、前号の要請を受けて、次の措置を講ずるものとする。</p> <p>1 重要施設に自家発電設備がない場合、関西電力<u>送配電株式会社</u>へ電力の優先復旧又は臨時供給を要請する。</p>																								
<p>字句修正等（関西電力送配電㈱）</p>	339	<p>2 前号の優先復旧又は臨時供給ができない場合、（一社）日本建設機械レンタル協会との協定による発電機の貸出しを（一社）日本建設機械レンタル協会又は三菱自動車工業（株）等との協定による電気自動車等の貸与を三菱自動車工業（株）へ要請する。</p>	<p>2 前号の優先復旧、臨時供給ができない<u>又は時間を要する</u>場合、（一社）日本建設機械レンタル協会との協定による発電機の貸出しを（一社）日本建設機械レンタル協会又は三菱自動車工業（株）等との協定による電気自動車等の貸与を三菱自動車工業（株）へ要請する。</p>																								
<p>組織改編等に伴う改定（府民環境部）</p>	345	<p>第12章 給水計画</p> <p>〈図〉給水の連絡系統</p>	<p>第12章 給水計画</p> <p>〈図〉給水の連絡系統</p> <p><u>（最新状況に差替え）</u></p>																								

<p>京都市の救助実施市の指定に伴う改定（危機管理部）</p>	<p>第13章 住宅対策計画 第3節 応急仮設住宅 第1 一般災害については、市町村長が建設し、災害救助法を適用した<u>（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）</u>災害については、知事が建設する。（略）</p>	<p>第13章 住宅対策計画 第3節 応急仮設住宅 第1 一般災害については、市町村長が建設し、災害救助法を適用した災害については、知事が建設する。（略）</p>
<p>救護班は、原則として自ら備える資機材等を持って行動するため（健康福祉部） 字句修正等（健康福祉部）</p>	<p>第14章 医療助産計画 第3節 計画の方法及び内容 第2 救護班の編成 6 救護班は、原則として、自動車編成とし、<u>基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院に備蓄している災害用救急医薬品等及び徒歩行動用リュックサック並びに次の資材</u>を携行する。（略） 第3 緊急災害医療チームの派遣 1 府は、被災現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、予め定めた医療機関に対して、被災市町村へ緊急災害医療チームを派遣するよう指示する。 2 緊急災害医療チームは、災害・事故等の現場における医療措置、被災地等に所在する医療機関の支援、患者搬送等を行うものとする。また、こうした活動に必要な資機材を携行する。</p>	<p>第14章 医療助産計画 第3節 計画の方法及び内容 第2 救護班の編成 6 救護班は、原則として、自動車編成とし、災害用救急医薬品等及び次の<u>資機材</u>を携行する。（略） 第3 災害派遣医療チームの派遣 1 府は、被災現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、予め定めた医療機関に対して、被災市町村へ災害派遣医療チームを派遣するよう指示する。 2 災害派遣医療チームは、災害・事故等の現場における医療措置、被災地等に所在する医療機関の支援、患者搬送等を行うものとする。また、こうした活動に必要な資機材を携行する。</p>
<p>災害時小児周産期リエゾンの追加（健康福祉部）</p>	<p>第4 災害医療コーディネーターの活動要請 災害医療コーディネーターは、府から要請があった場合、又は自ら必要と判断したときは、<u>府災害対策本部</u>や市町村等に対する災害医療体制の確保についての助言、被災地外への患者搬送及び受入医療機関の確保のための調整、被災地内外から派遣される医療救護班等の配置の調整、関係機関に対する医療の復旧のために必要な調査、その他災害時における医療提供体制の確保に関すること等を行うものとする。</p>	<p>第4 災害医療コーディネーター<u>等</u>の活動要請 災害医療コーディネーター<u>及び災害時小児周産期リエゾン</u>は、府から要請があった場合、又は自ら必要と判断したときは、<u>保健医療福祉調整本部</u>や<u>保健医療福祉調整支部</u>、市町村等に対する災害医療体制の確保についての助言、被災地外への患者搬送及び受入医療機関の確保のための調整、被災地内外から派遣される医療救護班等の配置の調整、関係機関に対する医療の復旧のために必要な調査、その他災害時における医療提供体制の確保に関すること等を行うものとする。</p>
<p>字句修正等（健康福祉部）</p>	<p>第5 応援要請の連絡系統 被災市町村から府に応援要請をする場合の連絡系統、被災市町村から府を通じて公立病院等に応援要請する場合の連絡系統及び空輸のための応援要請をする場合の連絡系統を「市町村から府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統」、「市町村から府を通じて国立病院等に応援要請する場合の連絡系統」及び「空輸のための応援要請をする場合の連絡系統」に示す。</p>	<p>第5 応援要請の連絡系統 被災市町村から府に応援要請をする場合の連絡系統、被災市町村から府を通じて<u>国</u>公立病院等に応援要請する場合の連絡系統及び空輸のための応援要請をする場合の連絡系統を「市町村から府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統」、「市町村から府を通じて国立病院等に応援要請する場合の連絡系統」及び「空輸のための応援要請をする場合の連絡系統」に示す。</p>
<p>同上（健康福祉部）</p>	<p>第8 広域医療搬送拠点の設置 府は、自ら必要と認める場合又は災害医療コーディネーター等から要請があった場合は、緊急災害医療チーム等の協力を得て、あらかじめ定めた広域医療搬送拠点の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、当該災害に係る広域医療搬送拠点を設置する。</p>	<p>第8 広域医療搬送拠点の設置 府は、自ら必要と認める場合又は災害医療コーディネーター等から要請があった場合は、災害派遣医療チーム等の協力を得て、あらかじめ定めた広域医療搬送拠点の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、当該災害に係る広域医療搬送拠点を設置する。</p>
<p>災害対策航空運用調整マニュアルの策定に伴う改定（健康福祉部）</p>	<p>〈表〉空輸のための応援要請をする場合の連絡系統</p>	<p>〈表〉空輸のための応援要請をする場合の連絡系統 <u>（最新状況に差替え）</u></p>
<p>字句修正等（警察本部）</p>	<p>第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画 第3節 遺体の捜索、処理及び埋火葬計画 第3 遺体の処理 1 処理の対象 災害の際、その遺族が混乱期のため遺体鑑別等<u>のための</u>洗浄、縫合 第7 市町村地域防災計画で定める事項 2 遺体の収容処理 (5) 検索から埋火葬許可証発行までの処理体制 遺体の処理、検索、遺族への遺体引渡し、安置における遺族の付添い、死亡届、埋火葬許可証の交付等が円滑に行えるよう配慮すること。</p>	<p>第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画 第3節 遺体の捜索、処理及び埋火葬計画 第3 遺体の処理 1 処理の対象 災害の際、その遺族が混乱期のため遺体鑑別等<u>に必要な</u>洗浄、縫合 第7 市町村地域防災計画で定める事項 2 遺体の収容処理 (5) <u>検索</u>から埋火葬許可証発行までの処理体制 遺体の処理、<u>検索</u>、遺族への遺体引渡し、安置における遺族の付添い、死亡届、埋火葬許可証の交付等が円滑に行えるよう配慮すること。</p>
<p>京都市の救助実施市の指定に伴う改定（危機管理部）</p>	<p>第19章 文教応急対策計画 第5節 教育に関する応急措置 第5 学用品の調達及び配分 1 災害救助法が適用された場合 (1) 教科書 イ 市町（組合）立学校については、市町村長が<u>直接</u>調査、調達、配分を実施する。 (2) 文房具及び通学用品 ウ 市町（組合）立学校については、市町村長が<u>直接</u>調査、調達、配分を実施する。 2 災害救助法が適用されない場合</p>	<p>第19章 文教応急対策計画 第5節 教育に関する応急措置 第5 学用品の調達及び配分 1 災害救助法が適用された場合 (1) 教科書 イ 市町（組合）立学校 <u>（京都市立学校を除く。）</u>については、市町村長が調査<u>して教育部に報告し、教育部の調整のもと</u>調達、配分を実施する。 (2) 文房具及び通学用品 ウ 市町（組合）立学校 <u>（京都市立学校を除く。）</u>については、市町村長が調査<u>して教育部に報告し、教育部の調整のもと</u>調達、配分を実施する。 2 災害救助法が適用されない場合</p>

		(2) 文房具及び通学用品 <u>文房具及び通学用品の補給については、災害救助法が適用された場合の容量に準じて行う。</u>	(2) 文房具及び通学用品 <u>市町（組合）教育委員会</u> は、 <u>直接調査、調達、配分を実施する。</u>
事務分掌との整合（警察本部）	373	第20章 輸送計画 〈図3〉ヘリコプターによる空輸を要請する場合 <u>府警航空隊（地域課）</u>	第20章 輸送計画 〈図3〉ヘリコプターによる空輸を要請する場合 <u>府警察本部</u> 航空隊（ <u>機動警ら課</u> ）
字句修正等（建設交通部）	380	第21章 交通規制に関する計画 第2節 交通規制対策 第1 関係機関の対策 6 京都府道路公社 災害・異常気象等により京都縦貫自動車道等の通行が危険と認められる場合は、京都府道路公社はその状況に応じて通行規制を行う。この場合の規制方法・基準等を「 <u>京都縦貫道 鳥取豊岡宮津自動車道防災業務要領</u> 」に示す。	第21章 交通規制に関する計画 第2節 交通規制対策 第1 関係機関の対策 6 京都府道路公社 災害・異常気象等により京都縦貫自動車道等の通行が危険と認められる場合は、京都府道路公社はその状況に応じて通行規制を行う。この場合の規制方法・基準等を「 <u>京都縦貫自動車道（綾部宮津道路・丹波綾部道路）山陰近畿自動車道（宮津与謝道路・野田川大宮道路）防災業務要領</u> 」に示す。
基準値の見直し （西日本高速道路株式会社）	383	第5節 道路通行規制要領 〈表〉西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準	第5節 道路通行規制要領 〈表〉西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準 <u>（最新状況に差替え）</u>
時点修正（建設交通部）	388～391	〈表〉異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準	〈表〉異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準 <u>（最新状況に差替え）</u>
同上（建設交通部）	393～395	〈表〉特殊通行規制区間及び道路通行規制基準	〈表〉特殊通行規制区間及び道路通行規制基準 <u>（最新状況に差替え）</u>
関西電力㈱及び関西電力送配電 ㈱防災業務計画の策定に伴う改 定（関西電力送配電㈱）	424	第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画 （近畿経済産業局・中部近畿産業保安監督部近畿支部・関西電力株式会社・大阪ガス株式会社） 第2節 電気施設応急対策計画 第2 計画の内容 1 非常災害発生前の対策 (3) 人員の確保、連絡の徹底 非常災害時における編成に基づき、動員体制を確認するとともに連絡方法を再確認する。請負契約に基づく社外応援を準備し、復旧要員の確保を図る。災害の規模に応じて <u>隣接電力会社</u> との相互協力体制を確立する。 2 非常災害発生時の対策 (1) <u>設備の運転保守</u> <u>お客さまサービス及び治安維持上原則として送電を継続する。浸水、倒壊等により運転することが危険であり、事故を拡大するおそれがあるか、運転不能が予測される場合は運転を停止し関係各機関に連絡するとともに必要な措置を講ずる。</u> 3 復旧応援 <u>被害が大きく、京都支社もしくは事業所のみ</u> の要員で早期復旧が困難な場合は、他支社や本店等への応援を要請する。 <u>この場合、応援要員は当該対策本部長の指揮下に入る。</u>	第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画 （近畿経済産業局・中部近畿産業保安監督部近畿支部・関西電力株式会社・ <u>関西電力送配電株式会社</u> ・大阪ガス株式会社） 第2節 電気施設応急対策計画 第2 計画の内容 1 非常災害発生前の対策 (3) 人員の確保、連絡の徹底 非常災害時における編成に基づき、動員体制を確認するとともに連絡方法を再確認する。請負契約に基づく社外応援を準備し、復旧要員の確保を図る。災害の規模に応じて <u>他電力会社等</u> との相互協力体制を確立する。 2 非常災害発生時の対策 (1) <u>危険予防措置</u> <u>電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</u> 3 復旧応援 <u>被害状況に応じて、社内連携を図るとともに、他電力会社等へ協力を要請し、復旧にあたる。</u>
組織改編に伴う改定	467	第34章 京都府災害支援対策本部運用計画 〈表〉京都府災害支援対策本部組織図	第34章 京都府災害支援対策本部運用計画 〈表〉京都府災害支援対策本部組織図 <u>（最新状況に差替え）</u>
同上	468	〈表〉京都府災害支援対策本部事務分掌	〈表〉京都府災害支援対策本部事務分掌 <u>（最新状況に差替え）</u>
字句修正等（知事室長G）	472	第35章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第1節 計画の方針 （略） また、言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくく、避難等に支障を生じることが予測されるため、 <u>在且</u> 外国人と訪日外国人では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に十分配慮する。	第35章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第1節 計画の方針 （略） また、言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくく、避難等に支障を生じることが予測されるため、 <u>在住</u> 外国人と訪日外国人では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に十分配慮する。

<p>防災基本計画を踏まえた改定 (危機管理部)</p> <p>京都府災害多言語支援中核センターの設置・運営に関する協定の締結を踏まえた改定 (知事室長G)</p> <p>実態に合わせた改定 (府民環境部)</p> <p>防災基本計画を踏まえた改定 (危機管理部)</p>	<p>472 第2節 計画の内容 第2 災害発生時の避難行動要支援者の安否確認等 1 被害が予想される場合、市町村は府との連携のもとに、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、市町村防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の安否確認を行う。</p> <p>473 第7 外国人に係る対策 1 日本語による意思疎通が十分できない外国人に配慮し、府は、ホームページや電子メール、ソーシャルネットワークサービス等さまざまな媒体を活用し、多言語による情報提供に努める。 <u>(追加)</u></p> <p>476 第36章 環境保全に関する計画 〈表〉環境影響の応急及び拡大防止措置</p> <p>477 第37章 ボランティア受入計画 第2節 専門ボランティアの受入れ 第1 京都府災害対策本部の要請等 4 災害対策本部は、当該団体や外部から被災地入りしているボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。</p>	<p>第2節 計画の内容 第2 災害発生時の避難行動要支援者の安否確認等 1 被害が予想される場合、市町村は府との連携のもとに、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、市町村防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やNPO・ボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の安否確認を行う。</p> <p>第7 外国人に係る対策 1 日本語による意思疎通が十分できない外国人に配慮し、府は、ホームページや電子メール、ソーシャルネットワークサービス等さまざまな媒体を活用し、多言語による情報提供に努める。 <u>また、大規模災害発生時には、「京都府災害多言語支援中核センターの設置・運営に関する協定」に基づき、府及び公益財団法人京都府国際センターが府内市町村及び市町村国際化協会等と連携・協働し、外国人住民への支援を円滑に実施できる体制を整える。</u></p> <p>第36章 環境保全に関する計画 〈表〉環境影響の応急及び拡大防止措置 <u>(最新状況に差替え)</u></p> <p>第37章 ボランティア受入計画 第2節 専門ボランティアの受入れ 第1 京都府災害対策本部の要請等 4 災害対策本部は、当該団体や外部から被災地入りしているボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。<u>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。</u></p>
<p>字句修正等（健康福祉部）</p> <p>字句修正等（建設交通部）</p> <p>字句修正等（日本銀行京都支店）</p> <p>防災基本計画を踏まえた改定 (危機管理部)</p>	<p>第4編 災害復旧・復興計画</p> <p>第1章 生活確保対策計画 第4節 融資計画 第2 内容 3 「母子・寡婦福祉資金」の緊急貸付 被災母子・寡婦家庭については当該世帯の申請によって緊急貸付けを行う。 資金の種類は事業開始、事業継続、住宅の各資金で据置期間は特例として2年を超えない範囲で延長される。なお、償還金の支払は本人の申請により猶予される。</p> <p>485</p> <p>486 第7節 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援補助金支給計画 (1) 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金の交付 大規模自然災害により生活の基盤となる住宅等の被害を受けた市民が、可能な限り早期に安定した生活を取り戻すため、市は被災者住宅の再建等を行う者に対して、その費用の一部について地域再建被災者住宅等支援補助金を交付する。詳細は要綱により定める。</p> <p>488 第8節 金融措置計画 第2 内容 2 日本銀行京都支店の措置 (1) 通貨の円滑な供給の確保 被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じて被災地所在の金融機関に臨時に日本銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。 なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を派遣する等必要な措置を講ずる。</p> <p>489 第10節 り災証明書の交付 1 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、被災者生活再建支援システムを導入して、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく実施するものとする。 また、平常時から住家被害の調査やり災証明書の交付担当部局を定めるとともに、災害発生時に従事す</p>	<p>第4編 災害復旧・復興計画</p> <p>第1章 生活確保対策計画 第4節 融資計画 第2 内容 3 「母子及び父子並びに寡婦福祉資金」の緊急貸付 被災母子・父子・寡婦家庭については当該世帯の申請によって緊急貸付けを行う。 資金の種類は事業開始、事業継続、住宅の各資金で据置期間は特例として2年を超えない範囲で延長される。なお、償還金の支払は本人の申請により猶予される。</p> <p>第7節 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援補助金支給計画 (1) 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金の交付 大規模自然災害により生活基盤となる住宅等の被害を受けた府民が、可能な限り早期に安定した生活を取り戻すため、府は被災者住宅の再建等に係る補助金の交付事業を行った市町村に対し、当該事業等に要する経費の一部について地域再建被災者住宅等支援事業補助金を交付する。詳細は要綱により定める。</p> <p>第8節 金融措置計画 第2 内容 2 日本銀行京都支店の措置 (1) 通貨の円滑な供給の確保 被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じて被災地所在の金融機関に臨時に日本銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。 なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。</p> <p>第10節 り災証明書の交付 1 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、被災者生活再建支援システムを導入して、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく実施するものとする。 また、平常時から住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時</p>

		<p>る担当者の育成、業務を統括する指導者の養成、住家被害の調査及びり災証明書発行訓練の実施、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進め、業務の実施体制の整備・拡充に努めるものとする。</p> <p>さらに、災害時には、被害の規模と比較して体制・資機材が不足すると見込まれる場合には、速やかに他の地方公共団体や民間団体への応援要請を行うほか、写真による自己判定方式の導入及び住民への周知等、業務の迅速化に努めるものとする。</p> <p>第2章 公共土木施設復旧計画 第2節 国土交通省の計画 第1～4 (略) <u>(追加)</u></p> <p>第3節 京都府の計画 第1 概要 災害により被害を受けた、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」並びに「同法施行令」に規定する建設交通部及び府民環境部所掌の公共土木施設（河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園）並びに街路・都市排水施設等の都市施設の復旧をするに当たっては、次に示す事業を行い、迅速かつ適切な復旧を図る。 (略) 第2 (略) <u>(追加)</u></p> <p>494 第3章 農林水産業施設復旧計画 (府農林水産部、近畿農政局、<u>近畿中国森林管理局</u>) (略)</p> <p>第4章 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画 第3節 農林漁業関係融資 第3 農業近代化資金に対する上乗せ利子補給 <表> 農業近代化資金の内、農業近代化資金融通法施行令第2条の表第1号から第<u>4</u>号に掲げる資金（災害の都度、知事が定める。）</p> <p>第6章 中小企業復興計画 第2節 計画の内容 第2 京都府の計画 <u>(追加)</u></p> <p>災害を受けた中小零細企業に対してその状況に応じてその都度判断し対策を講じていく。 (略)</p>	<p><u>の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。加えて、災害発生時に従事する担当者の育成、業務を統括する指導者の養成、住家被害の調査及びり災証明書発行訓練の実施、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進め、業務の実施体制の整備・拡充に努めるものとする。</u></p> <p>さらに、災害時には、被害の規模と比較して体制・資機材が不足すると見込まれる場合には、速やかに他の地方公共団体や民間団体への応援要請を行うほか、写真による自己判定方式の導入及び住民への周知等、業務の迅速化に努めるものとする。</p> <p>第2章 公共土木施設復旧計画 第2節 国土交通省の計画 第1～4 (略) 第5 重要物流道路等における道路啓開・災害復旧の支援 <u>迅速な救急救命活動や救急支援物資の輸送などを支えるため、道路法に基づき、京都府から要請があった場合、必要に応じて重要物流道路及びその代替・補完路における道路啓開や災害復旧を代行するものとする。</u></p> <p>第3節 京都府の計画 第1 概要 災害により被害を受けた、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」並びに「同法施行令」に規定する建設交通部の公共土木施設（河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園）並びに街路・都市排水施設等の都市施設の復旧をするに当たっては、次に示す事業を行い、迅速かつ適切な復旧を図る。 (略) 第2 (略) 第3 国への支援要請 <u>知事は、重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開又は災害復旧のため必要があると認めるときは、道路法に基づき、国土交通大臣に対し代行による実施について要請する。</u></p> <p>第3章 農林水産業施設復旧計画 (府農林水産部、近畿農政局) (略)</p> <p>第4章 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画 第3節 農林漁業関係融資 第3 農業近代化資金に対する上乗せ利子補給 <表> 農業近代化資金の内、農業近代化資金融通法施行令第2条の表第1号から第<u>5</u>号に掲げる資金（災害の都度、知事が定める。）</p> <p>第6章 中小企業復興計画 第2節 計画の内容 第2 京都府の計画 <u>府は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築し、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制を整備に努める。</u> 災害を受けた中小零細企業に対してその状況に応じてその都度判断し対策を講じていく。 (略)</p>
<p>道路法の改正に伴う改定 (建設交通部)</p> <p>組織改編に伴う改定 (建設交通部)</p> <p>道路法の改正に伴う改定 (建設交通部)</p> <p>近畿中国森林管理局の所管外のため (近畿中国森林管理局)</p> <p>字句修正等 (農林水産部)</p> <p>防災基本計画を踏まえた改定 (商工労働観光部)</p>	<p>492</p> <p>492</p> <p>493</p> <p>494</p> <p>499</p> <p>503</p>	<p>全編共通</p> <p>広域振興局企画総務部 総務室 地域総務室 (農林商工部) 企画調整室 (健康福祉部) 環境衛生室 総務室長 炊出し</p>	<p>広域振興局 <u>地域連携・振興部</u> <u>総務防災課</u> 地域総務 <u>防災課</u> (農林商工部) <u>農林商工連携・推進課</u> (健康福祉部) <u>環境衛生課</u> 総務 <u>防災課長</u> 炊き出し</p>

区分	京都府地域防災計画 震災計画編
----	-----------------

改定理由	頁	現 行	改 定 案
第三次京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プランの策定に伴う改定（危機管理部）	1	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第3節 計画の目標</p> <p>地震等の大災害から府民の生命・身体・財産を守り、安心・安全、希望の京都を実現するため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、「第二次京都府戦略的地震防災対策指針」を策定した。</p> <p>指針では、今後10年間（平成27年度～平成36年度）で、住宅の耐震化率を95%に近づける等により、南海トラフ地震及び直下型地震の死者を7割減少させることを減災目標として掲げ、これを実現するため、事前対策から復興対策に至るまで、6つの政策目標、17の目標、55の施策項目を設定した。</p> <p>本指針の実行計画として、「第二次京都府戦略的地震防災対策推進プラン」を策定し、地震防災対策を進めるとともに、その実施状況を点検し、必要に応じ、見直しを行う。</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第3節 計画の目標</p> <p><u>南海トラフ地震及び直下型地震の発生の可能性が高まる中、従来の対策を超える徹底した地震防災対策に迅速に取り組み、府民の生命と生活を守るため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、「第三次京都府戦略的地震防災対策指針」を策定した。</u></p> <p>指針では、今後10年間（令和2年度～令和11年度）で、<u>府域の概ね全ての住宅について、耐震化を含めた減災化住宅化を進めるとともに、公共施設等の耐震化等に取り組み、南海トラフ地震及び直下型地震の死者を概ね4分の1に軽減すること</u>を減災目標として掲げ、これを実現するため、事前対策から復興対策に至るまで、6つの政策目標、17の目標、55の施策項目を設定した。</p> <p>本指針の実行計画として、「第三次京都府戦略的地震防災対策推進プラン」を策定し、地震防災対策を進めるとともに、その実施状況を点検し、必要に応じ、見直しを行う。</p>
防災基本計画を踏まえた改定（危機管理部）	3	<p>第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1節 京都府</p> <p>(9) 自主防災組織の育成指導及びボランティアによる防災活動の環境の整備その他府民の自発的な防災活動の促進</p> <p>第2節 市町村</p> <p>(9) 自主防災組織の育成指導及びボランティアによる防災活動の環境の整備その他住民の自発的な防災活動の促進</p>	<p>第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1節 京都府</p> <p>(9) 自主防災組織の育成指導及び<u>NPO・</u>ボランティアによる防災活動の環境の整備その他府民の自発的な防災活動の促進</p> <p>第2節 市町村</p> <p>(9) 自主防災組織の育成指導及び<u>NPO・</u>ボランティアによる防災活動の環境の整備その他住民の自発的な防災活動の促進</p>
指定公共機関の追加等（危機管理部）	8	<p>第5節 指定公共機関</p> <p>1～10 （略）</p> <p>11 <u>関西電力株式会社（京都支社）</u></p> <p>(1) ダム施設等の整備と防災管理</p> <p>(2) 災害時における電力供給</p> <p>(3) 被災施設の応急対策及び復旧</p> <p>(4) 放射性物質対策</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>12～13 （略）</p> <p>14 <u>阪神高速道路株式会社</u></p> <p>(1) <u>高速道路の保全</u></p> <p>(2) <u>高速道路の応急対策及び災害復旧</u></p> <p>15～20</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p>21～24</p> <p>25 <u>昭和シェル石油株式会社</u></p> <p>(1) 同上</p> <p>26～34 （略）</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>第5節 指定公共機関</p> <p>1～10 （略）</p> <p>11 関西電力株式会社</p> <p>(1) ダム施設等の整備と防災管理</p> <p>(2) 災害時における電力供給</p> <p>(3) 被災施設の応急対策及び復旧</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>12 <u>関西電力送配電株式会社</u></p> <p>(1) <u>電力供給施設等の整備と防災管理</u></p> <p>(2) <u>災害時における電力供給</u></p> <p>(3) <u>被災施設の応急対策及び復旧</u></p> <p>13～14 （略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>15～20 （略）</p> <p>21 <u>岩谷産業株式会社</u></p> <p>(1) <u>災害時における被災地域のオートガススタンドや充填所等へのLPガスの緊急搬送</u></p> <p>22 <u>アストモスエネルギー株式会社</u></p> <p>(1) <u>同上</u></p> <p>23 <u>株式会社ジャパンガスエナジー</u></p> <p>(1) <u>同上</u></p> <p>24 <u>ENEOSグローブ株式会社</u></p> <p>(1) <u>同上</u></p> <p>25 <u>ジクシス株式会社</u></p> <p>(1) <u>同上</u></p> <p>26～29</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>30～38 （略）</p> <p>39 <u>一般社団法人全国中小建設業協会</u></p> <p>(1) <u>応急復旧活動等に必要の人員及び資機材等の状況についての情報提供</u></p>

<p>関西電力(株)の分社化に伴う改定 (関西電力送配電(株))</p>	<p>45</p>	<p>第4章 震災の想定 第1節 京都府内における直下型地震による震度予測等及び被害予測 第4 被害予測 2 ライフライン及び交通基盤の被害 (2) 電力 関西電力では、送電系統の多重化、切替システムの容易化などを進めてきており、復旧時間の短縮化が図られてきているが、被災の大きい地域を中心に、電力の応急送電に約1週間程度を要することが予想される。</p>	<p>第4章 震災の想定 第1節 京都府内における直下型地震による震度予測等及び被害予測 第4 被害予測 2 ライフライン及び交通基盤の被害 (2) 電力 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社では、送電系統の多重化、切替システムの容易化などを進めてきており、復旧時間の短縮化が図られてきているが、被災の大きい地域を中心に、電力の応急送電に約1週間程度を要することが予想される。</p>
<p>関西電力(株)及び関西電力送配電(株)防災業務計画の策定に伴う改定 (関西電力送配電(株))</p>	<p>58</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 建築物・公共施設等安全確保計画 第3節 電気・ガス施設防災計画 第1 電気施設防災計画（関西電力株式会社） 2 計画の内容 <u>発電・変電・配電・通信の各設備ごとに十分科学的な解析を行い、さらに従来からの経験を生かして万全の措置を講ずる。</u> (1) 水力発電設備 ア <u>ダム設計基準による設計</u> イ <u>JEAG5003 変電所等における電気設備の耐震設計指針等による設計</u> ウ <u>建物は建築基準法による。</u> (6) 火力発電設備 <u>消防法、電気事業法(発電所火力設備に関する技術基準)、建築基準法による設計</u> (3) 送電設備 <u>支持物、基礎地盤の地崩れ等の調査を行い、異常箇所があれば設備強化を図る。地中線については、管路及び入孔を耐震設計とする他、応急復旧ケーブルを備付ける。</u> (2) 変電設備 ア <u>JEAG5003 変電所等における電気設備の耐震設計指針等による設計</u> イ <u>建物は建築基準法による</u> (4) 配電設備 <u>地震による荷重を考慮した支持物の選定</u> (5) 通信設備 <u>マイクロ回線用反射板、空中線、鉄塔の耐震設計基準による設計と巡視点検による維持管理、通信機器の倒壊防止対策の実施管理(追加)</u></p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 建築物・公共施設等安全確保計画 第3節 電気・ガス施設防災計画 第1 電気施設防災計画（関西電力株式会社、<u>関西電力送配電株式会社</u>） 2 計画の内容 <u>関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社は、それぞれの会社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。</u> (1) <u>地震動への対応</u> ア 水力発電設備 <u>ダムについては、発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令およびダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。</u> <u>水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として、構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。</u> <u>その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて行う。</u> <u>建物については、建築基準法による耐震設計を行う。</u> イ 火力発電設備 <u>機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて設計を行う。</u> <u>建物については、建築基準法による耐震設計を行う。</u> ウ 送電設備 <u>架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。</u> <u>地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。</u> <u>洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。</u> <u>建物については、建築基準法による耐震設計を行う。</u> エ 変電設備 <u>機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。</u> <u>建物については、建築基準法による耐震設計を行う。</u> オ 配電設備 <u>架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。</u> <u>地中配電線路は、埋立地等の地理条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。</u> カ 通信設備 <u>電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確認し、通信機能の維持を図る。</u> (2) <u>津波への対応</u> ア 火力発電設備 <u>機器の耐浪化は、発電設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案するほか、消防法令等に基づいて耐浪化を進める。</u> イ 送電設備 <u>送電設備は、必要に応じて、代替性の確保、多重化等の対策を行う。</u> ウ 変電設備 <u>変電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて、基礎のかさ</u></p>

時点修正（建設交通部）

路線図の更新（京都市）

時点修正（建設交通部）

重要物流道路制度の運用に伴う改定（建設交通部）

京都府無電柱化推進計画の策定に伴う改定（建設交通部）

海岸統計及び丹後沿岸海岸基本計画との整合（建設交通部）

64 第6節 都市公園施設防災計画
第1 府立都市公園は、現在12箇所、418.8ヘクタールある。都市公園は、震災時に避難地、緩衝緑地等の機能を有するとともに、防災活動の拠点となる施設である。

<表> 京都府立都市公園（平成30年4月1日現在）

都市公園名	供用面積（ha）
鴨川公園	<u>37.4</u>
山城総合運動公園	<u>92.3</u>
合計	<u>418.8</u>

73 第8節 鉄道施設防災計画
<図> 京都市営地下鉄路線図

74 第9節 道路及び橋梁防災計画
第1 現況
<表2.1.3> 府管理道路状況一覧表

	管理延長（km）（平成29.4.1）	橋梁箇所数（平成30.3.31）
一般国道	<u>463.9</u> km	<u>524</u>
主要地方道	<u>883.6</u> km	<u>934</u>
一般府道	<u>824.0</u> km	<u>801</u>
計	<u>2,171.5</u> km	<u>2,259</u>

74 第2 計画の方針
地震直後から発生する緊急輸送を、円滑かつ確実に実施するために必要な道路（緊急輸送道路）を指定し、ダブルネットワークの形成とその機能強化を目指した道路整備を進める。

74 第3 計画の内容
1 緊急輸送道路の整備
地震災害など緊急時に重要となる施設等（府総合庁舎、市町村役場、主要港湾、医療施設等）へのアクセス機能を確保するため、避難・輸送の大動脈である京都縦貫自動車道等の広域的な交通機能をもつ高速道路等の建設や耐震強化を推進するとともに、それらとネットワークを構成する一般国道や主要地方道等の整備を推進する。
なお、府内の緊急輸送道路については、表3.17.2に示す。

74 2 災害に強い道路の整備
崩土、落石等の災害のおそれのある道路法面等の危険箇所を把握し、対策工事の必要な箇所については、計画的に整備を推進する。また、都市内の避難路となる道路については、交通機能の確保とともに、火災の延焼防止にも寄与する街路樹緑化など、災害に強い道路整備を行う。

75 第10節 河川・海岸施設防災計画
第1 現況
府内の海岸の総延長は317.0kmであり、そのうち、109.0kmを海岸保全区域に指定しており、その所管別延長は、表2.1.4のとおりである。

<表2.1.4> 保全区域所管別 海岸緒元

所管別	海岸緒元
国土交通省港湾局	<u>132.9</u>
計	<u>317.0</u>

第11節 砂防及び治山施設防災計画
第1 砂防施設防災計画

あげ等の対策を実施する。

エ 配電設備
地域防災計画、浸水後の需要の有無等との整合を図り、被害軽減及び復旧を容易とする設備形成を考慮した設計とする。

オ 通信設備
主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

第6節 都市公園施設防災計画
第1 府立都市公園は、現在12箇所、423.9ヘクタールある。都市公園は、震災時に避難地、緩衝緑地等の機能を有するとともに、防災活動の拠点となる施設である。

<表> 京都府立都市公園（令和2年4月1日現在）

都市公園名	供用面積（ha）
鴨川公園	<u>39.9</u>
山城総合運動公園	<u>94.9</u>
合計	<u>423.9</u>

第8節 鉄道施設防災計画
<図> 京都市営地下鉄路線図
（最新状況に差替え）

第9節 道路及び橋梁防災計画
第1 現況
<表2.1.3> 府管理道路状況一覧表

	管理延長（km）（平成30.4.1現在）	橋梁箇所数（平成31.3.31現在）
一般国道	<u>457.5</u> km	<u>537</u>
主要地方道	<u>884.5</u> km	<u>920</u>
一般府道	<u>825.8</u> km	<u>792</u>
計	<u>2,167.8</u> km	<u>2,249</u>

第2 計画の方針
重要物流道路及び代替・補完路や地震直後から発生する緊急輸送を、円滑かつ確実に実施するために必要な道路（緊急輸送道路）について、ダブルネットワークの形成とその機能強化を目指した道路整備を進める。

第3 計画の内容
1 重要物流道路及び代替・補完路、緊急輸送道路の整備
地震災害など緊急時に重要となる施設等（府総合庁舎、市町村役場、主要港湾、医療施設等）へのアクセス機能を確保するため、避難・輸送の大動脈である京都縦貫自動車道等の広域的な交通機能をもつ高速道路等の建設や耐震強化を推進するとともに、それらとネットワークを構成する一般国道や主要地方道等の整備を推進する。
なお、府内の重要物流道路及びその代替・補完路、緊急輸送道路については、表3.17.2、表3.17.3及び表3.17.4に示す。

2 災害に強い道路の整備
崩土、落石等の災害のおそれのある道路法面等の危険箇所を把握し、対策工事の必要な箇所については、計画的に整備を推進する。また、都市内の避難路となる道路については、交通機能を確保するための無電柱化など、災害に強い道路整備を行う。

第10節 河川・海岸施設防災計画
第1 現況
京都府内の海岸は日本海にのみ存在し、その総延長は315.2kmであり、そのうち、109.0kmを海岸保全区域に指定しており、その所管別延長は、表2.1.4のとおりである。

<表2.1.4> 保全区域所管別 海岸緒元

所管別	海岸緒元
国土交通省港湾局	<u>131.1</u>
計	<u>315.2</u>

第11節 砂防及び治山施設防災計画
第1 砂防施設防災計画

時点修正（建設交通部）	76	<p>1 現況 府内には土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された溪流（溪流勾配15°以上）が6,726溪流（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む。）ある。また、砂防指定地は、府内に1,448箇所（表2.1.5）あり、適切な管理に努めている。</p> <p>第2 治山施設防災計画</p> <p>1 現況 府内森林面積342,648haのうち、105,470haは、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、局地的な豪雨の発生や山の手入れ不足などにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。 なお、府内の林地保全に関する土砂災害危険箇所の箇所数は、表2.1.5に示すとおりである。</p> <p>第3 山地災害危険地区の周知等</p> <p>1 山地災害危険地区 地形等から山地災害が懸念される箇所を府が調査し、その危険度が一定以上のものを「山地災害危険地区」とする。 <u>（追加）</u></p>	<p>1 現況 府内には土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された溪流（溪流勾配15°以上）が6,726溪流（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む。）ある。また、砂防指定地は、府内に1,457箇所あり、適切な管理に努めている。</p> <p>第2 治山施設防災計画</p> <p>1 現況 府内森林面積342,636haのうち、105,592haは、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、局地的な豪雨の発生や山の手入れ不足などにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。 なお、府内の林地保全に関する土砂災害警戒区域箇所の箇所数は、表2.1.5に示すとおりである。</p> <p>第3 山地災害危険地区の周知等</p> <p>1 山地災害危険地区 地形等から山地災害が懸念される箇所を府が調査し、その危険度が一定以上のものを「山地災害危険地区」とする。 <u>なお、台風通過後等に山地災害危険地区の現地調査を行い、山地災害の危険性が増大したと判断される場合は市町村を通じて地元で周知を行うとともに治山対策を検討する。</u></p>
最新の数値に修正等（農林水産部）	76		
防災基本計画を踏まえた修正（農林水産部）	77		
時点修正（建設交通部）	79	<p><表> 土砂災害警戒区域等指定状況</p> <p>第12節 地すべり・急傾斜地防災計画</p> <p><表2.1.7> 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧</p> <p>第14節 ダム等防災計画</p> <p>第1 現況 （略） また、農業用ため池は府内に約1,600余箇所あり、耕地面積の約4割に当たる13,300haの重要な用水補給源になっているが、決壊すると下流に大きな被害をもたらすことが予測され、農業用施設の中では、最も注意を要する施設である。 （略）</p> <p>第2 農業用ため池 (2) 地震時における緊急連絡体制の確立と対策 （略） なお、市町村及びため池管理者に対して徹底する緊急安全点検は、地震後の農業用ため池緊急点検要領（平成9年3月25日構造改善局防災課長通知）に基づき、<u>市町村が指定したため池のみとする。</u></p>	<p><表> 土砂災害警戒区域等指定状況 <u>（最新状況に差替え）</u></p> <p>第12節 地すべり・急傾斜地防災計画</p> <p><表2.1.7> 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧 <u>（最新状況に差替え）</u></p> <p>第14節 ダム等防災計画</p> <p>第1 現況 （略） また、農業用ため池は府内に、約1,500箇所あり、耕地面積の約4割に当たる13,300haの重要な用水補給源になっているが、決壊すると下流に大きな被害をもたらすことが予測され、農業用施設の中では、最も注意を要する施設である。 （略）</p> <p>第2 農業用ため池 (2) 地震時における緊急連絡体制の確立と対策 （略） なお、市町村及びため池管理者に対して徹底する緊急安全点検は、地震後の農業用ため池緊急点検要領（平成9年3月25日構造改善局防災課長通知）に基づき、<u>防災重点</u>ため池のみとする。</p>
同上（建設交通部）	81		
最新の数値に修正（農林水産部）	90		
字句修正等（農林水産部）	91		
関西電力㈱の分社化に伴う改定（関西電力送配電㈱）	97	<p><図2.1.2(3)> ダム放流通報の連絡系統：高山ダム 関西電力㈱奈良給電制御所</p>	<p><図2.1.2(3)> ダム放流通報の連絡系統：高山ダム 関西電力<u>送配電</u>㈱奈良給電制御所</p>
同上（関西電力送配電㈱）	98	<p><図2.1.2(4)> ダム放流通報の連絡系統：和知ダム</p>	<p><図2.1.2(4)> ダム放流通報の連絡系統：和知ダム <u>（最新状況に差替え）</u></p>
同上（関西電力送配電㈱）	100	<p><図2.1.2(6)> ダム放流通報の連絡系統：日吉ダム 関西電力㈱京都給電制御所</p>	<p><図2.1.2(6)> ダム放流通報の連絡系統：日吉ダム 関西電力<u>送配電</u>㈱京都給電制御所</p>
組織改編に伴う改定（危機管理部）	103	<p>第15節 危険物等施設防災計画</p> <p><図2.1.3> 高圧ガス施設 府災害対策課 075-414-4470</p> <p><図2.1.4> 火薬類施設 府災害対策課 075-414-4470</p>	<p>第15節 危険物等施設防災計画</p> <p><図2.1.3> 高圧ガス施設 府<u>消防保安課</u> 075-414-4471</p> <p><図2.1.4> 火薬類施設 府<u>消防保安課</u> 075-414-4471</p>
第三次京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プランの策定に伴う改定（危機管理部）	107	<p>第18節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進に関する計画 地震防災対策特別措置法に基づき、知事が、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、本計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成23年度に策定した第4次地震防災緊急事業五箇年計画に引き続き、次の方針に沿って作成した第5次五箇年計画（平成28年度～平成32年度）及び長期的な整備目標を設定して策定した「第二次京都府戦略的地震防災対策指針」に基づき計画的に推進する。</p>	<p>第18節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進に関する計画 地震防災対策特別措置法に基づき、知事が、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、本計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成23年度に策定した第4次地震防災緊急事業五箇年計画に引き続き、次の方針に沿って作成した第5次五箇年計画（平成28年度～令和2年度）及び長期的な整備目標を設定して策定した「第三次京都府戦略的地震防災対策指針」に基づき計画的に推進する。</p>

<p>防災基本計画を踏まえた修正 (危機管理部)</p>	<p>108 第2章 情報連絡通信網の整備計画 第1節 情報連絡通信網の整備 (略) このため、各機関は、緊急時において効果的な防災活動を実施するための情報連絡通信網を整備することが重要となる。 <u>(追加)</u></p>	<p>第2章 情報連絡通信網の整備計画 第1節 情報連絡通信網の整備 (略) このため、各機関は、緊急時において効果的な防災活動を実施するための情報連絡通信網を整備することが重要となる。 <u>また、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IOT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの防災施策への積極的な活用が必要となる。</u></p>
<p>字句修正等 (警察本部)</p>	<p>109 第7 各機関の無線通信 (略) さらに、それぞれの防災機関が有する無線系統を「資料2-2」に示す。</p>	<p>第7 各機関の無線通信 (略) さらに、それぞれの防災機関が有する無線系統を「資料2-1」に示す。</p>
<p>同上 (警察本部)</p>	<p>110 第2節 市町村・防災機関等の非常通信 第2 市町村 災害時に市町村から府災害対策本部に対して情報連絡、被害報告等が不能もしくは困難になった場合には、非常通信経路(「資料編2-3」参照)に従って通信連絡を行う。(略) 第3 防災機関等 無線を整備している防災関係機関(「資料編2-2」参照)は、市町村及び他の防災機関から次の通信依頼があった場合は、自機関の非常通信に支障がない限り、迅速かつ的確に依頼通信に協力する。</p>	<p>第2節 市町村・防災機関等の非常通信 第2 市町村 災害時に市町村から府災害対策本部に対して情報連絡、被害報告等が不能もしくは困難になった場合には、非常通信経路(「資料編2-2」参照)に従って通信連絡を行う。(略) 第3 防災機関等 無線を整備している防災関係機関(「資料編2-1」参照)は、市町村及び他の防災機関から次の通信依頼があった場合は、自機関の非常通信に支障がない限り、迅速かつ的確に依頼通信に協力する。</p>
<p>電文の一部変更に伴う改定 (京都地方気象台)</p>	<p>111 第3章 地震情報及び津波警報等の伝達計画 第1節 地震情報及び津波警報等の伝達計画 第1 京都地方気象台 1 地震情報及び津波警報等の種類 <表></p>	<p>第3章 地震情報及び津波警報等の伝達計画 第1節 地震情報及び津波警報等の伝達計画 第1 京都地方気象台 1 地震情報及び津波警報等の種類 <表> <u>(最新状況に差替え)</u></p>
<p>伝達経路先の変更 (危機管理部)</p>	<p>115 <図2.3.1> 「地震情報及び津波警報等伝達経路図」</p>	<p><図2.3.1> 「地震及び津波に関する情報の<u>連絡系統</u>」 <u>(最新状況に差替え)</u></p>
<p>経路の修正 (京都地方気象台)</p>	<p>127 第2節 津波予報等の伝達計画 <図2.3.3> 津波警報等伝達経路図</p>	<p>第2節 津波予報等の伝達計画 <図2.3.3> 津波警報、<u>大津波警報及び津波注意報の連絡系統</u> <u>(最新状況に差替え)</u></p>
<p>字句修正等 (健康福祉部)</p>	<p>133 第4章 医療助産計画 第2節 計画の内容 第2 災害時に拠点となる医療施設 府は、災害時の患者受け入れ機能、医薬品等の<u>資器材</u>の備蓄機能を備えた災害時に拠点となる医療施設を確保する。</p>	<p>第4章 医療助産計画 第2節 計画の内容 第2 災害時に拠点となる医療施設 府は、災害時の患者受け入れ機能、医薬品等の<u>資機材</u>の備蓄機能を備えた災害時に拠点となる医療施設を確保する。</p>
<p>災害拠点病院等連絡協議会の構成団体については、地域防災計画ではなく、「医療・救護に関するマニュアル」に規定することとするため (健康福祉部)</p>	<p>134 第3 基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院及び京都府災害拠点病院等連絡協議会 <表> <u>(資料) 京都府災害拠点病院等連絡協議会構成機関</u></p>	<p>第3 基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院及び京都府災害拠点病院等連絡協議会 <u>(削除)</u></p>
<p>字句修正等 (健康福祉部)</p>	<p>134 第4 緊急災害医療チーム 1 府は、災害拠点病院等の中から、災害時に<u>緊急</u>災害医療チームを派遣するよう指示する医療機関を予め定めておく。 2 <u>緊急</u>災害医療チームは、災害・事故等の急性期(発生後概ね4-8時間以内)に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けたチームであり、被災地に迅速に駆け付け、現地災害対策本部等の指示に従い、救出・救助部門と合同して、救急治療を行う。そのため、派遣元となる医療機関は日ごろから災害時等に備え、チームの編成及び訓練の実施に努める。</p>	<p>第4 災害<u>派遣</u>医療チーム 1 府は、災害拠点病院等の中から、災害時に災害<u>派遣</u>医療チームを派遣するよう指示する医療機関を予め定めておく。 2 災害<u>派遣</u>医療チームは、災害・事故等の急性期(発生後概ね4-8時間以内)に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けたチームであり、被災地に迅速に駆け付け、現地災害対策本部等の指示に従い、救出・救助部門と合同して、救急治療を行う。そのため、派遣元となる医療機関は日ごろから災害時等に備え、チームの編成及び訓練の実施に努める。</p>
<p>災害時小児周産期リエゾンの追加 (健康福祉部)</p>	<p>134 第5 災害医療コーディネーターの委嘱 2 府は、委嘱された者から、原則として<u>災害対策本部</u>において活動する本部災害医療コーディネーターを指名し、また二次医療圏毎に災害拠点病院、保健所等で活動する地域災害医療コーディネーターを指名する。 <u>(追加)</u></p>	<p>第5 災害医療コーディネーターの委嘱 2 府は、委嘱された者から、原則として<u>保健医療福祉調整本部</u>において活動する本部災害医療コーディネーターを指名し、また二次医療圏毎に災害拠点病院、保健所等で活動する地域災害医療コーディネーターを指名する。 <u>3 府は、災害の発生時において、必要な小児・周産期医療を迅速かつ的確に提供できる体制を構築するため、災害医療及び小児・周産期医療に精通し、かつ京都府の医療の現状を熟知している者を、災害時小児周産期リエゾンに委嘱する。</u></p>
<p>第8 災害時搬送システムの確立</p>	<p>第8 災害時搬送システムの確立</p>	<p>第8 災害時搬送システムの確立</p>

字句修正等（健康福祉部）	135	2 基幹災害拠点病院のヘリポートの整備		2 災害拠点病院のヘリポートの整備
同上（健康福祉部）	135	第10 地域レベルでの災害対策の強化		第10 地域レベルでの災害対策の強化
		1 保健所・市町村等の行政担当者と地域の医師会や災害拠点病院等の医療関係者、医療チーム等が定期的に情報交換する場（地域災害医療連携協議会）の設置		1 保健所・市町村等の行政担当者と地域の医師会や災害拠点病院等の医療関係者、 <u>災害派遣</u> 医療チーム等が定期的に情報交換する場（地域災害医療連携協議会）の設置
		第5章 火災防止に関する計画		第5章 火災防止に関する計画
協定の内容に基づく修正（京都中部広域消防組合）	139	<表2.5.1> 市町村相互応援協定締結状況一覧		<表2.5.1> 市町村相互応援協定締結状況一覧
		番号 協定名称 消防団含む		番号 協定名称 消防団含む
		44 京都中部広域消防組合・高槻市・亀岡市消防相互応援協定	—	44 京都中部広域消防組合・高槻市・亀岡市消防相互応援協定 ○
		45 京都中部広域消防組合・茨木市・亀岡市消防相互応援協定	—	45 京都中部広域消防組合・茨木市・亀岡市消防相互応援協定 ○
		46 京都中部広域消防組合・亀岡市・箕面市・豊能町消防相互応援協定	—	46 京都中部広域消防組合・亀岡市・箕面市・豊能町消防相互応援協定 ○
		47 京都中部広域消防組合・能勢町・亀岡市・豊中市消防相互応援協定	—	47 京都中部広域消防組合・能勢町・亀岡市・豊中市消防相互応援協定 ○
字句修正等（警察本部等）	141	<図2.5.1(3)> 防災機関へのヘリ等の支援要請するときの連絡系統 府警航空隊（地域課）		<図2.5.1(3)> 防災機関へのヘリ等の支援を要請するときの連絡系統 <u>府警察本部</u> 航空隊（ <u>機動警ら課</u> ）
		第6章 避難に関する計画		第6章 避難に関する計画
		第3節 指定緊急避難場所の指定等及び避難経路の選定		第3節 指定緊急避難場所の指定等及び避難経路の選定
防災基本計画を踏まえた改定（危機管理部）	143	第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定		第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
		2 （略）なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあたっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。（略）		2 （略）なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあたっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、 <u>また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される</u> ものを指定するものとする。（略）
		3 市町村は、 <u>一般</u> の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。		3 市町村は、 <u>指定避難所内の一般避難スペース</u> では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。
防災基本計画修正（令和2年5月）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症の対応について」等（内閣府等通知）を踏まえた改定（危機管理部）	145	第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備		第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備
		第1 避難・設備・物資の備蓄 避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資の備蓄に努める。		第1 避難・設備・物資の備蓄 避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資（ <u>食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等</u> ）の備蓄に努める。
		第2～第3 （略） <u>（追加）</u>		第2～第3 （略） <u>第4 新型インフルエンザ等府内感染者発生に備えた対策</u> <u>市町村は、新型インフルエンザ等感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応も含め、平常時から防災担当部局と福祉担当部局と連携して、避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を検討する。</u> <u>また、避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出た場合の対応方法を定める。</u>
関西電力㈱の分社化に伴う改定（関西電力送配電㈱）	148	第8節 駅、地下街における避難計画		第8節 駅、地下街における避難計画
		第3 関西電力株式会社の防災管理（略）		第3 関西電力 <u>送配電</u> 株式会社の防災管理（略）
		第8章 交通対策及び輸送計画		第8章 交通対策及び輸送計画
字句修正等（建設交通部）	156	<表2.8.1> 緊急交通路指定予定路線一覧		<表2.8.1> 緊急交通路指定予定路線一覧 <u>（最新状況に差替え）</u>
同上（建設交通部）	157	<図> 緊急交通路指定予定路線図（高速・自動車専用道路）		<図> 緊急交通路指定予定路線図（高速道路等） <u>（最新状況に差替え）</u>
同上（建設交通部）	158	<図> 緊急交通路指定予定路線図（国道） 高速・自動車専用道路		<図> 緊急交通路指定予定路線図（国道） 高速道路等
同上（建設交通部）	159	<図> 緊急交通路指定予定路線図（京都市内） 高速・自動車専用道路		<図> 緊急交通路指定予定路線図（京都市内） 高速道路等

大規模災害時における物流に係る関係機関・関係事業者との協議に基づく改定（危機管理部）

京都市の救助実施市の指定等に伴う改定（危機管理部）

第9章 災害応急対策物資確保計画

第2節 食料及び生活必需品の確保計画

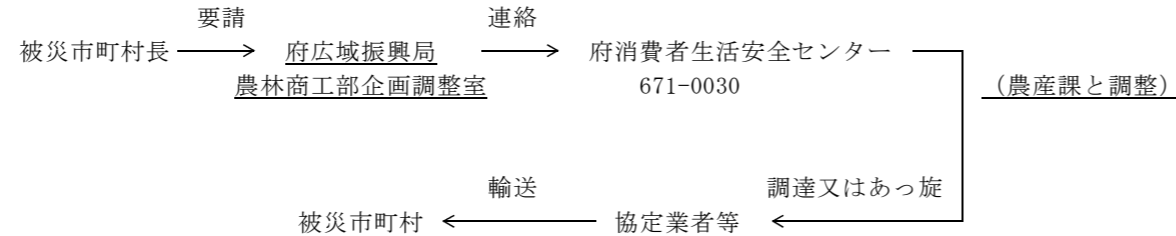
161 第4 物資輸送拠点の整備

3 府は宅配業者、倉庫業者、メーカー事業者等と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し、物資の滞留を防ぐ配送システムを整備するよう努める。

(追加)

162 食料品の調達等系統

〈図2.9.1〉 応急対策用食料品の調達又はあつ旋ルート



注1 京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町が応援要請する場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。

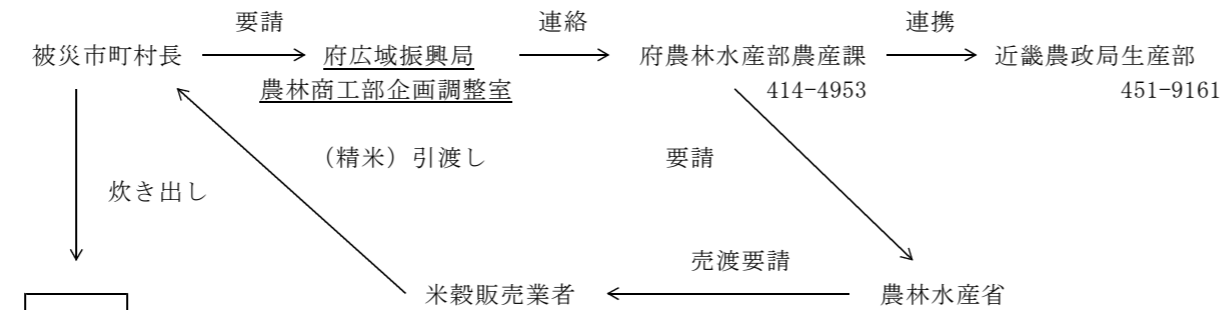
2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

(追加)

※ (略)

〈図2.9.2〉 米穀の緊急引渡ルート

(a) 販売事業者からの調達



(追加)

第9章 災害応急対策物資確保計画

第2節 食料及び生活必需品の確保計画

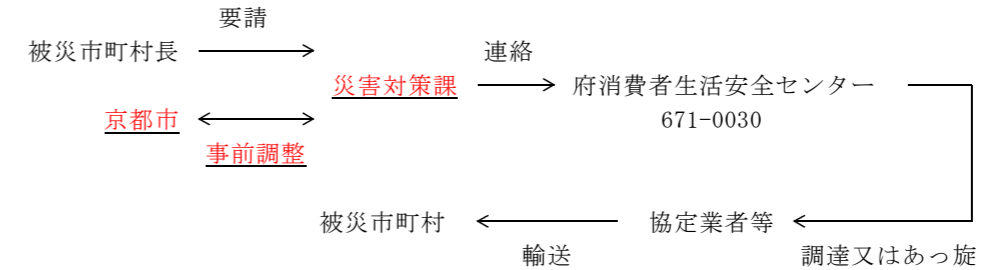
第4 物資輸送拠点の整備

3 府はトラック協会及び倉庫協会と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し、物資の滞留を防ぐ配送システムを整備するよう努める。

4 府は、救援物資が大量に搬入され、1の広域物資輸送拠点では管理が困難な場合又は長期化が予想される場合に備えて、救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等を大手物流業者へ一任する体制を整備する。

食料品の調達等系統

〈図2.9.1〉 応急対策用食料品の調達又はあつ旋ルート



(削除)

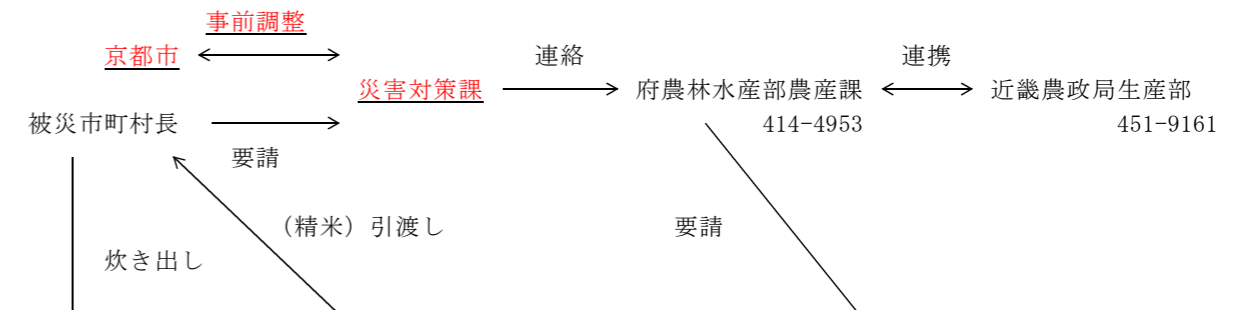
注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

2 府消費者生活安全センターが関与していない協定業者等については、災害対策課が調達又はあつ旋するものとする。

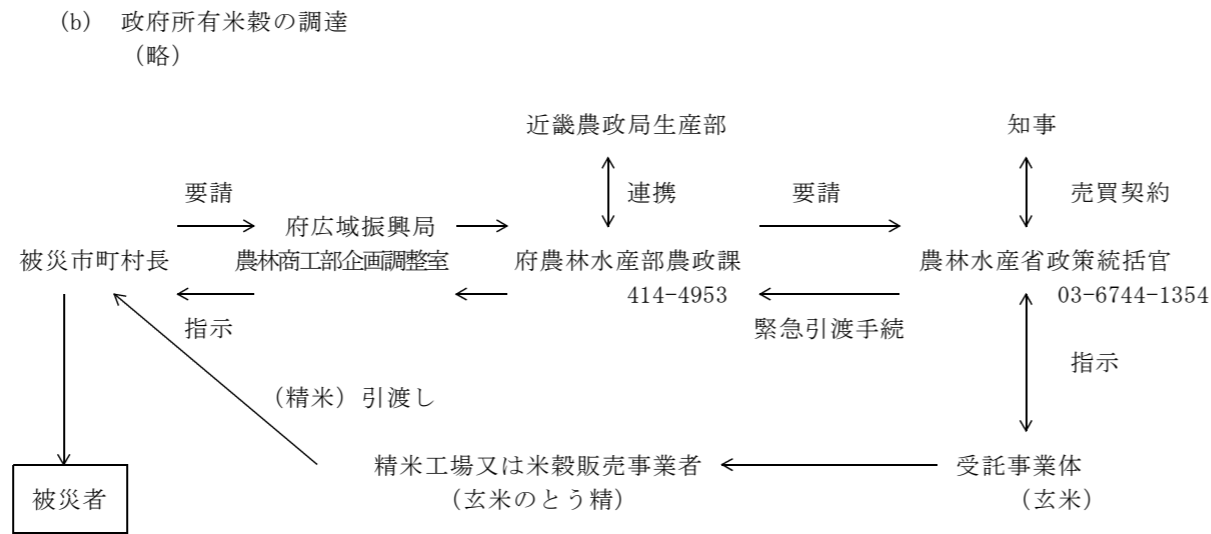
※ (略)

〈図2.9.2〉 米穀の緊急引渡ルート

(a) 販売事業者からの調達



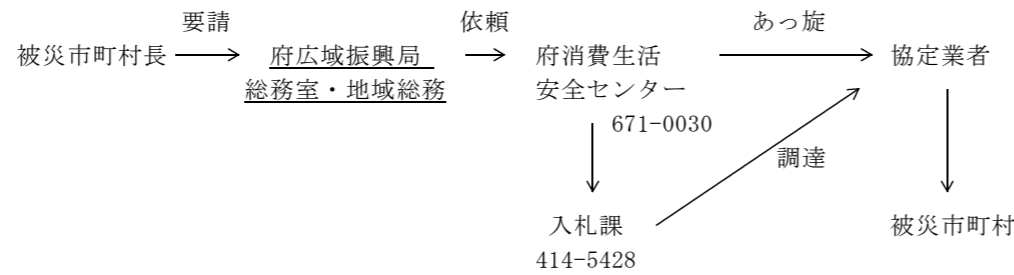
注 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。



注1 京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町が応援要請する場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。

<図2.9.3> 生活必需物品の調達系統

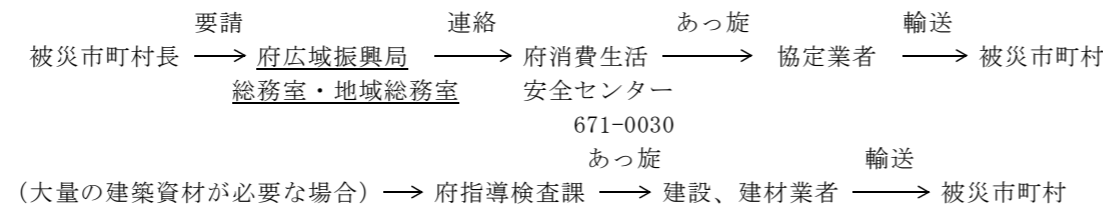
(1) 災害救助法により府が調達及び給貸与する場合



注1 京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町が応援要請する場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。

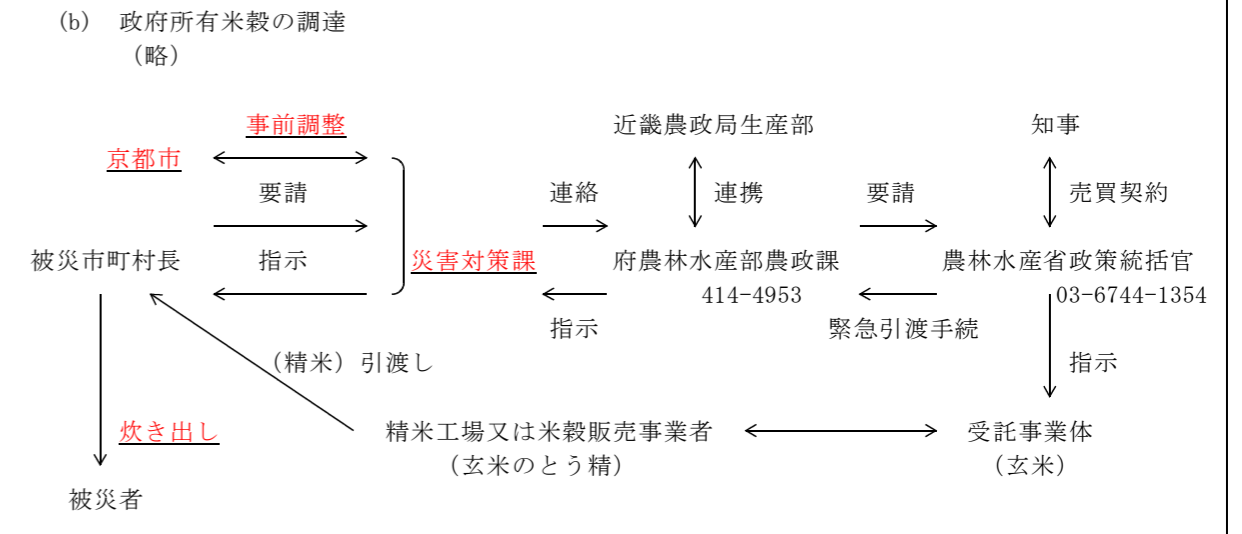
2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。
(追加)

(2) 被災市町村から府に物資あっ旋を要請する場合



注1 京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町が応援要請する場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。

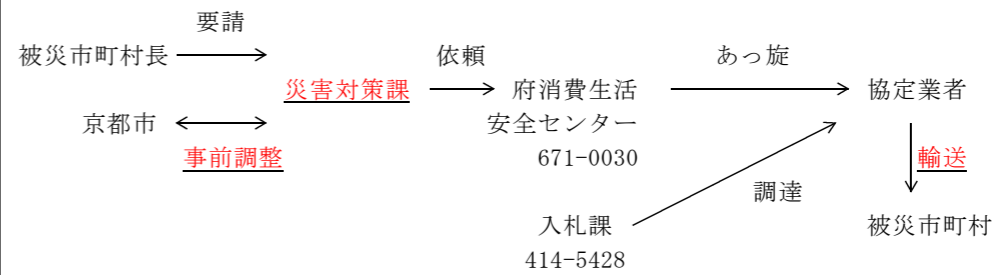
2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。
(追加)



注 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

<図2.9.3> 生活必需物品の調達系統

(1) 災害救助法により府が調達及び給貸与する場合

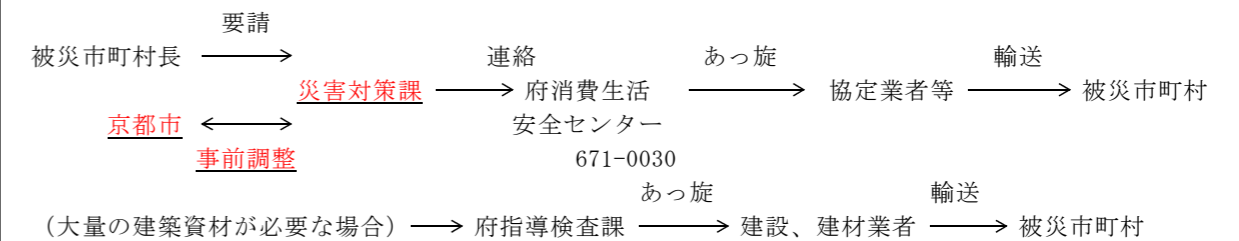


(削除)

注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

2 府消費者生活安全センターが関与していない協定業者等については、災害対策課が調達又はあっ旋するものとする。

(2) 被災市町村から府に物資あっ旋を要請する場合

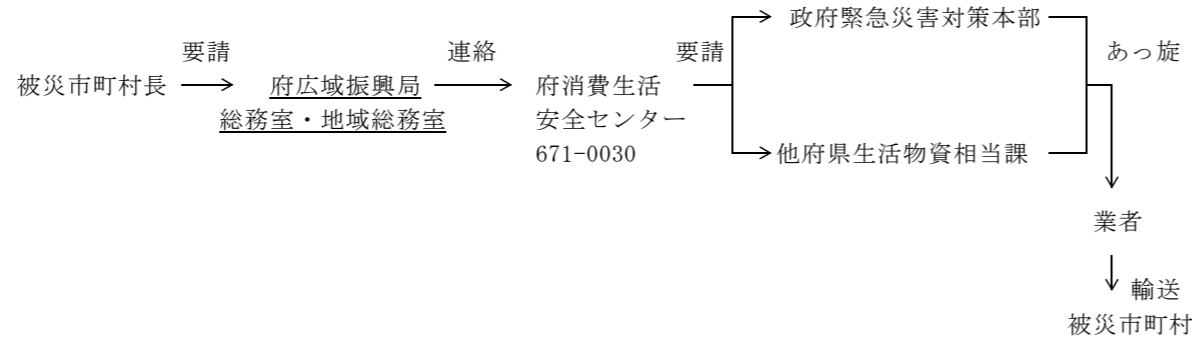


(削除)

注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

2 府消費者生活安全センターが関与していない協定業者等については、災害対策課が調達又はあっ旋するものとする。

(3) 国又は他府県に物資あっ旋を要請する場合

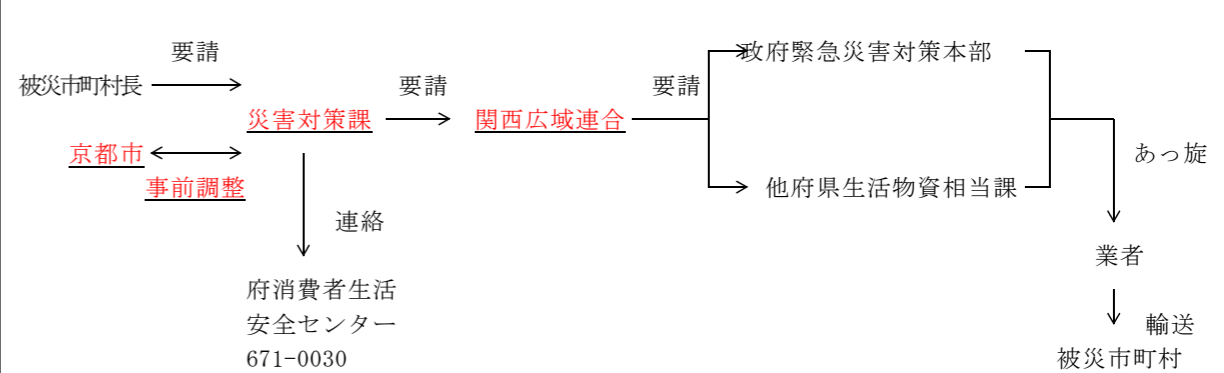


注1 京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町が応援要請する場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。

2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

(追加)

(3) 国又は他府県に物資あっ旋を要請する場合



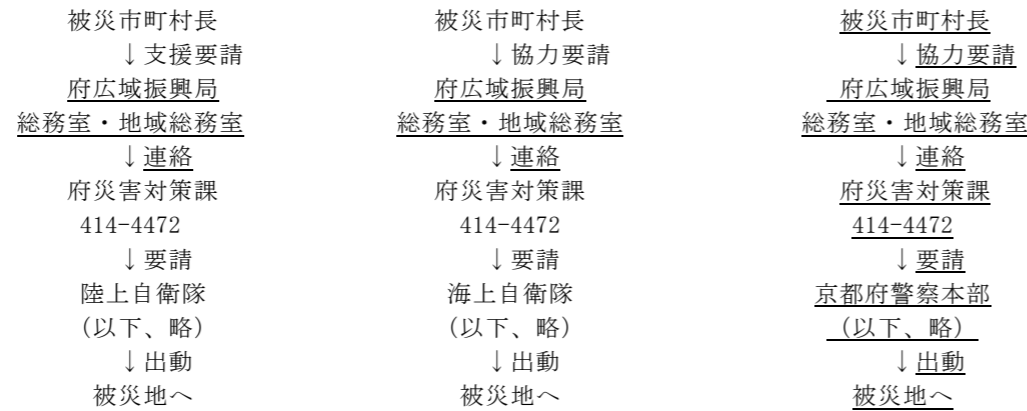
(削除)

注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

2 府消費者生活安全センターが関与していない協定業者等については、災害対策課が調達又はあっ旋するものとする。

実際の運用との整合（警察本部）
京都市の救助実施市の指定に伴う改定（危機管理部）

165 <図2.9.4> 自衛隊、警察等の支援又は協力による炊出し連絡系統



第10章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第2節 計画の内容

第3 避難行動要支援者対策

3 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

市町村は、市町村防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

(追加)

また、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、該当市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、災害時に迅速に避難できるように地域住民との交流を促す。また、社会福祉事業者も含め、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、個別計画の作成や実行性の検証を踏まえた見直し、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。

第11章 廃棄物処理に係る防災体制の整備

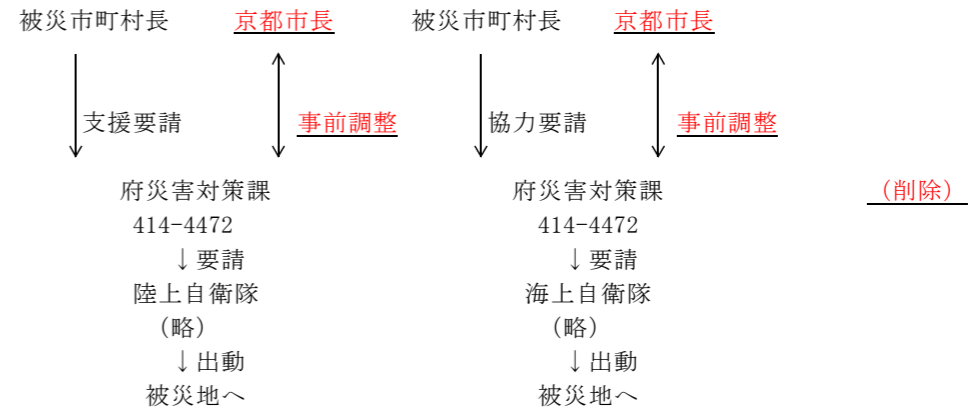
第2節 廃棄物処理に係る防災計画

第2 市町村の施策

防災基本計画修正（令和2年5月）
及び内閣官房「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」最終とりまとめに基づく改定
（危機管理部）

168

<図2.9.4> 自衛隊等の支援又は協力による炊き出し連絡系統



(削除)

第10章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第2節 計画の内容

第3 避難行動要支援者対策

3 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

市町村は、市町村防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

この場合、ハザードマップ等を用いて、土砂災害警戒区域等の災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出して、優先的に避難支援することとし、その情報を防災部局と福祉担当部局等の部局間で共有する。

また、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、該当市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、災害時に迅速に避難できるように地域住民との交流を促す。また、社会福祉事業者も含め、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、個別計画の作成や実行性の検証を踏まえた見直し、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。

第11章 廃棄物処理に係る防災体制の整備

第2節 廃棄物処理に係る防災計画

第2 市町村の施策

防災基本計画を踏まえた改定 (府民環境部)	170	<p>3 市町村は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。 (1)～(4) (略) <u>(追加)</u></p>	<p>3 市町村は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。 (1)～(4) (略) (5) <u>災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬ができる体制を確保すること。</u></p>
時点修正等 (教育庁)	171	<p>第12章 文化財災害予防計画 第1節 現状 第1 建造物 (略) 国指定建造物は府内に<u>663</u>棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている<u>612</u>棟のうち、未設置のものは<u>25</u>棟である。(略) 一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は<u>1,109</u>棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の<u>328</u>棟のうち約<u>75</u>%に設置されているが、登録建造物では約半数である。 第2 美術工芸品 (有形民俗文化財を含む) 府内における国指定文化財の所有者は<u>408</u>社寺等 (国有・公有は除く。)である。(略) なお、有形民俗文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在<u>350</u>所有者、<u>733</u>件 (国有・公有は除く。)を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが<u>183</u>件 (一部寄託<u>4</u>件を含む。)、これ以外の<u>550</u>件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは<u>53</u>件ある。残る<u>497</u>件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。 第3 史跡、名勝、天然記念物 府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は<u>139</u>件 (<u>二府県にまたがるものは除く</u>)、府指定・登録・暫定登録の史跡、名勝、天然記念物は<u>100</u>件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。</p>	<p>第12章 文化財災害予防計画 第1節 現状 第1 建造物 (略) 国指定建造物は府内に<u>669</u>棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている<u>637</u>棟のうち、未設置のものは<u>16</u>棟である。(略) 一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は<u>1,153</u>棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の<u>333</u>棟のうち約<u>85</u>%に設置されているが、登録建造物では約半数である。 第2 美術工芸品 (有形民俗文化財を含む) 府内における国指定文化財の所有者は<u>409</u>社寺等 (国有・公有は除く。)である。(略) なお、有形民俗文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在<u>498</u>所有者、<u>825</u>件 (国有・公有は除く。)を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが<u>183</u>件 (一部寄託<u>6</u>件を含む。)、これ以外の<u>642</u>件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは<u>53</u>件ある。残る<u>589</u>件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。 第3 史跡、名勝、天然記念物 府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は<u>139</u>件 (<u>二府県にまたがるもの、地域を定めていないものは除く。</u>)、府指定・登録・暫定登録の史跡、名勝、天然記念物は<u>102</u>件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。</p>
字句修正等 (教育庁)	172	<p>第3節 計画の内容 第3 史跡、名勝、天然記念物 <u>指定地域内の史跡、名勝、天然記念物の</u>防災については、建造物防災に準じた対策を推進する。 第5 文化的景観 重要文化的景観又は府選定文化的景観選定地域内にあつて重要な構成要素として特定された建造物については、国、府指定等建造物防災に準じた対策を推進する。 第6 文化財保護対策 1 文化財の所有者又は管理団体に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。</p>	<p>第3節 計画の内容 第3 史跡、名勝、天然記念物 <u>史跡、名勝、天然記念物の指定地域内の</u>防災については、建造物防災に準じた対策を推進する。 第5 文化的景観 重要文化的景観選定地域内にあつて重要な構成要素として特定された建造物については、国、府指定等建造物防災に準じた対策を推進する。 第6 文化財保護対策 1 文化財の所有者又は管理団体等に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。</p>
防災基本計画を踏まえた改定 (危機管理部)	174	<p>第13章 防災訓練に関する計画 第1節 計画の方針 非常災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟と関係機関の有機的な連携を強化して、応急対策にあたる体制を整備強化するとともに、府民、自主防災組織、民間企業及びボランティアの防災に対する関心を高める。</p>	<p>第13章 防災訓練に関する計画 第1節 計画の方針 非常災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟と関係機関の有機的な連携を強化して、応急対策にあたる体制を整備強化するとともに、府民、自主防災組織、民間企業及び<u>N P O</u>・ボランティアの防災に対する関心を高める。</p>
防災基本計画を踏まえた改定 (危機管理部)	177	<p>第14章 府民の防災活動の促進 第1節 防災知識と地震時の心得の普及 第3 一般住民に対する防災知識の啓発 5 普及の内容 (2) 日常普段の減災に向けた取組 キ 物資の備蓄、耐震補強等安全への投資 (5) 緊急地震速報の普及・啓発</p>	<p>第14章 府民の防災活動の促進 第1節 防災知識と地震時の心得の普及 第3 一般住民に対する防災知識の啓発 5 普及の内容 (2) 日常普段の減災に向けた取組 キ 物資の備蓄、耐震補強、<u>家具・ブロック塀等の転倒防止</u>等安全への投資 (5) 緊急地震速報、<u>南海トラフ地震臨時情報、5段階の警戒レベル</u>の普及・啓発</p>
字句修正等 (危機管理部)	179	<p>第2節 自主防災組織の整備と指導 第1 計画の方針 大地震が発生した場合には、防災関係機関の<u>防災活動</u>が遅れたり、活動能力が著しく低下することが予想される。(略) 第2 計画の内容 6 自主防災組織の内容 (1) 規約 ア 役員</p>	<p>第2節 自主防災組織の整備と指導 第1 計画の方針 大地震が発生した場合には、防災関係機関の<u>災害対応</u>が遅れたり、活動能力が著しく低下することが予想される。(略) 第2 計画の内容 6 自主防災組織の内容 (1) 規約 ア 役員</p>

女性等多様な視点での防災対策意見交換会を踏まえた改定 (危機管理部)	179	<p>(7) 防災責任者及びその任務</p> <p>(2) 防災計画の策定</p> <p>カ 防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。</p> <p>ク 避難場所、避難<u>道路</u>、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。</p>	<p>(7) 防災<u>リーダー</u>及びその任務</p> <p>(2) 防災計画の策定</p> <p>カ 防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。<u>特に、地域の消防団員や民生委員等と連携した協力体制を整えること。</u></p> <p>ク 避難場所、避難<u>経路</u>、避難<u>情報</u>の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。</p>
防災基本計画を踏まえた改定 (教育庁)	179	<p>第3節 学校等における防災教育 <u>(追加)</u></p> <p>各学校においては、防災に関する学習と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。</p> <p>また、大学等は、積極的に防災知識の展示等の防災啓発活動を行う学生等を支援するよう努める。</p>	<p>第3節 学校等における防災教育 <u>府及び市町村は、学校における体系的な防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。</u></p> <p>各学校においては、防災に関する学習と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。</p> <p>また、大学等は、積極的に防災知識の展示等の防災啓発活動を行う学生等を支援するよう努める。</p>
中小企業強靱化法の一部改正に伴う改定 (危機管理部)	181	<p>第15章 企業等防災対策促進計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 企業等における防災対策</p> <p>1 事業所等における防災活動の推進</p> <p>事業所等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に果たすことができる役割（従業員及び顧客の安全、事業継続の維持、地域住民との連携）を十分に認識し、各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画の策定などの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第15章 企業等防災対策促進計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 企業等における防災対策</p> <p>1 事業所等における防災活動の推進</p> <p>事業所等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に果たすことができる役割（従業員及び顧客の安全、事業継続の維持、地域住民との連携）を十分に認識し、各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画の策定などの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。</p> <p><u>府、市町村、商工会議所・商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化計画の策定支援に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>
防災基本計画修正（令和2年5月）及び内閣官房「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」最終とりまとめに基づく改定 (危機管理部)	182	<p>4 災害時の企業等の事業継続</p> <p>(2) 事業継続計画の策定</p> <p>(略)</p>	<p>4 <u>災害時における出勤抑制</u></p> <p><u>大規模地震などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p>5 災害時の企業等の事業継続</p> <p>(2) 事業継続計画の策定</p> <p>(略)</p>
京都BCPの取組を踏まえた改定 (危機管理部)	182	<p>また、「事業継続計画」の策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮するとともに、「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン」、「京都BCP検討会議」（京都府防災会議）が示した「事業継続計画モデルプラン（入門編）」等を参考として、計画策定に努める。</p>	<p>また、「事業継続計画」の策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮するとともに、「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン」、「京都BCP推進会議」（京都府防災会議）が示した「事業継続計画モデルプラン（入門編）」等を参考として、計画策定に努める。</p>
京都BCPの取組を踏まえた改定 (危機管理部)	183	<p>第2 京都BCPの普及</p> <p>2 京都BCP行動指針</p> <p>府は、京都BCPの取組を促進するため、関係団体等がとるべき行動の指針（京都BCP行動指針）を作成し、関係団体等と連携して、その周知を図るとともに、<u>京都BCPの取組を推進する組織の立上げを進めるものとする。</u></p> <p>また、<u>企業等や関係団体等に対して、BCP策定企業の実態調査の実施、セミナー・意見交換会の実施、京都全体が一元的な災害対応を行える情報共有体制の確立、経済団体や金融関係機関、ライフライン事業者との連携強化、図上訓練の実施、地域内の協力協定の見直しなど、京都BCPの取組の普及啓発に努めるものとする。</u></p>	<p>第2 京都BCPの普及</p> <p>2 京都BCP行動指針</p> <p>府は、京都BCPの取組を促進するため、関係団体等がとるべき行動の指針（京都BCP行動指針）を作成し、関係団体等と連携して、その周知を図るとともに、京都BCP推進<u>会議において取組内容を推進するものとする。</u></p> <p>また、BCP策定企業の実態調査の実施、セミナー・意見交換会の実施、経済団体との連携強化、<u>地元金融機関意見交換会・ライフライン連絡会の定期開催による情報共有体制や相互応援・連携体制の確立、</u>図上訓練の実施、<u>特定の地域等における連携型BCPの実践</u>など、京都BCPの取組を推進するものとする。</p>
防災基本計画を踏まえた改定 (危機管理部)	184	<p>第16章 ボランティアの登録・支援等計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>災害発生時に、被災者の多様なニーズにきめ細かくに対応するには、ボランティアの協力が不可欠であるため、災害時に被災者を支援するボランティア（以下「災害ボランティア」という。）の活動が円滑に行えるよう、ボランティアの自主性に配慮しつつ、必要な対策を講じるものとする。</p>	<p>第16章 ボランティアの登録・支援等計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>災害発生時に、被災者の多様なニーズにきめ細かくに対応するには、ボランティア<u>等</u>の協力が不可欠であるため、災害時に被災者を支援するボランティア（以下「災害ボランティア」という。）<u>等</u>の活動が円滑に行えるよう、ボランティア<u>等</u>の自主性に配慮しつつ、必要な対策を講じるものとする。</p>
防災基本計画を踏まえた改定 (危機管理部)	184	<p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 京都府災害時等応援協定ネットワーク会議 <u>(追加)</u></p>	<p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 京都府災害時等応援協定ネットワーク会議 <u>第2 NPO・ボランティアとの連携</u></p> <p>1 <u>府及び市町村は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携を図る。</u></p> <p>2 <u>府は、加盟団体が相互に助け合う「災害時連携NPO等ネットワーク」と連携し、災害ボランティ</u></p>

		<p>第2 <u>一般ボランティア（特に資格、技術を必要としない業務に従事するボランティア）</u></p> <p>1 受入体制の整備</p> <p>(1) <u>一般ボランティア</u>については、ボランティア関係団体の協力を得て事前登録を行うほか、災害発生後は、「京都府災害ボランティアセンター」及び「市町村災害ボランティアセンター」が受入・派遣の受給調整、活動支援等を行うものとし、京都府は、災害時における体制の整備に必要な機器の確保等に努める。</p> <p>2 <u>一般ボランティアの活動環境整備</u> (略)</p> <p>第3 災害ボランティアに関する啓発 (略)</p>		
時点修正（京都市）	189	<p>第18章 <u>広域応援体制の整備</u></p> <p><表> <u>平成31年度緊急消防援助隊登録状況</u></p>		
関西広域帰宅困難者対策ガイドラインに基づく改定 (危機管理部)	192	<p>第20章 <u>観光客保護・帰宅困難者対策計画</u></p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>府は、大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から関西広域連合や市町村などの行政機関、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。</p>		
同上（危機管理部）	192	<p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 基本方針 (略)</p> <p>市町村は、府、関係機関と連携して、観光客及び帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設を設置・拡充し、発災時に設置に係る情報提供を行うようにする受入体制を整備する。</p> <p>第5 事業所等への要請</p> <p>2 事業所等に、時間帯別対応の基本ルールを以下のとおり定めるよう働きかける。</p> <p>(1) 就業時間帯に発災</p> <p>従業員に一斉帰宅行動の抑制を働きかけ、発災後の混乱が落ち着くまでは事業所等内に待機するよう指示 <u>(追加)</u></p> <p>(2) 出勤・帰宅時間帯に発災</p> <p>自宅又は事業所等のいずれか近い方へ向うよう指示（自宅にいるときは自宅待機を指示）</p> <p><u>3 (追加)</u></p> <p>第6 観光客への支援の検討</p> <p>1 府は市町村と協力し、観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し周知・公報に努める。また、事業所、ホテル・旅行者、大学、寺社等に対して、災害時における観光客等の一時収容等の協力を求めていく。</p> <p>2 府は、市町村、鉄道事業者、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館事業者等と連携し、観光案内所を訪れた外国人や宿泊施設に滞在する外国人旅行者に対して、各鉄道の計画運休や運行状況等の情報を集約して、<u>多言語（英語以外を含む。）</u>でリアルタイムに伝達するとともに、相談の受付をするなど外国人支援体制を構築する。</p> <p>また、外国人向けの防災訓練の実施<u>及び</u>日本における災害の重大さ<u>や</u>災害時の行動（医療機関のかかり方等を含む。）について普及・啓発に努める。</p>		
時点修正（建設交通部）	194	<p>第21章 <u>広域防災活動拠点計画</u></p> <p>第2節 広域防災活動拠点とする施設</p> <p>第1 施設名、所在地</p> <p><表>（広域防災活動拠点施設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>面積</th> </tr> </thead> </table>	施設名	面積
施設名	面積			

<p><u>ア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</u></p> <p>第3 ボランティア</p> <p>1 受入体制の整備</p> <p>(1) ボランティアについては、ボランティア関係団体の協力を得て事前登録を行うほか、災害発生後は、「京都府災害ボランティアセンター」及び「市町村災害ボランティアセンター」が受入・派遣の受給調整、活動支援等を行うものとし、京都府は、災害時における体制の整備に必要な機器の確保等に努める。</p> <p>2 ボランティアの活動環境整備 (略)</p> <p>第4 災害ボランティアに関する啓発 (略)</p>		
<p>第18章 <u>広域応援体制の整備</u></p> <p><表> <u>令和2年度緊急消防援助隊登録状況</u> <u>(最新状況に差替え)</u></p>		
<p>第20章 <u>観光客保護・帰宅困難者対策計画</u></p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>府は、大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、<u>大量の観光客及び帰宅困難者により救急・救助等の応急活動に支障をきたし、観光客及び帰宅困難者自身にも危険が及ぶなど一斉帰宅に伴う混乱を回避するとともに</u>、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から関西広域連合や市町村などの行政機関、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。</p>		
<p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 基本方針 (略)</p> <p>市町村は、府、関係機関と連携して、観光客及び帰宅困難者を受け入れる<u>一時退避場所及び</u>一時滞在施設を設置・拡充し、発災時に設置に係る情報提供を行うようにする受入体制を整備する。</p> <p>第5 事業所等への要請</p> <p>2 事業所等に、<u>発災</u>時間帯別対応の基本ルールを以下のとおり定めるよう働きかける。</p> <p>(1) 就業時間帯に発災</p> <p>従業員に一斉帰宅行動の抑制を働きかけ、発災後の混乱が落ち着くまでは事業所等内に待機するよう指示 <u>来所者を事業所内の待機スペースに誘導</u></p> <p>(2) 出勤・帰宅時間帯に発災</p> <p>自宅又は事業所等のいずれか近い方へ向うよう指示（自宅にいるときは自宅待機を指示）</p> <p><u>3 事業所等に、事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等において、発災直後の一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等の施設内待機や施設内待機のための備蓄、施設の安全確保や発災時の来所者保護等に係る計画の策定に努めるよう働きかける。</u></p> <p>第6 観光客等への支援の検討</p> <p>1 府は<u>関西広域連合及び市町村</u>と協力し、<u>災害時に多くの滞留が発生すると想定されるターミナル駅や観光地における</u>観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し周知・公報に努めるとともに、<u>的確な情報提供が行えるよう情報提供体制の構築に努める。</u>また、<u>ターミナル駅周辺等のオープンスペースや公園、寺社等の施設管理者と協定を締結するなどして、一時退避場所の確保に努めるとともに、公共施設のほか、集客施設、学校等の施設管理者やホテル・旅館業者と協定を締結するなどして、一時滞在施設の確保に努める。</u></p> <p>2 府は、市町村、鉄道事業者、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館事業者等と連携し、観光案内所を訪れた外国人や宿泊施設に滞在する外国人旅行者に対して、各鉄道の計画運休や運行状況等の情報を集約して、多言語でリアルタイムに伝達するとともに、相談の受付をするなど外国人支援体制を構築する。</p> <p>また、外国人向けの防災訓練の実施<u>並びに</u>日本における災害の重大さ、<u>災害関連情報の入手手段及び</u>災害時の行動（医療機関のかかり方等を含む。）について普及・啓発に努める。</p>		
<p>第21章 <u>広域防災活動拠点計画</u></p> <p>第2節 広域防災活動拠点とする施設</p> <p>第1 施設名、所在地</p> <p><表>（広域防災活動拠点施設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>面積</th> </tr> </thead> </table>	施設名	面積
施設名	面積	

	山城総合運動公園 92.3ha	山城総合運動公園 94.9ha
	第3編 災害応急対策計画	第3編 災害応急対策計画
字句修正等（危機管理部）	196 （追加）	<u>本編において、「危機管理監」とあるのは、当面の間、「危機管理部長」と読み替えるものとする。</u>
関西電力(株)の分社化に伴う改定 （関西電力送配電(株)）	198 第1章 災害応急対策の活動体制 第2節 防災関係機関の初動体制 〈表3.1.1〉 災害応急対策活動に係る計画、規程等 防災関係機関 計画、規程等 関西電力株式会社（京都支社） ○防災業務計画 <u>（追記）</u>	第1章 災害応急対策の活動体制 第2節 防災関係機関の初動体制 〈表3.1.1〉 災害応急対策活動に係る計画、規程等 防災関係機関 計画、規程等 関西電力株式会社 ○防災業務計画 <u>関西電力送配電株式会社（京都支社） ○防災業務計画</u>
字句修正等（危機管理部）	199 第3節 府の活動体制 第2 活動体制 1 災害警戒本部の設置等 (2) 京都府危機管理緊急参集チームの参集等 ア 府の地域で被害が発生するおそれがあるとき又は被害が発生したときは、危機管理監及び次の関係部局の長等で構成する緊急参集チームが参集する。 (略) 警察本部 <u>（追加）</u>	第3節 府の活動体制 第2 活動体制 1 災害警戒本部の設置等 (2) 京都府危機管理緊急参集チームの参集等 ア 府の地域で被害が発生するおそれがあるとき又は被害が発生したときは、危機管理監及び次の関係部局の長等で構成する緊急参集チームが参集する。 (略) 警察本部 <u>教育庁</u>
組織改編に伴う改定	203 〈図3.1.1〉 京都府災害対策本部組織図	〈図3.1.1〉 京都府災害対策本部組織図 <u>（最新状況に差替え）</u>
同上	204 〈表3.1.2〉 災害対策本部の事務分掌	〈表3.1.2〉 災害対策本部の事務分掌 <u>（最新状況に差替え）</u>
災害時応急対応業務マニュアルの作成に伴う改定 （危機管理部）	211 第8 動員計画 2 災害対策本部及び支部の動員 〈表〉 災害対策本部要員動員計画表（震災時） 〈表3.1.4〉 緊急初動特別班編制業務表 (略) (注) 緊急初動特別班の活動細部は別に定める。 <u>緊急初動特別班の要員は、業務終了後は引き続き本部各班に所属するものとする。</u>	第8 動員計画 2 災害対策本部及び支部の動員 〈表〉 災害対策本部要員動員計画表（震災時） <u>（最新状況に差替え）</u> 〈表3.1.4〉 緊急初動特別班編制業務表 (略) (注) 緊急初動特別班の活動細部は <u>災害時応急対応業務マニュアルによるものとする。</u> <u>（削除）</u>
防災基本計画修正（令和2年5月） 及び内閣官房「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」最終とりまとめに基づく改定 （危機管理部）	217 第7節 広域応援協力計画 第1～2 (略) <u>（追加）</u>	第7節 広域応援協力計画 第1～2 (略) 第3 国による応援制度 1 被災市区町村応援職員確保システム <u>(1) 府は、被災市区町村の避難所の運営、り災証明書の交付等の災害対応業務を支援するため、関西広域連合と調整して、総務省等に対し、まず近畿ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣を要請し、それだけでは対応困難なときは全国の地方公共団体による追加の応援職員の派遣を要請する。</u> <u>(2) 被災市区町村は、災害マネジメントの支援が必要なときは、府を通じて総務省に対して、災害マネジメント総括支援員等から成る総括支援チームの派遣を要請する。</u> 2 内閣府調査チーム <u>府及び市区町村は、大規模な被害が想定される場合に、被害状況を迅速に把握し、被災自治体を支援できるよう直ちに派遣される内閣府調査チームに支援を要請する。</u>
関西広域連合「関西・防災減災プラン」の改訂を踏まえた改定 （危機管理部）	218 第3～4 (略) 第5 府職員の派遣 他府県又は市区町村から職員の派遣の要請又はあっ旋要求があったときは、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。 <u>（追加）</u>	第4～5 (略) 第6 他府県又は市区町村への支援 他府県又は市区町村から職員の派遣の要請又はあっ旋要求があったときは、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。 <u>さらに、被災市区町村の被災状況に応じて、府内市区町村の理解と協力を得て、必要な災害応急対応業務について応援体制として支援チームを確保する。</u>

組織改編に伴う改定 (近畿地方整備局)	218	<p>第6 近畿地方整備局 2 計画の内容 (2) 応援の要請 京都府建設交通部長は災害が発生した場合、<u>近畿地方整備局企画部長</u>へ口頭又は電話等により応援要請を行い、速やかに文書を提出する。 (略)</p>	<p>第7 近畿地方整備局 2 計画の内容 (2) 応援の要請 京都府建設交通部長は災害が発生した場合、<u>近畿地方整備局統括防災官</u>へ口頭又は電話等により応援要請を行い、速やかに文書を提出する。 (略)</p>
電話番号の変更等(京都市)	223	<p>第2章 通信情報連絡活動計画 〈図3.2.1〉被災市町村長からの災害情報等の伝達系統 京都市災害対策本部 (075)-212-6792 長岡京市 <u>危機管理監</u></p>	<p>第2章 通信情報連絡活動計画 〈図3.2.1〉被災市町村長からの災害情報等の伝達系統 京都市災害対策本部 (075)-222-3210 長岡京市 <u>防災・安全推進室</u></p>
関西電力㈱の分社化に伴う改定 (関西電力送配電(株)) 京都府域内に阪神高速道路の管理道路がなくなったことによる改定(建設交通部)	233	<p>〈表3.2.5〉関係機関と本部各部の分担 関西電力株式会社(京都支社) (追加) <u>阪神高速道路株式会社</u></p>	<p>〈表3.2.5〉関係機関と本部各部の分担 関西電力株式会社 <u>関西電力送配電株式会社(京都支社)</u> (削除)</p>
字句修正等(関西電力送配電㈱) 防災基本計画修正(令和2年5月) 及び内閣官房「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」最終とりまとめに基づく改定 (危機管理部)	235 235	<p>第4節 通信手段の確保 第2 非常通信を発信できる機関 (5) <u>電力会社</u> 第5 移動通信機器の貸与 災害応急対策のため必要とする無線機器が不足する場合は、府は近畿総合通信局や通信事業者へ移動通信機器(衛星携帯電話、MCA無線、簡易無線)の貸与申請等を行い、通信手段の確保を図るものとする。</p>	<p>第4節 通信手段の確保 第2 非常通信を発信できる機関 (5) <u>電力事業者</u> 第5 移動通信機器の貸与 <u>災害が想定される場合、近畿総合通信局は府に対して、</u>災害応急対策のため必要となる移動通信機器(衛星携帯電話、MCA無線、簡易無線)<u>を事前貸与を含めてプッシュ型で提供するとともに、災害発生後に、府は無線機器が不足する場合は近畿総合通信局や通信事業者へ移動通信機器の貸与申請等を行うことにより、</u>通信手段の確保を図るものとする。</p>
救護班は、原則として自ら備える資機材等を持って行動するため(健康福祉部) 字句修正等(健康福祉部)	256 257	<p>第6章 医療助産計画 第3節 計画の方法及び内容 第2 救護班の編成 6 救護班は、原則として、自動車編成とし、<u>基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院に備蓄している</u>災害用救急医薬品等及び徒歩行動用リュックサック並びに次の資材を携行する。 第3 緊急災害医療チームの派遣 1 府は、被災現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めるときは、予め定めた医療機関に対して、被災市町村へ<u>緊急災害医療チーム</u>を派遣するよう指示する。 2 <u>緊急災害医療チーム</u>は、災害・事故等の現場における医療措置、被災地等に所在する医療機関の支援、患者搬送等を行うものとする。また、こうした活動に必要な資機材を携行する。</p>	<p>第6章 医療助産計画 第3節 計画の方法及び内容 第2 救護班の編成 6 救護班は、原則として、自動車編成とし、災害用救急医薬品等及び次の<u>資機材</u>を携行する。 第3 災害派遣医療チームの派遣 1 府は、被災現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めるときは、予め定めた医療機関に対して、被災市町村へ災害派遣医療チームを派遣するよう指示する。 2 災害派遣医療チームは、災害・事故等の現場における医療措置、被災地等に所在する医療機関の支援、患者搬送等を行うものとする。また、こうした活動に必要な資機材を携行する。</p>
災害時小児周産期リエゾンの追加(健康福祉部)	257	<p>第4 災害医療コーディネーターの活動要請 災害医療コーディネーターは、府から要請があった場合、又は自ら必要と判断したときは、<u>府災害対策本部</u>や市町村等に対する災害医療体制の確保についての助言、被災地外への患者搬送及び受入医療機関の確保のための調整、被災地内外から派遣される医療救護班等の配置の調整、関係機関に対する医療の復旧のために必要な調査、その他災害時における医療提供体制の確保に関すること等を行うものとする。</p>	<p>第4 災害医療コーディネーター等の活動要請 災害医療コーディネーター<u>及び災害時小児周産期リエゾン</u>は、府から要請があった場合、又は自ら必要と判断したときは、<u>保健医療福祉調整本部</u>や<u>保健医療福祉調整支部</u>、市町村等に対する災害医療体制の確保についての助言、被災地外への患者搬送及び受入医療機関の確保のための調整、被災地内外から派遣される医療救護班等の配置の調整、関係機関に対する医療の復旧のために必要な調査、その他災害時における医療提供体制の確保に関すること等を行うものとする。</p>
字句修正等(健康福祉部)	257	<p>第5 応援要請の連絡系統 被災市町村から府に応援要請をする場合の連絡系統、被災市町村から府を通じて公立病院等に応援要請する場合の連絡系統及び空輸のための応援要請をする場合の連絡系統は、それぞれ図3.6.1～図3.6.3の通りである。</p>	<p>第5 応援要請の連絡系統 被災市町村から府に応援要請をする場合の連絡系統、被災市町村から府を通じて<u>国</u>公立病院等に応援要請する場合の連絡系統及び空輸のための応援要請をする場合の連絡系統は、それぞれ図3.6.1～図3.6.3の通りである。</p>
字句修正等(危機管理部)	257	<p>第8 広域医療搬送拠点の設置 府は、自ら必要と認める場合又は災害医療コーディネーター等から要請があった場合は、<u>緊急災害医療チーム</u>等の協力を得て、あらかじめ定めた広域医療搬送拠点の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、当該災害に係る広域医療搬送拠点を設置する。</p>	<p>第8 広域医療搬送拠点の設置 府は、自ら必要と認める場合又は災害医療コーディネーター等から要請があった場合は、<u>災害派遣</u>医療チーム等の協力を得て、あらかじめ定めた広域医療搬送拠点の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、当該災害に係る広域医療搬送拠点を設置する。</p>
災害対策航空運用調整マニュアルの策定に伴う改定(健康福祉部)	259	<p>〈図3.6.3〉空輸のための応援要請をする場合の連絡系統</p>	<p>〈図3.6.3〉空輸のための応援要請をする場合の連絡系統 <u>(最新状況に差替え)</u></p>
字句修正等(警察本部等)	269	<p>第9章 輸送計画</p>	<p>第9章 輸送計画</p>

		<p>〈図3.9.1〉輸送計画の連絡系統 府警航空隊（地域課）</p>	<p>〈図3.9.1〉輸送計画の連絡系統 府警察本部 航空隊（機動警ら課）</p>
京都府域内に阪神高速道路の管理道路がなくなったことによる改定（建設交通部）	277	<p>第10章 交通規制に関する計画（近畿地方整備局、府警察本部、第八管区海上保安部、府建設交通部、西日本高速道路株式会社、<u>阪神高速道路株式会社</u>、京都府道路公社）</p> <p>第2節 交通規制対策</p> <p>第1 関係機関の対策</p> <p>2 府建設交通部</p> <p>(1) (略)</p> <p>なお、参考のため豪雨時におけるものを表3.10.2及び表3.10.3に示した。</p> <p><u>6 阪神高速道路株式会社</u> (略)</p> <p><u>7 京都府道路公社</u> 災害・異常気象等により京都縦貫自動車道等の通行が危険と認められる場合は、京都府道路公社はその状況に応じて通行規制を行う。この場合の規制方法・基準等を表3.10.9<u>京都縦貫自動車道 鳥取豊岡宮津自動車道防災業務要領</u>に示す。</p>	<p>第10章 交通規制に関する計画（近畿地方整備局、府警察本部、第八管区海上保安部、府建設交通部、西日本高速道路株式会社、京都府道路公社）</p> <p>第2節 交通規制対策</p> <p>第1 関係機関の対策</p> <p>2 府建設交通部</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>6 京都府道路公社</u> 災害・異常気象等により京都縦貫自動車道等の通行が危険と認められる場合は、京都府道路公社はその状況に応じて通行規制を行う。この場合の規制方法・基準等を「<u>京都縦貫自動車道（綾部宮津道路・丹波綾部道路）山陰近畿自動車道（宮津与謝道路・野田川大宮道路）防災業務要領</u>」に示す。</p>
字句修正等（建設交通部）	278		
京都府域内に阪神高速道路の管理道路がなくなったことによる改定（建設交通部）	278		
字句修正等（建設交通部）	278		
基準値の見直し（建設交通部）	282	<p>第5節 道路通行規制要領</p> <p>〈表3.10.1〉西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準</p>	<p>第5節 道路通行規制要領</p> <p>〈表3.10.1〉西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準 <u>(最新状況に差替え)</u></p>
字句修正等（建設交通部）	283	<p>〈表3.10.9〉京都縦貫自動車道 <u>山陰近畿自動車防災業務要領</u></p>	<p>〈表3.10.2〉京都縦貫自動車道 <u>(綾部宮津道路・丹波綾部道路)山陰近畿自動車道（宮津与謝道路・野田川大宮道路）</u> 防災業務要領</p>
防災基本計画を踏まえた改定等（危機管理部）	289	<p>第11章 避難に関する計画</p> <p>第6節 避難所の開設等</p> <p>第1 避難所の開設</p> <p>市町村長は災害の状況により必要に応じて避難所を開設し、被災者を収容保護する。災害救助法を適用したときは、知事の通知に基づき市町村長が実施する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>なお、避難所の開設に当たっては、指定避難所のほか、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害の<u>おそ</u>れない場所の施設を選定する。</p> <p>さらに、要配慮者に配慮して、福祉避難所を開設するとともに、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を<u>避難場所として借り上げる等</u>、多様な避難所の確保に努める。</p>	<p>第11章 避難に関する計画</p> <p>第6節 避難所の開設等</p> <p>第1 避難所の開設</p> <p>市町村長は災害の状況により必要に応じて<u>指定</u>避難所を開設し、<u>住民等に対し周知徹底を図り</u>、被災者を収容保護する。災害救助法を適用したときは、知事の通知に基づき市町村長が実施する。</p> <p><u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。</u></p> <p>なお、避難所の開設に当たっては、指定避難所のほか、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害の<u>おそ</u>れない場所の施設を選定する<u>とともに、あらかじめ施設の安全性を確認する。</u></p> <p>さらに、要配慮者に配慮して、<u>必要に応じて</u>福祉避難所を開設するとともに、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、<u>ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設する等</u>、多様な避難所の確保に努める。</p>
同上（危機管理部）	290	<p>また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>第2 避難所の運営管理等</p> <p>3 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。</p> <p>そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>4 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>第2 避難所の運営管理等</p> <p>3 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。</p> <p>そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、<u>心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防のため</u>、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>4 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、<u>a女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理</u>に努めるものとする。</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p><u>第5 新型インフルエンザ等府内感染者発生時における対応</u></p> <p><u>1 市町村は、避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要に応じて、ホテルや旅館等を活用する。</u></p> <p><u>2 市町村は、防災担当部局と福祉担当部局と連携して、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</u></p>
防災基本計画修正（令和2年5月）「避難所における新型コロナウイルス感染症の対応について」等（内閣府等通知）を踏まえた改定（危機管理部）	290		

字句修正等（健康福祉部）

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱防災業務計画の策定に伴う改定（関西電力送配電㈱）

関西広域連合「関西・防災減災プラン」の改定を踏まえた改定（危機管理部）

291 第7節 避難者健康対策
 第3 支援活動体制及び活動内容
 (2) 概ね災害発生後72時間以内（フェーズ1 緊急対策期）
 オ 感染症、エコノミー症候群、ロコモ予防等保健・医療・福祉に関する情報提供を行う。

296 第10節 駅、地下街における避難計画
 第2 関係事業者の応急対策
 4 関西電力㈱の応急対策
 (1) お客様サービス及び治安維持上原則として送電を継続する。ただし、浸水、倒壊等により送電を継続することが危険であり、事故を拡大するおそれがある場合、又は運転不能が予測される場合は送電停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

298 第12章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第1節 計画の方針
 (略)

(大規模地震発生時の例)

	発災	1 h	2 4 h	7 2 h
想定される外出者の行動		<ul style="list-style-type: none"> ターミナル駅周辺や繁華街等で多くの人が滞留 安全な場所を求めて移動（出勤、帰宅時間帯の発災のときは、自宅又は事業所、学校等のいずれか近い方） 被害状況の確認・家族の安否確認 徒歩帰宅の準備（情報の入手、飲料水等の調達） 帰宅 		
必要とされる対策	<ul style="list-style-type: none"> 駅構内等の情報提供・落ち着いた対応の呼びかけ 滞留者を安全な場所へ誘導 <ul style="list-style-type: none"> 災害伝言ダイヤル（171）等の運用開始 <ul style="list-style-type: none"> 災害時帰宅支援ステーションの開設 帰宅が困難な観光客・帰宅困難者の一時受入、情報提供 			

第2節 計画の内容
 第2 交通情報の提供・一時滞在施設等の提供
 1 駅での情報提供
 (1) 駅構内・駅前^の滞留者に対し、鉄道運行状況や避難施設等の情報を多言語により提供する。
 (2) 災害用伝言ダイヤル（171）や携帯電話による災害用伝言板サービス等を利用した安否確認を推進する。
 (3) 帰宅可能地域や帰宅ルート、代替交通手段等の情報を提供する。
（追加）

2 一時滞在施設等の提供

3 発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース（可能な限り個室）やトイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。
やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合はパーティションで区切るなどの工夫をする。

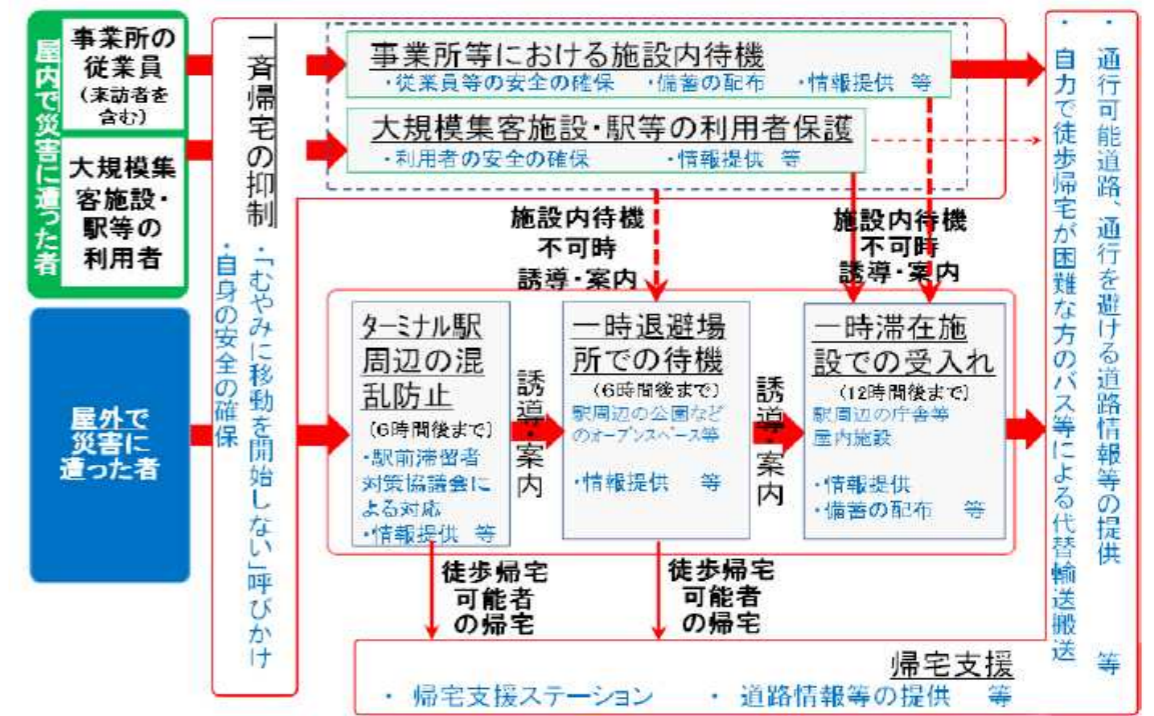
第7節 避難者健康対策
 第3 支援活動体制及び活動内容
 (2) 概ね災害発生後72時間以内（フェーズ1 緊急対策期）
 オ 感染症、エコノミー症候群、フレイル予防等保健・医療・福祉に関する情報提供を行う。

第10節 駅、地下街における避難計画
 第2 関係事業者の応急対策
 4 関西電力㈱及び関西電力送配電㈱の応急対策
 (1) 電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

第12章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第1節 計画の方針
 (略)

(大規模地震発生時の帰宅困難者対策の流れ)



第2節 計画の内容
 第2 交通情報の提供及び一時退避場所・一時滞在施設の提供
 1 駅での情報提供
 (1) 駅構内・駅^{周辺}の滞留者に対し、鉄道運行状況や避難施設等の情報を多言語により提供し、混乱を防止する。
 (2) 災害用伝言ダイヤル（171）や携帯電話による災害用伝言板サービス等を利用した安否確認を推進する。
 (3) 帰宅可能地域や帰宅ルート、代替交通手段等の情報を提供する。

2 一時退避場所の開設
 (1) ターミナル駅や観光地周辺における混乱を防ぐため、市町村は府と連携し、オープンスペースや公園、寺社等を一時退避場所として開設する。
 (2) 一時退避場所では、道路、交通及び一時滞在施設等の情報を発信する。
 3 一時滞在施設の開設

		<p>(1) 一時滞在施設は、市町村が府と連携し、公共施設や民間事業所を問わず安全な施設を確保し提供する。施設の提供に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p>第3 災害時帰宅支援ステーションの開設 災害時における帰宅困難者支援に関する協定に基づき、帰宅支援ステーション登録事業者に対して以下の帰宅支援サービスの提供の実施を要請する。</p> <p>第4 ホテル・旅行者等に対する観光客への情報提供の要請等 府内のホテル・旅館業者、旅行者に対して、必要に応じ国内及び外国人観光客への情報提供や、一時収容を要請する。</p> <p>第5 各機関、団体の役割</p> <p><表></p> <table border="1"> <tr> <td>市町村</td> <td>○駅周辺の一時滞在施設等の情報提供 ○一時滞在施設の開設・運営</td> </tr> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td>○バスによる代替輸送手段の確保 ○計画運休や運転再開等</td> </tr> <tr> <td>ラジオ、テレビ等 放送報道機関</td> <td>○観光客・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供 (府内及び近畿地域の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、 発災時間帯別の避難の対応)</td> </tr> </table> <p><u>(追加)</u></p>	市町村	○駅周辺の一時滞在施設等の情報提供 ○一時滞在施設の開設・運営	鉄道事業者	○バスによる代替輸送手段の確保 ○計画運休や運転再開等	ラジオ、テレビ等 放送報道機関	○観光客・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供 (府内及び近畿地域の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、 発災時間帯別の避難の対応)
市町村	○駅周辺の一時滞在施設等の情報提供 ○一時滞在施設の開設・運営							
鉄道事業者	○バスによる代替輸送手段の確保 ○計画運休や運転再開等							
ラジオ、テレビ等 放送報道機関	○観光客・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供 (府内及び近畿地域の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、 発災時間帯別の避難の対応)							
		<p>第13章 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画</p> <p>第1節 食料供給計画</p> <p>第3 給食に必要な食料の確保</p> <p>3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(1)</u> 知事は、2による米穀の確保に努め、それでも確保が困難な場合には、「基本要領」の定めるところにより、政策統括官に対して政府所有米穀の供給を要請する。</p> <p><u>(2)</u> 政府所有米穀の供給についての手続きは「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて」に基づき、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4 食料の供給系統</p> <p>(2) 災害の規模が甚大な場合には、府はあらかじめ定めた地域内輸送拠点予定地の中から、当該災害に係る広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を經由して市町村の定める地域内輸送拠点に輸送する。なお、<u>緊急で市町村地域内輸送拠点を經由するいとまがないと認められるときは、この限りではない。</u></p>						
京都市の救助実施市の指定に伴う改定（危機管理部）	300							
防災基本計画修正（令和2年5月）及び内閣官房「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」最終とりまとめに基づく改定（危機管理部）	301							
組織改編等に伴う改定（府民環境部）	305	<図3.1.3> 給水の連絡系統						
大規模災害時における物流に係る関係機関・関係事業者との協議に基づく改定（危機管理部）	307	<p>第6 物資の供給系統</p> <p>4 府は<u>宅配業者、倉庫業者、メーカー事業者等</u>と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し、物資の滞留を防ぐ配送システムを整備するよう努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第11 電源の確保</p> <p>2 府は、前号の要請を受けて、次の措置を講ずるものとする。</p>						

		<p>(1) <u>帰宅できない状況が長時間に及ぶ場合には、観光客・帰宅困難者を一時的に受け入れるため、市町村は府と連携し、公共施設や民間の集客施設等を一時滞在施設として開設する。</u>施設の提供に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努めるものとする。</p> <p><u>(2) 一時滞在施設では、道路・交通等、帰宅が可能かどうかの判断が可能な情報を提供するとともに、必要に応じて食料、飲料水、毛布、トイレ等を提供する。</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>第3 災害時帰宅支援ステーションの開設 災害時における帰宅困難者支援に関する協定に基づき、帰宅支援ステーション登録事業者に対して以下の帰宅支援サービスの提供の実施を要請する。</p> <p><u>なお、自宅が近く徒歩で帰宅可能な者は、直ちに徒歩帰宅することが想定されることから、発災直後から災害時帰宅支援ステーションを立ち上げ、徒歩帰宅者へ支援を行うこととする。</u></p> <p>第4 ホテル・旅行者等に対する観光客への情報提供の要請等 府内のホテル・旅館業者、旅行者に対して、必要に応じ国内及び外国人観光客への情報提供や、<u>一時滞在施設として</u>一時収容を要請する。</p> <p>第5 各機関、団体の役割</p> <p><表></p> <table border="1"> <tr> <td>市町村</td> <td>○駅周辺の<u>一時退避場所</u>、一時滞在施設等の情報提供 ○<u>一時退避場所</u>、一時滞在施設の開設・運営</td> </tr> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td>○バス等による代替輸送手段の確保 ○計画運休や運転再開等</td> </tr> <tr> <td>ラジオ、テレビ等 放送報道機関</td> <td>○観光客・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供 (府内及び近畿地方の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、 発災時間帯別の避難の対応)</td> </tr> </table> <p><u>大規模集客施設・駅等の事業者</u> ○利用者を施設内や安全な場所で保護 ○施設の安全が確認できない場合は、利用者を一時退避場所へ案内</p>	市町村	○駅周辺の <u>一時退避場所</u> 、一時滞在施設等の情報提供 ○ <u>一時退避場所</u> 、一時滞在施設の開設・運営	鉄道事業者	○バス等による代替輸送手段の確保 ○計画運休や運転再開等	ラジオ、テレビ等 放送報道機関	○観光客・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供 (府内及び近畿地方の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、 発災時間帯別の避難の対応)
市町村	○駅周辺の <u>一時退避場所</u> 、一時滞在施設等の情報提供 ○ <u>一時退避場所</u> 、一時滞在施設の開設・運営							
鉄道事業者	○バス等による代替輸送手段の確保 ○計画運休や運転再開等							
ラジオ、テレビ等 放送報道機関	○観光客・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供 (府内及び近畿地方の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、 発災時間帯別の避難の対応)							
		<p>第13章 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画</p> <p>第1節 食料供給計画</p> <p>第3 給食に必要な食料の確保</p> <p>3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達</p> <p>(1) <u>市町村長（京都市長を除く。以下、この項において同じ。）は、給食に必要な米穀の数量を知事に報告するものとする。なお、京都市は知事と事前調整を行う。</u></p> <p><u>(2) (1)の報告を受けた</u>知事は、2による米穀の確保に努め、それでも確保が困難な場合には、「基本要領」の定めるところにより、政策統括官に対して政府所有米穀の供給を要請する。</p> <p><u>(3)</u> 政府所有米穀の供給についての手続きは「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて」に基づき、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4 食料の供給系統</p> <p>(2) 災害の規模が甚大な場合には、<u>府が調達した物資又は全国からの救援物資（府からの要請を待たずに緊急輸送されるプッシュ型支援によるものを含む。）について、府があらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を經由して市町村の定める地域内物資輸送拠点に輸送する。なお、市町村の地域内物資輸送拠点が被災により機能しない等の場合は、代替施設の確保や広域物資輸送拠点から避難所等へ直接物資を届けるなど地域内物資拠点の代替に努める。また、救援物資の支援要請に当たっては、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用する。</u></p>						
		<p><図3.1.3> 給水の連絡系統</p> <p><u>(最新状況に差替え)</u></p>						
		<p>第6 物資の供給系統</p> <p>4 府は<u>トラック協会及び倉庫協会</u>と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し、物資の滞留を防ぐ配送システムを整備するよう努める。</p> <p><u>5 救援物資が大量に搬入され、2の広域物資輸送拠点では管理が困難な場合又は長期化が予想される場合は、府は、救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等を大手物流業者へ一任する。この場合、原則として広域物資輸送拠点を移転することとし、既存の物資を移動させることとする。</u></p> <p>第11 電源の確保</p> <p>2 府は、前号の要請を受けて、次の措置を講ずるものとする。</p>						

関西電力(株)の分社化に伴う改定 (関西電力送配電(株)) 字句修正等(関西電力送配電(株))	307	(1) 重要施設に自家発電設備がない場合、関西電力(株)へ電力の優先復旧又は臨時供給を要請する。	(1) 重要施設に自家発電設備がない場合、関西電力送配電株式会社へ電力の優先復旧又は臨時供給を要請する。
字句修正等(知事直轄組織)	307	2 前号の優先復旧又は臨時供給ができない場合、(一社)日本建設機械レンタル協会との協定による発電機の貸出しを(一社)日本建設機械レンタル協会又は三菱自動車工業(株)等との協定による電気自動車等の貸与を三菱自動車工業(株)へ要請する。	2 前号の優先復旧、臨時供給ができない又は時間を要する場合、(一社)日本建設機械レンタル協会との協定による発電機の貸出しを(一社)日本建設機械レンタル協会又は三菱自動車工業(株)等との協定による電気自動車等の貸与を三菱自動車工業(株)へ要請する。
防災基本計画を踏まえた改定 (危機管理部)	309	<p>第14章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</p> <p>第1節 計画の方針 (略)</p> <p>また、言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくく、避難等に支障を生じることが予測されるため、<u>在日</u>外国人と訪日外国人では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に十分配慮する。</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 震災発生時の避難行動要支援者の安否確認等</p> <p>1 被害が予想される場合、市町村は府との連携のもとに、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、市町村防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の安否確認を行う。</p> <p>第7 外国人に係る対策</p> <p>1 日本語による意思疎通が十分できない外国人に配慮し、府は、ホームページや電子メール、ソーシャルネットワークサービス等さまざまな媒体を活用し、多言語による情報提供に努める。 <u>(追加)</u></p>	<p>第14章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</p> <p>第1節 計画の方針 (略)</p> <p>また、言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくく、避難等に支障を生じることが予測されるため、<u>在住</u>外国人と訪日外国人では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に十分配慮する。</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 震災発生時の避難行動要支援者の安否確認等</p> <p>1 被害が予想される場合、市町村は府との連携のもとに、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、市町村防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やNPO・ボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の安否確認を行う。</p> <p>第7 外国人に係る対策</p> <p>1 日本語による意思疎通が十分できない外国人に配慮し、府は、ホームページや電子メール、ソーシャルネットワークサービス等さまざまな媒体を活用し、多言語による情報提供に努める。 <u>また、大規模震災発生時には、「京都府災害多言語支援中核センターの設置・運営に関する協定」に基づき、府及び公益財団法人京都府国際センターが府内市町村及び市町村国際化協会等と連携・協働し、外国人住民への支援を円滑に実施できる体制を整える。</u></p>
京都府災害多言語支援中核センターの設置・運営に関する協定の締結を踏まえた改定 (危機管理部)	310	<p>第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画</p> <p>第3節 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画</p> <p>第3 遺体の処理</p> <p>1 処理の対象</p> <p>地震災害の際、その遺族が混乱期のため遺体鑑別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の安置あるいは検案を行うことができない遺体</p> <p>第17章 施設の応急対策に関する計画</p> <p>第3節 公共土木施設応急対策計画</p> <p>第3 道路及び橋梁</p> <p>道路及び橋梁の被害状況等を調査・把握し、避難用道路及び緊急輸送を確保するため、各種団体との災害協定等を活用し、応急工事及び障害物除去を早急に実施する。また、必要に応じ国土交通省、関係市町村、所轄警察署等と協議し交通規制を行うとともに、住民に的確な情報提供を行う。</p> <p>道路・交通等に関する災害情報等の伝達系統は図3.17.1のとおりとする。また、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な路線(緊急輸送道路)の指定は次表のとおりとし、個々の指定路線については表3.17.2に示す。</p>	<p>第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画</p> <p>第3節 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画</p> <p>第3 遺体の処理</p> <p>1 処理の対象</p> <p>地震災害の際、その遺族が混乱期のため遺体鑑別等<u>に必要な</u>洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の安置あるいは検案を行うことができない遺体</p> <p>第17章 施設の応急対策に関する計画</p> <p>第3節 公共土木施設応急対策計画</p> <p>第3 道路及び橋梁</p> <p>道路及び橋梁の被害状況等を調査・把握し、避難用道路及び緊急輸送を確保するため、<u>道路法に基づき道路啓開及び災害復旧を国が代行できる制度</u>、各種団体との災害協定等を活用し、応急工事及び障害物除去を早急に実施する。また、必要に応じ国土交通省、関係市町村、所轄警察署等と協議し交通規制を行うとともに、住民に的確な情報提供を行う。</p> <p>道路・交通等に関する災害情報等の伝達系統は図3.17.1のとおりとする。<u>平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため国土交通大臣が指定した路線(重要物流道路等)については、表3.17.2、表3.17.3に示す。</u>また、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な路線(緊急輸送道路)の指定は次表のとおりとし、個々の指定路線については表3.17.4に示す。</p>
字句修正等(警察本部)	315	<p>第17章 施設の応急対策に関する計画</p> <p>第3節 公共土木施設応急対策計画</p> <p>第3 道路及び橋梁</p> <p>道路及び橋梁の被害状況等を調査・把握し、避難用道路及び緊急輸送を確保するため、各種団体との災害協定等を活用し、応急工事及び障害物除去を早急に実施する。また、必要に応じ国土交通省、関係市町村、所轄警察署等と協議し交通規制を行うとともに、住民に的確な情報提供を行う。</p> <p>道路・交通等に関する災害情報等の伝達系統は図3.17.1のとおりとする。また、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な路線(緊急輸送道路)の指定は次表のとおりとし、個々の指定路線については表3.17.2に示す。</p>	<p>第17章 施設の応急対策に関する計画</p> <p>第3節 公共土木施設応急対策計画</p> <p>第3 道路及び橋梁</p> <p>道路及び橋梁の被害状況等を調査・把握し、避難用道路及び緊急輸送を確保するため、<u>道路法に基づき道路啓開及び災害復旧を国が代行できる制度</u>、各種団体との災害協定等を活用し、応急工事及び障害物除去を早急に実施する。また、必要に応じ国土交通省、関係市町村、所轄警察署等と協議し交通規制を行うとともに、住民に的確な情報提供を行う。</p> <p>道路・交通等に関する災害情報等の伝達系統は図3.17.1のとおりとする。<u>平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため国土交通大臣が指定した路線(重要物流道路等)については、表3.17.2、表3.17.3に示す。</u>また、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な路線(緊急輸送道路)の指定は次表のとおりとし、個々の指定路線については表3.17.4に示す。</p>
重要物流道路制度の運用開始に伴う改定(建設交通部)	329	<p>図3.17.1 道路・交通の災害情報等の伝達系統</p> <p>京都市行財政局防災危機管理室 212-6792</p> <p>阪神高速道路株式会社 (06-6576-3896)</p>	<p>図3.17.1 道路・交通の災害情報等の伝達系統</p> <p>京都市行財政局防災危機管理室 222-3210</p> <p>(削除)</p>
電話番号の変更等(京都市等)	331	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>表3.17.2 緊急輸送道路一覧表</p>	<p>表3.17.2 重要物流道路一覧表</p> <p>表3.17.3 代替・補完路一覧表</p> <p>表3.17.4 緊急輸送道路一覧表</p>
重要物流道路制度の運用開始に伴う追加(建設交通部)	332	<p>第5節 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画</p> <p>第2 電気施設(関西電力株式会社)</p> <p>2 設備の運転保守</p> <p>お客さまサービス及び治安維持上から原則として送電を継続する。また、建物崩壊等により運転することが危険であり、事故を拡大する恐れがあるか、運転不能が予測される場合は運転を停止し、関係各機関</p>	<p>第5節 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画</p> <p>第2 電気施設(関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社)</p> <p>2 危険予防措置</p> <p>電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</p>
関西電力(株)及び関西電力送配電(株)防災業務計画の策定に伴う改定(関西電力送配電(株))	337	<p>図3.17.1 道路・交通の災害情報等の伝達系統</p> <p>京都市行財政局防災危機管理室 212-6792</p> <p>阪神高速道路株式会社 (06-6576-3896)</p>	<p>図3.17.1 道路・交通の災害情報等の伝達系統</p> <p>京都市行財政局防災危機管理室 222-3210</p> <p>(削除)</p>

<p>字句修正等（危機管理部）</p>	<p>345</p>	<p>に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。 <u>さらに、通信については、常に回線の監視・試験を行い、また、移動無線機の活用を図る等の通信確保に努める。</u></p> <p>6 復旧応援 <u>被害が大きく、京都支社もしくは事業所のみでの要員で早期復旧が困難な場合は、他支社や本店等への応援を要請する。この場合、応援要員は当該対策本部長の指揮下に入る。</u></p> <p>第9節 住宅応急対策計画 第3節 応急仮設住宅 1 仮設住宅の建設 一般災害については、市町村長が建設し、災害救助法を適用した（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）災害については、知事が建設する。（略）</p>	<p>6 復旧応援 <u>被害状況に応じて、社内連携を図るとともに、他電力会社等へ協力を要請し、復旧にあたる。</u></p> <p>第9節 住宅応急対策計画 第3節 応急仮設住宅 1 仮設住宅の建設 一般災害については、市町村長が建設し、災害救助法を適用した災害については、知事が建設する。（略）</p>
<p>環境管理課や保健所が所管していない業務が含まれるため（府民環境部）</p>	<p>354</p>	<p>第20章 環境保全に関する計画 <図3.20.1> 環境影響の応急及び拡大防止措置</p>	<p>第20章 環境保全に関する計画 <図3.20.1> 環境影響の応急及び拡大防止措置 <u>（最新状況に差替え）</u></p>
<p>京都市の救助実施市の指定に伴う改定（危機管理部）</p>	<p>356</p>	<p>第21章 文教応急対策計画 第4節 教育に関する応急措置 第5節 学用品の調達及び配分 1 災害救助法が適用された場合 (1) 教科書 イ 市町（組合）立学校については、市町村長が直接調査、調達、配分を実施する。 (2) 文房具及び通学用品 ウ 市町（組合）立学校については、市町村長が直接調査、調達、配分を実施する。 2 災害救助法が適用されない場合 (2) 文房具及び通学用品 <u>文房具及び通学用品の補給については、災害救助法が適用された場合の容量に準じて行う。</u></p>	<p>第21章 文教応急対策計画 第4節 教育に関する応急措置 第5節 学用品の調達及び配分 1 災害救助法が適用された場合 (1) 教科書 イ 市町（組合）立学校 <u>（京都市立学校を除く。）</u>については、市町村長が調査して教育部に報告し、<u>教育部の調整のもと</u>調達、配分を実施する。 ウ 市町（組合）立学校 <u>（京都市立学校を除く。）</u>については、市町村長が調査して教育部に報告し、<u>教育部の調整のもと</u>調達、配分を実施する。 2 災害救助法が適用されない場合 (2) 文房具及び通学用品 <u>市町（組合）教育委員会は、直接調査、調達、配分を実施する。</u></p>
<p>防災基本計画を踏まえた改定（危機管理部）</p>	<p>359</p>	<p>第22章 ボランティア受入計画 第2節 専門ボランティアの受入れ 第1節 京都府災害対策本部の要請等 4 災害対策本部は、当該団体や外部から被災地入りしているボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。</p>	<p>第22章 ボランティア受入計画 第2節 専門ボランティアの受入れ 第1節 京都府災害対策本部の要請等 4 災害対策本部は、当該団体や外部から被災地入りしているボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。<u>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、</u>連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。</p>
<p>組織改編に伴う改定</p>	<p>365</p>	<p>第24章 京都府災害支援対策本部等運用計画 <図> 京都府災害支援対策本部組織図</p>	<p>第24章 京都府災害支援対策本部等運用計画 <図> 京都府災害支援対策本部組織図 <u>（最新状況に差替え）</u></p>
<p>同上</p>	<p>366</p>	<p><表> 京都府災害支援対策本部事務分掌</p>	<p><表> 京都府災害支援対策本部事務分掌 <u>（最新状況に差替え）</u></p>
<p>字句修正等（健康福祉部）</p>	<p>374</p>	<p>第4編 災害復旧・復興計画 第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画 第1節 生活確保対策計画 第3節 融資計画 3 「母子・寡婦福祉資金」の緊急貸付</p>	<p>第4編 災害復旧・復興計画 第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画 第1節 生活確保対策計画 第3節 融資計画 3 「母子 <u>及び父子並びに</u>寡婦福祉資金」の緊急貸付</p>
<p>字句修正等（日本銀行京都支店）</p>	<p>376</p>	<p>第7節 金融措置計画 2 日本銀行京都支店の措置 (1) 通貨の円滑な供給の確保 被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じて被災地所在の金融機関に臨時に日本銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、</p>	<p>第2節 金融措置計画 2 日本銀行京都支店の措置 (1) 通貨の円滑な供給の確保 被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じて被災地所在の金融機関に臨時に日本銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、</p>

<p>防災基本計画を踏まえた改定 (危機管理部)</p>	<p>377</p>	<p>通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。 なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を派遣する等必要な措置を講ずる。</p> <p>第8 災証明書の交付</p> <p>1 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、被災者生活再建支援システムを導入して、災害による住家等の被害の程度の調査や被災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく実施するものとする。 また、平常時から住家被害の調査や被災証明書の交付担当部局を定めるとともに、災害発生時に従事する担当者の育成、業務を統括する指導者の養成、住家被害の調査及び被災証明書の発行訓練の実施、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進め、業務の実施体制の整備・拡充に努めるものとする。 さらに、災害時には、被害の規模と比較して体制・資機材が不足すると見込まれる場合には、速やかに他の地方公共団体や民間団体への応援要請を行うほか、写真による自己判定方式の導入及び住民への周知等、業務の迅速化に努めるものとする。</p>	<p>通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。 なお、被災地における損傷日本銀行券及び<u>損傷</u>貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を<u>現地</u>に派遣する等必要な措置を講ずる。</p> <p>第8 災証明書の交付</p> <p>1 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、被災者生活再建支援システムを導入して、災害による住家等の被害の程度の調査や被災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく実施するものとする。 また、平常時から住家被害の調査や被災証明書の交付の<u>担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。及び、</u>災害発生時に従事する担当者の育成、業務を統括する指導者の養成、住家被害の調査及び被災証明書の発行訓練の実施、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進め、業務の実施体制の整備・拡充に努めるものとする。 さらに、災害時には、被害の規模と比較して体制・資機材が不足すると見込まれる場合には、速やかに他の地方公共団体や民間団体への応援要請を行うほか、写真による自己判定方式の導入及び住民への周知等、業務の迅速化に努めるものとする。</p>
<p>防災基本計画を踏まえた改定 (商工労働観光部)</p>	<p>380</p>	<p>第3節 中小企業復興計画 第3 府の計画 (追加)</p> <p>地震災害を受けた中小零細企業に対してその状況に応じてその都度判断し対策を講じていく。 (略)</p>	<p>第3節 中小企業復興計画 第3 府の計画 <u>府は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築し、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制を整備に努める。</u> 地震災害を受けた中小零細企業に対してその状況に応じてその都度判断し対策を講じていく。 (略)</p>
<p>道路法の改正に伴う改定 (建設交通部)</p>	<p>382</p>	<p>第5節 公共土木施設復旧計画 第2 国土交通省の計画 第1～4 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>第5節 公共土木施設復旧計画 第2 国土交通省の計画 第1～4 (略) <u>第5 重要物流道路等における道路啓開・災害復旧の支援</u> <u>迅速な救急救命活動や救急支援物資の輸送などを支えるため、道路法に基づき、京都府から要請があった場合、必要に応じて重要物流道路及びその代替・補完路における道路啓開や災害復旧を代行するものとする。</u></p>
<p>組織改編に伴う改定 (建設交通部)</p>	<p>382</p>	<p>第3 京都府の計画 1 概要 災害により被害を受けた、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」並びに「同法施行令」に規定する建設交通部及び府民環境部所掌の公共土木施設（河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園）並びに街路・都市排水施設等の都市施設の復旧をするに当たっては、次に示す事業を行い、迅速かつ適切な復旧を図る。 (略)</p>	<p>第3 京都府の計画 1 概要 災害により被害を受けた、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」並びに「同法施行令」に規定する建設交通部の公共土木施設（河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園）並びに街路・都市排水施設等の都市施設の復旧をするに当たっては、次に示す事業を行い、迅速かつ適切な復旧を図る。 (略)</p>
<p>道路法の改正に伴う改定 (建設交通部)</p>	<p>383</p>	<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>3 国への支援要請</u> <u>知事は、重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開又は災害復旧のため必要があると認めるときは、道路法に基づき、国土交通大臣に対し代行による実施について要請する。</u></p>
<p>近畿中国森林管理局の所管外のため (近畿中国森林管理局)</p>	<p>383</p>	<p>第6節 農林水産業施設復旧計画（近畿農政局・<u>近畿中国森林管理局</u>・府農林水産部） (略)</p>	<p>第6節 農林水産業施設復旧計画（近畿農政局・府農林水産部） (略)</p>
<p>字句修正等（危機管理部）</p>	<p>402</p>	<p>第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画編 第6章 災害に強い安全なまちづくりの推進 第4節 <u>東南海地震、南海地震</u>の時間差発生による災害の拡大防止 <u>東南海地震と南海地震</u>が数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、以下の対策等について検討する。 1 <u>東南海地震と南海地震</u>が連続して発生した場合に生じる危険に関する啓発</p>	<p>第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画編 第6章 災害に強い安全なまちづくりの推進 第4節 <u>南海トラフ地震</u>の時間差発生による災害の拡大防止 <u>南海トラフ地震</u>が数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、以下の対策等について検討する。 1 <u>南海トラフ地震</u>が連続して発生した場合に生じる危険に関する啓発</p>
<p>関西広域連合「関西・防災減災プラン」の改訂を踏まえた改定 (危機管理部)</p>	<p>404</p>	<p>第7章 関係者との連携協力の確保 第2節 南海トラフ地震に関する情報が発表された際の対応 2 府の対応 (1)～(5) (略) <u>(追加)</u></p>	<p>第7章 関係者との連携協力の確保 第2節 南海トラフ地震に関する情報が発表された際の対応 2 府の対応 (1)～(5) (略) (6) <u>関西広域連合と情報共有を図った上で、後発地震に備えた広域応援・受援体制を構築するとともに、</u></p>

		(6) (略)	地震への備えの再確認や適切な防災対応に係る住民への呼びかけについて、関西広域連合と連携して行う。 (7) (略)
組織改編に伴う改定 字句修正等（危機管理部）		全編共通 広域振興局企画総務部 総務室 地域総務室 （農林商工部）企画調整室 （健康福祉部）環境衛生室 総務室長 炊出し	広域振興局 <u>地域連携・振興部</u> <u>総務防災課</u> 地域総務 <u>防災課</u> （農林商工部） <u>農林商工連携・推進課</u> （健康福祉部） <u>環境衛生課</u> 総務 <u>防災課長</u> 炊 <u>き</u> 出し

区分	京都府地域防災計画 原子力災害対策編
----	--------------------

修正理由	頁	現 行	修 正 案												
原子力災害対策指針の改正を踏まえた改定（危機管理部）	2	<p>第1編 総則</p> <p>第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、「原子力災害対策指針」（平成30年10月1日一部改正）を遵守するものとする。</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、「原子力災害対策指針」（令和2年2月5日一部改正）を遵守するものとする。</p>												
同上（危機管理部）	2	<p>第5章 計画の基礎とするべき災害の想定 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故を想定し、以下のとおりとする。</p> <p>原子力災害対策指針第1(2)①(i)「原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態」 (略) また、特に降雪がある場合には、地表に沈着し長時間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。(略)</p>	<p>第5章 計画の基礎とするべき災害の想定 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故を想定し、以下のとおりとする。</p> <p>原子力災害対策指針第1(2)①(i)「原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態」 (略) また、特に降雪がある場合には、地表に沈着し長時間とどまる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。(略)</p>												
時点修正等（危機管理部）	3	<p>第6章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針等において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、具体的な地域を定めるものとし、本府における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は次のとおりとする。各表中人口は平成31年1月1日時点を示す。</p> <p>【高浜発電所】 ・予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）発電所からの距離はおおむね5kmとする。 発電所からの距離はおおむね5kmとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>対象地域</th> <th>人口(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞鶴市</td> <td>松尾、杉山</td> <td>56</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	対象地域	人口(人)	舞鶴市	松尾、杉山	56	<p>第6章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針等において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、具体的な地域を定めるものとし、本府における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は次のとおりとする。各表中人口は令和2年1月1日時点を示す。</p> <p>【高浜発電所】 ・予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）発電所からの距離はおおむね5kmとする。 発電所からの距離はおおむね5kmとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>対象地域</th> <th>人口(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞鶴市</td> <td>松尾、杉山</td> <td>51</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	対象地域	人口(人)	舞鶴市	松尾、杉山	51
市町名	対象地域	人口(人)													
舞鶴市	松尾、杉山	56													
市町名	対象地域	人口(人)													
舞鶴市	松尾、杉山	51													

時点修正等（危機管理部）

3

・緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）発電所からの距離はおおむね30kmとする。

市町名	対象地域	人口（人）
福知山市	二箇下、市原、高津江、二箇上、三河	457
舞鶴市	全域（松尾、杉山を除く。）	82,771
綾部市	奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内）、中上林地区（第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市之瀬、市志）、口上林地区（十倉志茂町、十倉中町、十倉名畑町、十倉向町、井根町、武吉町、佃町、忠町）、山家地区（戸奈瀬町、釜輪町、広瀬町、橋上町、旭町、東山町、上原町）、東八田地区（中山、安国寺、鐘鋳場、上町、中町、新町、内谷、高槻、大石、延近、門、久保、施福寺、小嶋、鳥居野、野瀬、下村、中川原、大又、見内、黒谷、八代、愛宕、大野）、西八田地区（上八田、七百石、中筋、岡安、淵垣、下八田）、吉美地区（高倉町、小呂町、星原町、桜が丘三丁目）、物部地区（白道路）、志賀郷地区（志賀郷、志賀、向田、篠田、別所、内久井、金河内、坊口、仁和、西方）、いこいの村（十倉名畑町）、松寿苑・上林（八津合町）、るんびに学園（十倉中町）、小規模特養おかやす（岡安町）	8,182
宮津市	全域	18,030
南丹市	美山町[福居（山森、熊壁、脇、庄田）、盛郷（林、上吉田、田土）、豊郷（洞、名島、神谷、松尾）、鶴ヶ岡（舟津、殿、川合、棚）、高野（砂木、栃原、今宮）、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、脇谷、小淵、向山、檜原、音海、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]	3,563
京丹波町	中山、升谷、市場、大倉、篠原、大迫、長瀬、塩谷、上乙見、下乙見、西河内、下粟野、細谷、上粟野、仏主、本庄、坂原、中、角、広瀬、才原、大簾、広野、出野、稲次、安栖里、小畑	2,959
伊根町	日出、高梨、西平田、東平田、大浦、立石、耳鼻、亀山、大原、新井、泊、津母、峠、畑谷、井室、六万部、野室、湯之山、成	1,409
合 計		117,371

PAZに準じた避難を行う地域の人口を追加（危機管理部）

4

ただし、舞鶴市の4地区（大山、田井、成生、野原）においては、PAZに準じた防護措置を行う。

・緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）発電所からの距離はおおむね30kmとする。

市町名	対象地域	人口（人）
福知山市	二箇下、市原、高津江、二箇上、三河	441
舞鶴市	全域（松尾、杉山を除く。）	81,912
綾部市	奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内）、中上林地区（第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市之瀬、市志）、口上林地区（十倉志茂町、十倉中町、十倉名畑町、十倉向町、井根町、武吉町、佃町、忠町）、山家地区（戸奈瀬町、釜輪町、広瀬町、橋上町、旭町、東山町、上原町）、東八田地区（中山、安国寺、鐘鋳場、上町、中町、新町、内谷、高槻、大石、延近、門、久保、施福寺、小嶋、鳥居野、野瀬、下村、中川原、大又、見内、黒谷、八代、愛宕、大野）、西八田地区（上八田、七百石、中筋、岡安、淵垣、下八田）、吉美地区（高倉町、小呂町、星原町、桜が丘三丁目）、物部地区（白道路）、志賀郷地区（志賀郷、志賀、向田、篠田、別所、内久井、金河内、坊口、仁和、西方）、いこいの村（十倉名畑町）、松寿苑・上林（八津合町）、るんびに学園（十倉中町）、小規模特養おかやす（岡安町）	7,970
宮津市	全域	17,731
南丹市	美山町[福居（山森、熊壁、脇、庄田）、盛郷（林、上吉田、田土）、豊郷（洞、名島、神谷、松尾）、鶴ヶ岡（舟津、殿、川合、棚）、高野（砂木、栃原、今宮）、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、脇谷、小淵、向山、檜原、音海、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]	3,458
京丹波町	中山、升谷、市場、大倉、篠原、大迫、長瀬、塩谷、上乙見、下乙見、西河内、下粟野、細谷、上粟野、仏主、本庄、坂原、中、角、広瀬、才原、大簾、広野、出野、稲次、安栖里、小畑	2,864
伊根町	日出、高梨、西平田、東平田、大浦、立石、耳鼻、亀山、大原、新井、泊、津母、峠、畑谷、井室、六万部、野室、湯之山、成	1,401
合 計		115,777

ただし、舞鶴市の4地区（大山、田井、成生、野原（476人））においては、PAZに準じた防護措置を行う。

時点修正等（危機管理部）

4

【大飯発電所】

・緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）発電所からの距離はおおむね32.5kmとする。

市町名	対象地域	人口（人）
京都市	左京区（久多、広河原）、右京区（京北上弓削町上川行政区）	287
舞鶴市	大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区[野村寺、城屋、高野台、上福井を除く]、加佐地区[蒲江、油江、東神崎、西神崎]	78,268
綾部市	奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内）、中上林地区（第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市之瀬、市志）、東八田地区（大又）、松寿苑・上林（八津合町）	1,507
南丹市	美山町[福居（山森、熊壁、脇、庄田）、盛郷（林、上吉田、田土）、豊郷（洞、名島、神谷、松尾）、鶴ヶ岡（舟津、殿、川合、棚）、高野（砂木、栃原、今宮）、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、白石、佐々里、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]	3,232
京丹波町	上栗野、仏主、細谷、西河内、上乙見、下栗野	266
合計		83,560

別図1 OLIと防護措置について（略）

原子力災害対策指針の改正を踏まえた改定（危機管理部）

7

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

報告徴収等は危機管理部の所管のため（危機管理部）

10

第2編 原子力災害事前対策計画

第3章 立入検査と報告の徴収

- 府〔危機管理部、府民環境部〕は、必要に応じ、原災法の規定に基づき関西電力株式会社から報告の徴収及び立入検査（以下この章において、「報告徴収等」という。）を実施すること等により、関西電力株式会社が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。
- 府〔危機管理部、府民環境部〕は、報告徴収等を実施した場合は、その結果について、法令に抵触しない範囲において府内関係市町に通知するものとする。

第7章 緊急事態応急体制の整備

- 原子力災害医療に係る医療チームの派遣要請体制
府〔健康福祉部〕は、緊急時の医療体制の充実を図るため、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な原子力災害医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる原子力災害医療に係る医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ決めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

防災基本計画を踏まえた改定（健康福祉部）

17

【大飯発電所】

・緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）発電所からの距離はおおむね32.5kmとする。

市町名	対象地域	人口（人）
京都市	左京区（久多、広河原）、右京区（京北上弓削町上川行政区）	281
舞鶴市	大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区[野村寺、城屋、高野台、上福井を除く]、加佐地区[蒲江、油江、東神崎、西神崎]	77,555
綾部市	奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内）、中上林地区（第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市之瀬、市志）、東八田地区（大又）、松寿苑・上林（八津合町）	1,439
南丹市	美山町[福居（山森、熊壁、脇、庄田）、盛郷（林、上吉田、田土）、豊郷（洞、名島、神谷、松尾）、鶴ヶ岡（舟津、殿、川合、棚）、高野（砂木、栃原、今宮）、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、白石、佐々里、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]	3,134
京丹波町	上栗野、仏主、細谷、西河内、上乙見、下栗野	249
合計		82,658

別図1 OLIと防護措置について（略）

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

第2編 原子力災害事前対策計画

第3章 立入検査と報告の徴収

- 府〔危機管理部〕は、必要に応じ、原子力災害特別措置法の規定に基づき関西電力株式会社から報告の徴収及び立入検査（以下この章において、「報告徴収等」という。）を実施すること等により、関西電力株式会社が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。
- 府〔危機管理部〕は、報告徴収等を実施した場合は、その結果について、法令に抵触しない範囲において府内関係市町に通知するものとする。

第7章 緊急事態応急体制の整備

- 原子力災害医療派遣チームの派遣要請体制
府〔健康福祉部〕は、緊急時の医療体制の充実を図るため、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等のスタッフからなる原子力災害医療派遣チームの派遣要請手続きについてあらかじめ決めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

<p>原子力災害対策指針の改正を踏まえた改定（危機管理部）</p>	<p>20 第8章 避難収容活動体制の整備</p> <p>1 避難計画の策定</p> <p>(2) 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における住民避難に当たっては、次のとおり対応するものとする。</p> <p>ア P A Z</p> <p>原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定し、施設敷地緊急事態発生時には施設敷地緊急事態要避難者（<u>避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。</u>）の避難、原子力緊急事態宣言発出時にはP A Z圏内の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>20 第8章 避難収容活動体制の整備</p> <p>1 避難計画の策定</p> <p>(2) 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における住民避難に当たっては、次のとおり対応するものとする。</p> <p>ア P A Z</p> <p>原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定し、施設敷地緊急事態発生時には施設敷地緊急事態要避難者（<u>注</u>）（<u>以下同じ。</u>）の避難、原子力緊急事態宣言発出時にはP A Z圏内の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。</p> <p><u>（注） 施設敷地緊急事態要避難者</u> <u>施設敷地緊急事態要避難者は次に掲げるものをいう。</u> <u>○要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ避難の実施により健康リスクが高まらないもの</u> <u>○要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ早期の避難等の防護措置の実施が必要な者</u> <u>（ア）安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者</u> <u>（イ）（ア）のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者</u></p>
<p>防災基本計画を踏まえた改定（健康福祉部）</p> <p>原子力災害対策指針の改正を踏まえた改定（危機管理部）</p>	<p>26 第11章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備</p> <p>3 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備</p> <p>(4) 府〔健康福祉部〕は、国等と協力し、外来診療及び入院診療に対応する<u>各地域で原子力災害医療の中核的な機能を担う拠点となる原子力災害拠点病院等並びに一般病院並びにそれらのネットワークについて、一般災害における医療従事者を積極的に関与させつつ、構築するよう努めるものとする。</u></p> <p>26 4 <u>安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</u></p> <p>府〔健康福祉部〕は、原子力災害対策指針を踏まえ、府内関係市町、医療機関等と連携して、P A Z内の住民等及びP A Z外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、住民等が<u>速やかに安定ヨウ素剤の予防服用を行えるよう、準備しておくものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>(1) 事前配布体制の整備</p> <p>イ 府〔健康福祉部〕は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、府内関係市町、関係医療機関と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、<u>禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。</u></p> <p>ウ 府〔健康福祉部〕は、府内関係市町と連携し、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。</p>	<p>26 第11章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備</p> <p>3 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備</p> <p>(4) 府〔健康福祉部〕は、国等と協力し、外来診療及び入院診療に対応する原子力災害拠点病院等並びに一般病院並びにそれらのネットワークについて、一般災害における医療従事者を積極的に関与させつつ、構築するよう努めるものとする。</p> <p>26 4 <u>安定ヨウ素剤の配布及び服用の体制整備</u></p> <p>府〔健康福祉部〕は、原子力災害対策指針を踏まえ、府内関係市町、医療機関等と連携して、P A Z内の住民等及びP A Z外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、住民等が<u>適切なタイミングで安定ヨウ素剤の服用を行えるよう、準備しておくものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>(1) 事前配布体制の整備</p> <p>イ 府〔健康福祉部〕は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、府内関係市町、関係医療機関と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、<u>服用を優先すべき対象者</u>等の把握に努めるものとする。</p> <p>ウ 府〔健康福祉部〕は、府内関係市町と連携し、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。<u>なお、服用を優先すべき対象者は妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）である。</u></p>
<p>使用期限が3年から5年に延長されたことによる改定（健康福祉部）</p> <p>原子力災害対策指針の改正を踏まえた改定（危機管理部）</p> <p>同上（危機管理部）</p>	<p>26 エ 府〔健康福祉部〕は、府内関係市町と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、住民による安定ヨウ素剤の管理が適切に行われているか把握に努めるとともに、使用期限である3年ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。</p> <p>27 (2) 緊急時における配布体制の整備</p> <p>イ 府〔健康福祉部〕は、府内関係市町と連携し、避難や一時移転等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、<u>予防服用の</u>効果、服用対象者、<u>禁忌</u>等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。</p> <p>32 第19章 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</p> <p>核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。</p>	<p>26 エ 府〔健康福祉部〕は、府内関係市町と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、住民による安定ヨウ素剤の管理が適切に行われているか把握に努めるとともに、使用期限である3年<u>又は5年</u>ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。</p> <p>27 (2) 緊急時における配布体制の整備</p> <p>イ 府〔健康福祉部〕は、府内関係市町と連携し、避難や一時移転等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、<u>効能又は効果</u>、服用を<u>優先すべき</u>対象者、<u>副作用等の留意点</u>等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。</p> <p>32 第19章 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</p> <p>核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者等及び<u>原子力事業者等から運搬を委託された者並びに</u>国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。</p>

防災基本計画を踏まえた改定
(危機管理部)

34

第3編 緊急事態応急対策計画

第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(5) 府のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合

ア 府〔危機管理部、府民環境部〕は、通報がない状態において、府が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ関西電力株式会社に確認を行うものとする。

第3編 緊急事態応急対策計画

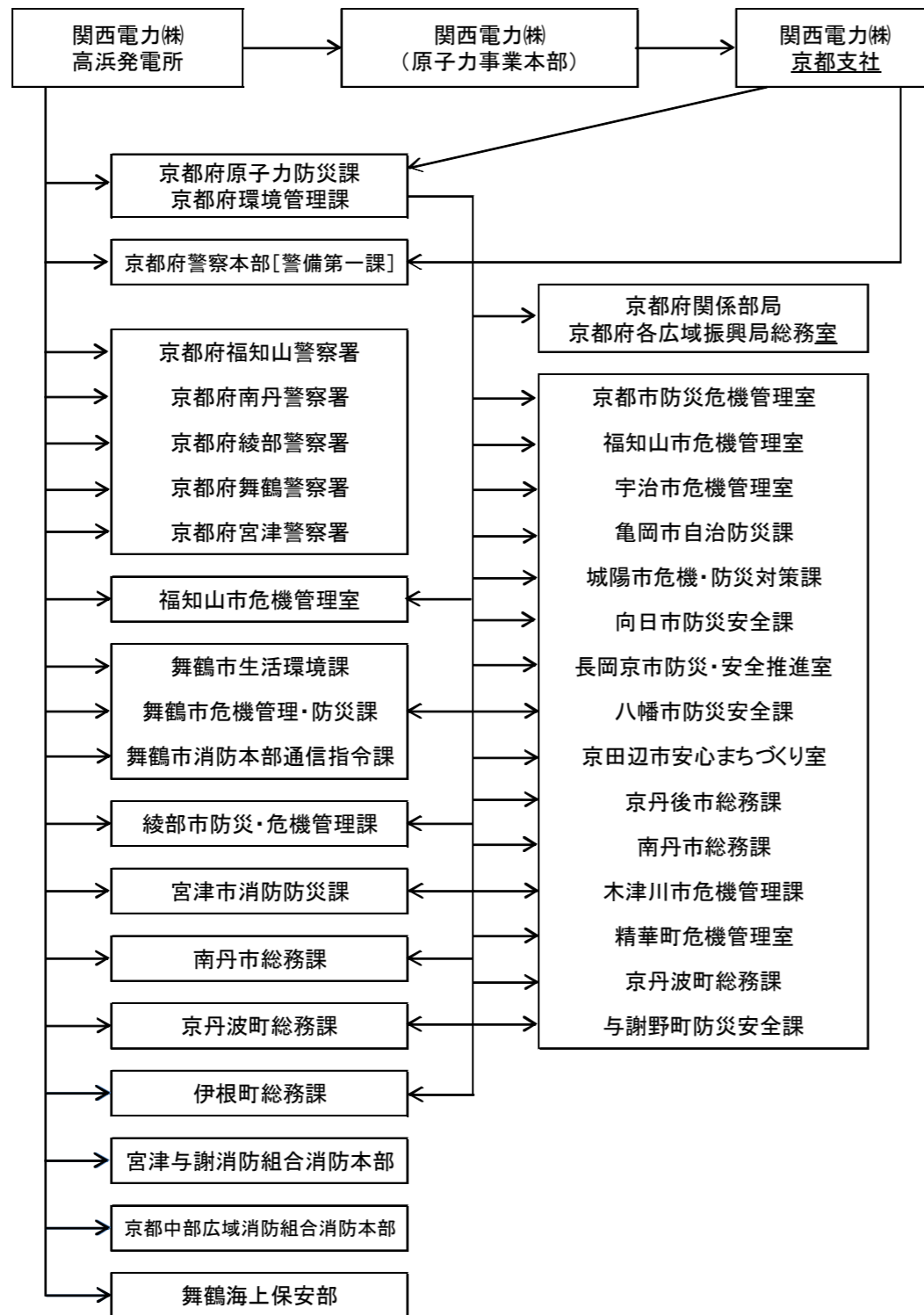
第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(5) 府のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合

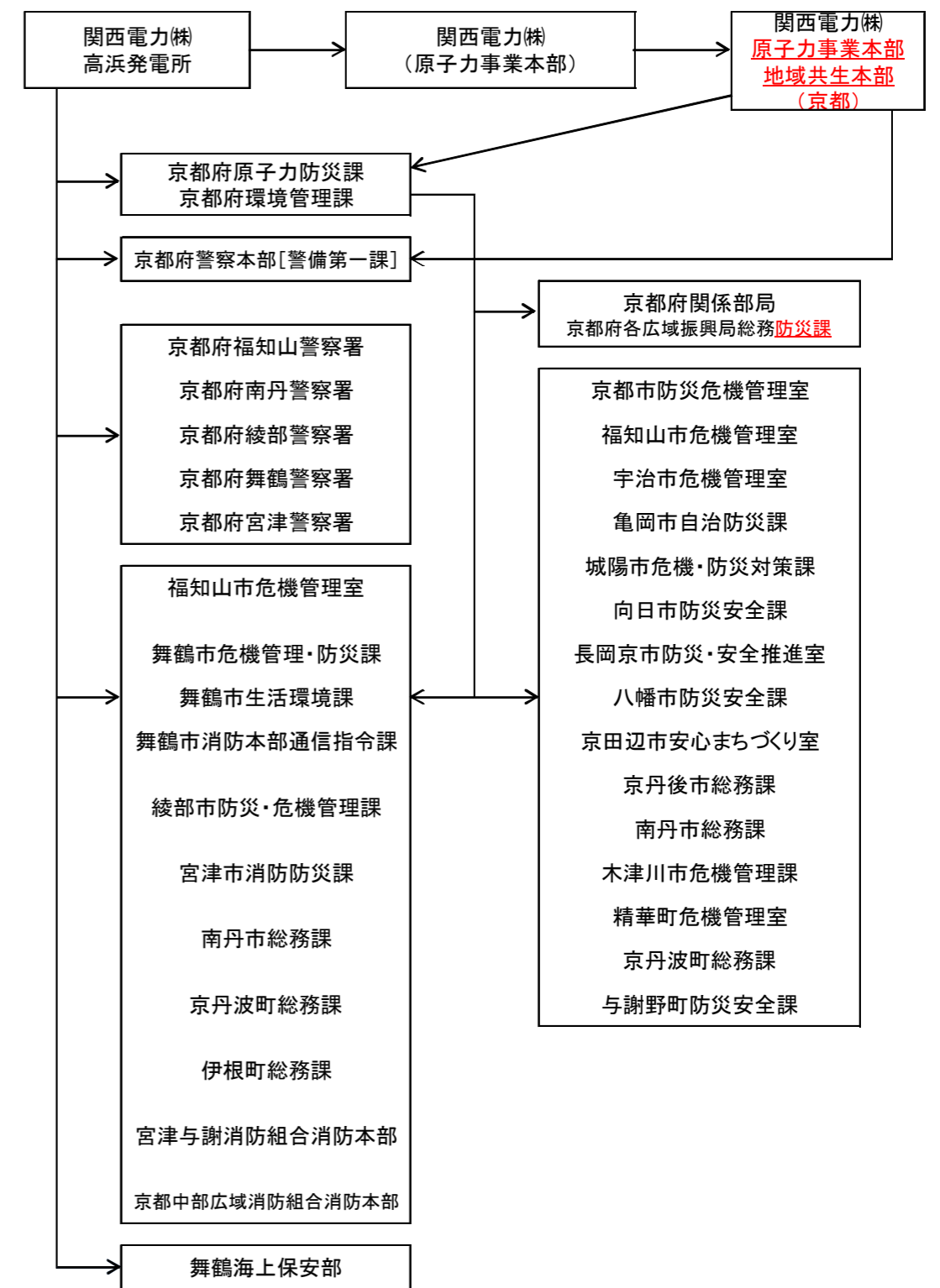
ア 府〔危機管理部、府民環境部〕は、通報がない状態において、府が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官 及び上席放射線防災専門官 に連絡するとともに、必要に応じ関西電力株式会社に確認を行うもの

「警戒事象発生時の情報連絡」系統図
(高浜発電所)



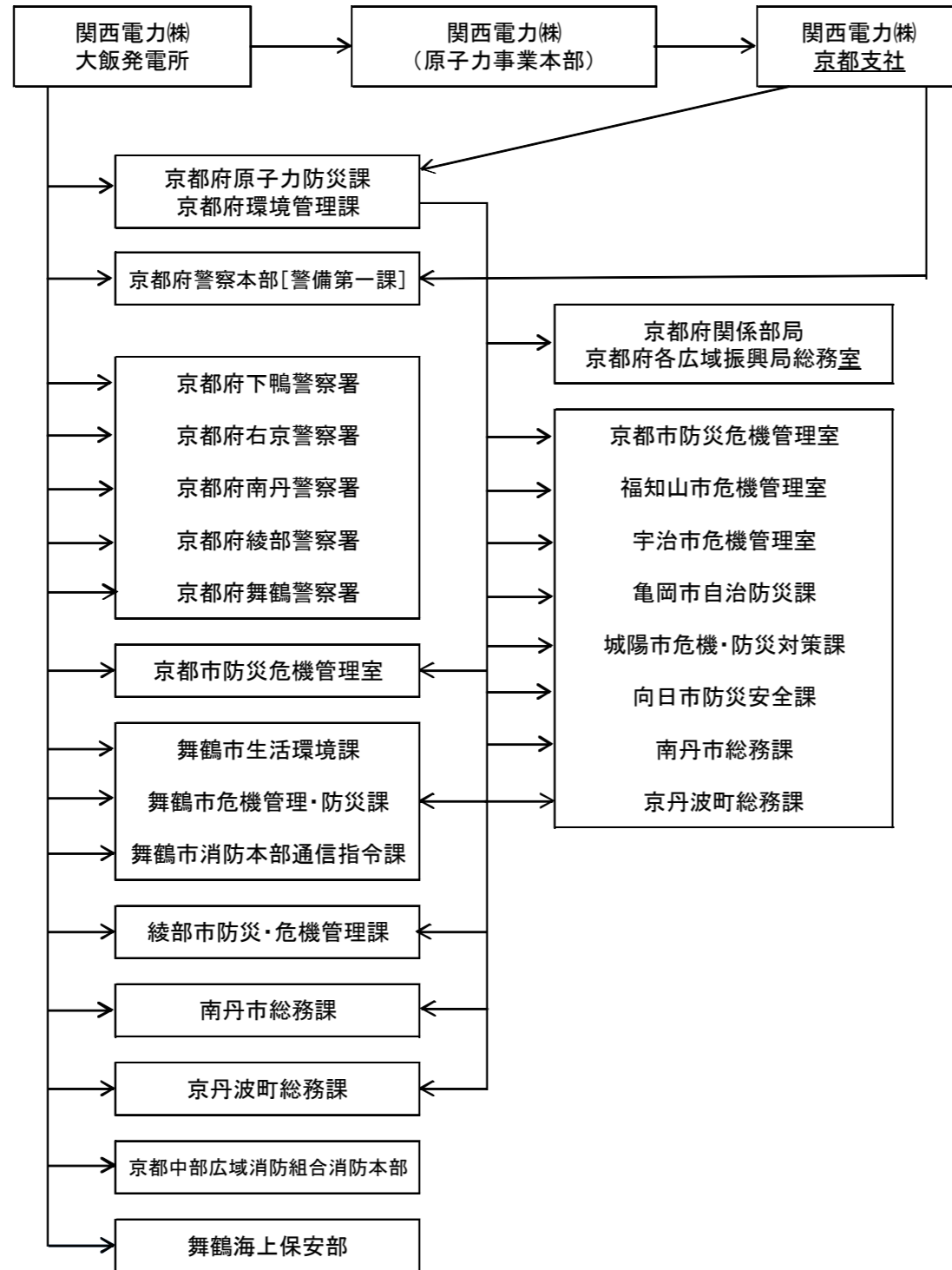
※ 関西電力(株)は電話による着信確認を行う。

「警戒事態発生時の情報連絡」系統図
(高浜発電所)



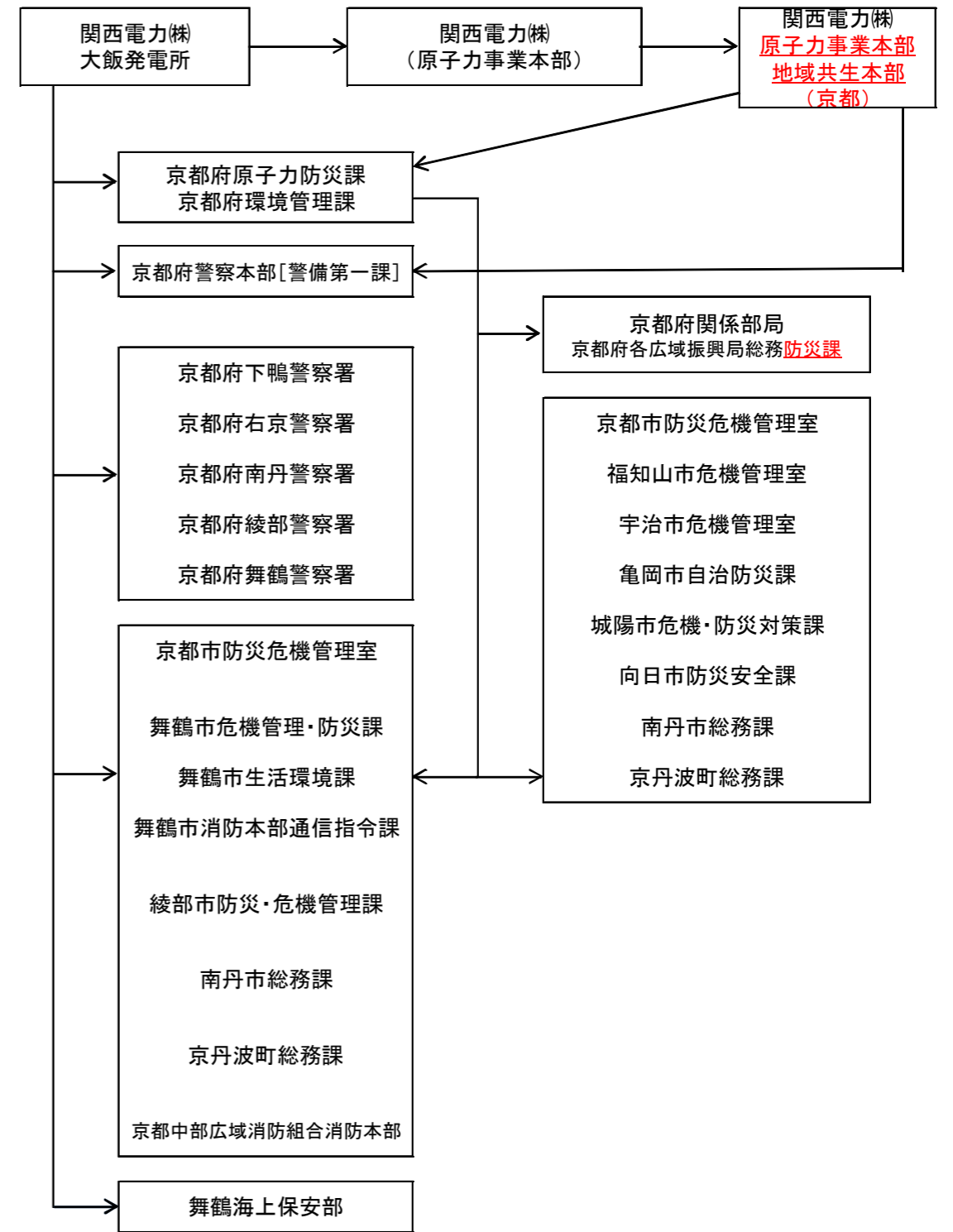
※ 関西電力(株)は電話による着信確認を行う。

「警戒事象発生時の情報連絡」系統図
(大飯発電所)



※ 関西電力(株)は電話による着信確認を行う。

「警戒事態発生時の情報連絡」系統図
(大飯発電所)

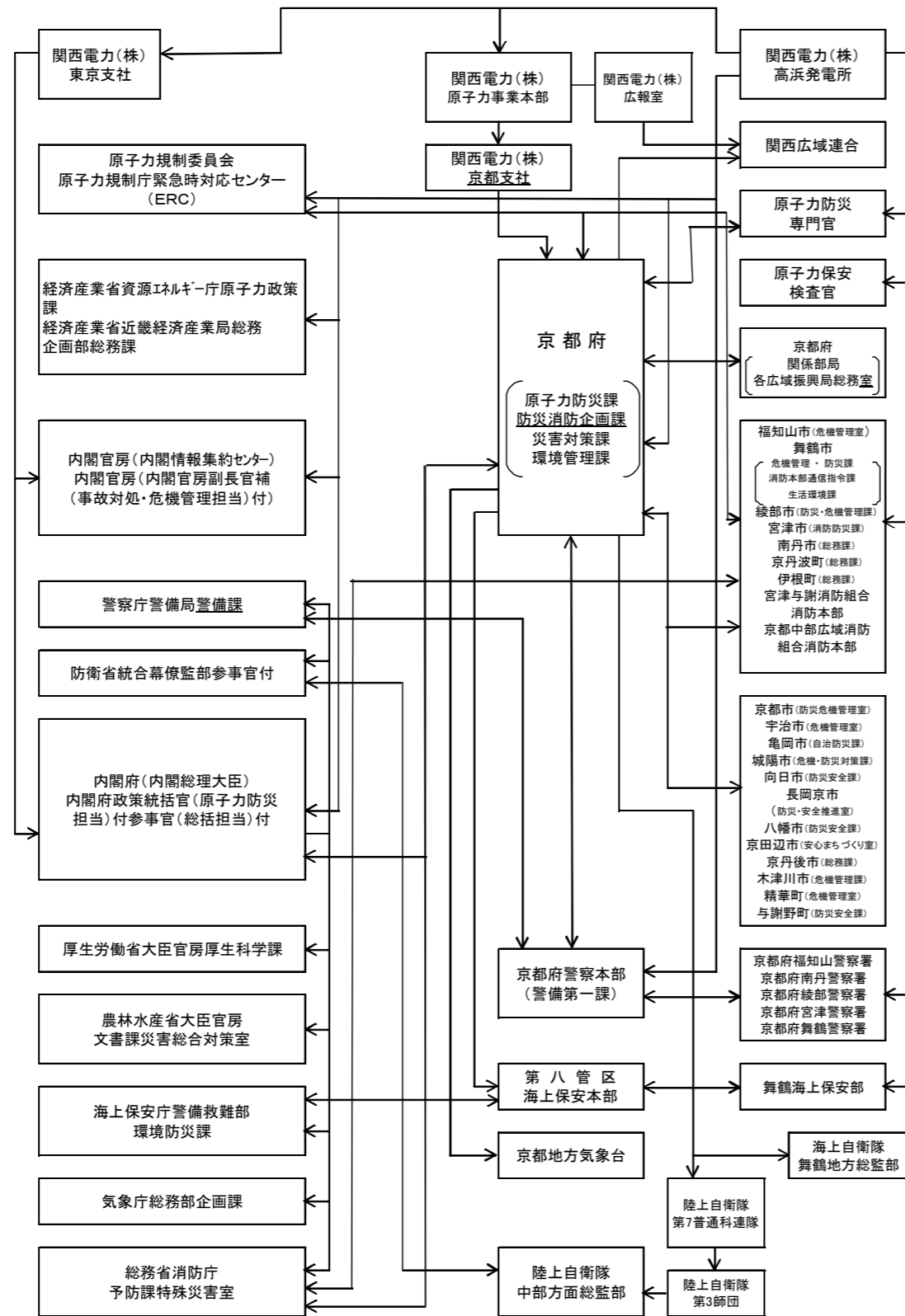


※ 関西電力(株)は電話による着信確認を行う。

組織改正等に伴う改定
 (関西電力(株))
 (危機管理部)
 (京都府関係局)
 (京都府警察本部)
 防災基本計画を踏まえた改定
 別図3との整合
 (危機管理部)

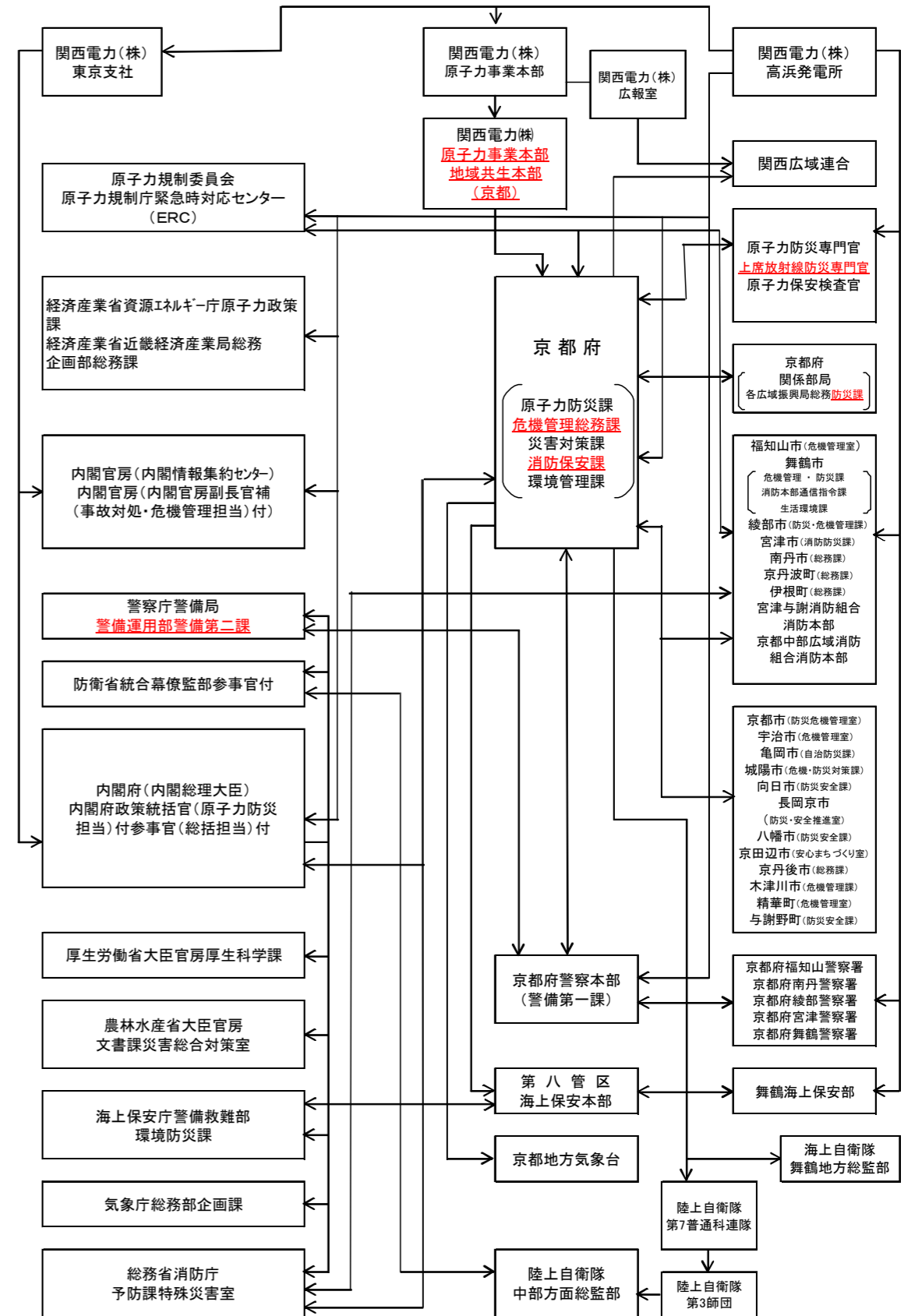
別図4-1

「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図
 (高浜発電所)



別図4-1

「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図
 (高浜発電所)

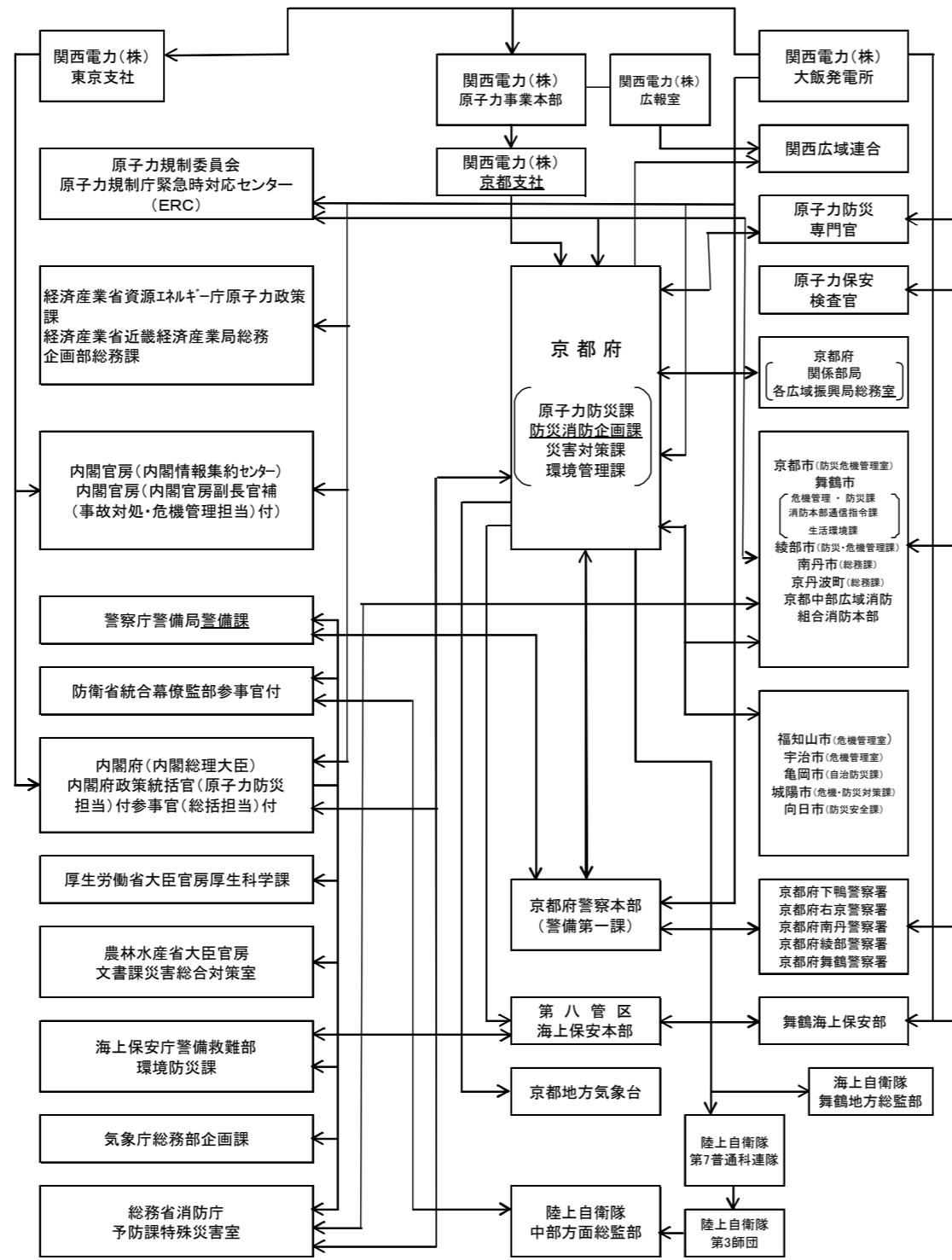


※ 関西電力(株)は電話による着信確認を行う。

組織改正等に伴う改定
 (関西電力(株))
 (危機管理部)
 (京都府関係局)
 (京都府警察本部)
 防災基本計画を踏まえた改定
 別図3との整合
 (危機管理部)

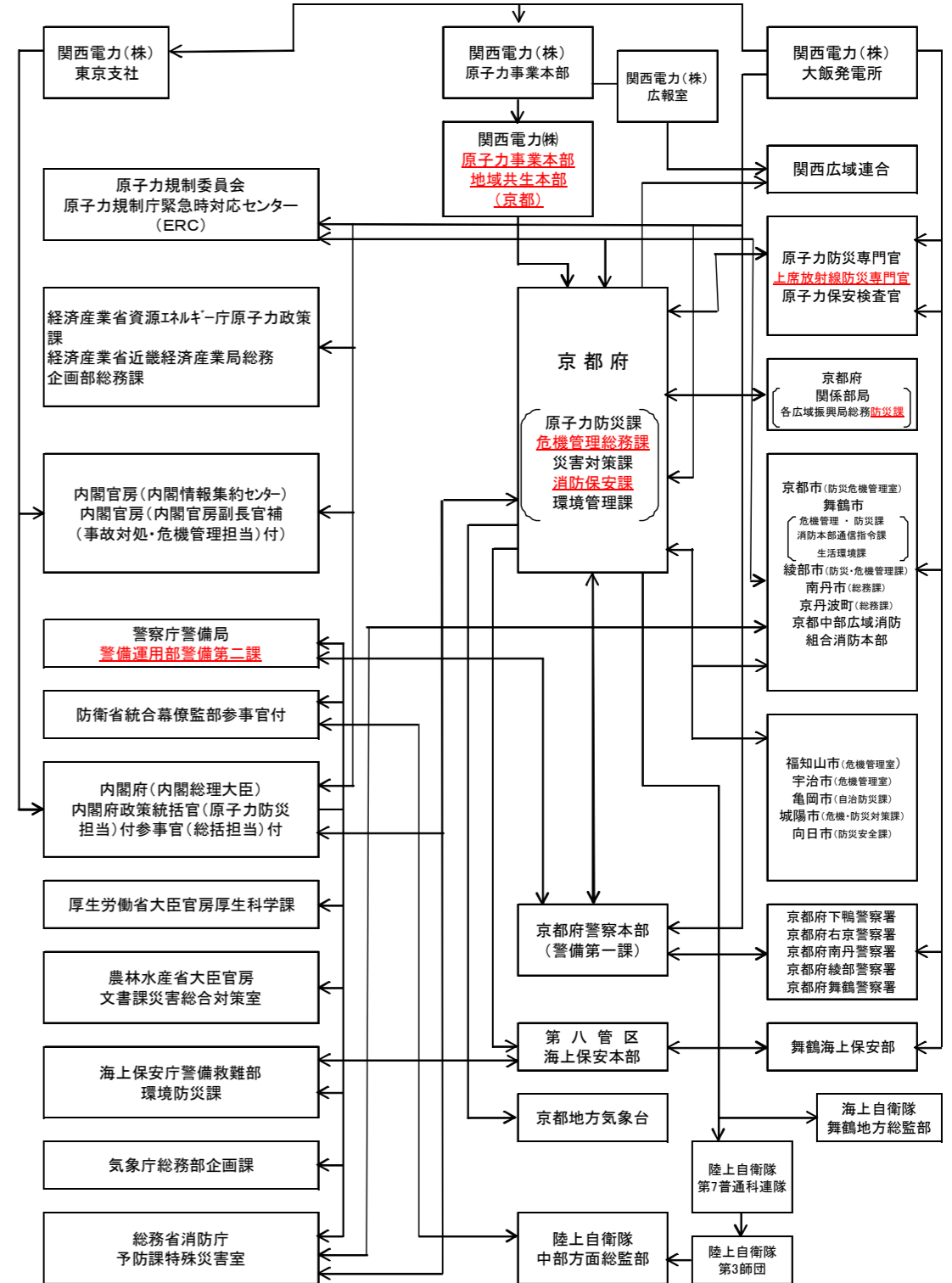
別図4-2

「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図
 (大飯発電所)



別図4-2

「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図
 (大飯発電所)



※ 関西電力(株)は電話による着信確認を行う。

字句修正等（危機管理部）
安定ヨウ素剤の配布支援事務
を追記（健康福祉部）

48 <別表3> 災害対策本部の態勢
（略）
49 2 担当部・課の事務分掌

担当部名	担当課名	事務分掌
（略）	（略）	（略）
健康福祉部 （健康福祉部）	医療課 （医療班）	1 緊急時医療措置に関すること。
（略）	（略）	（略）

第4章 避難、一時移転等の防護措置

55 5 安定ヨウ素剤の予防服用
（略）
56 6 要配慮者への配慮
（1）～（3）（略）
（4）府〔府民生活部、健康福祉部〕は、要配慮者等が避難に時間を要する場合において、市町村と連携し、放射線防護対策工事を実施した下表の施設を活用するものとする。

施設名	施設種別	所在地
こひつじの苑舞鶴	障害者施設	舞鶴市字安岡1076番地の2
みずなぎ鹿原学園	障害者施設	舞鶴市字鹿原209番地の3
やすらぎ苑	高齢者施設	舞鶴市字安岡小字中山1076番地
グリーンプラザ博愛苑	高齢者施設	舞鶴市字市場390番地
大浦会館	公民館	舞鶴市字中田459番地
朝来小学校	学校	舞鶴市字朝来中545番地の1
舞鶴医療センター （精神科病棟）	病院	舞鶴市字行永2410番地
安岡園	高齢者施設	舞鶴市字安岡1076番地の1
綾部市奥上林公民館 （綾部市林業者等健康 管理センター）	公民館	綾部市故屋岡町三反田町15番地
高齢者支援センター 松寿苑（綾部市生活 支援ハウス）	高齢者施設	綾部市八津合町寺町1番地・25 地
安寿の里	高齢者施設	宮津市字由良751番地
長寿苑	高齢者施設	与謝郡伊根町六万部ヤクシノ上 154番地

原子力災害対策指針の改正を
踏まえた改定（危機管理部）
名称変更（危機管理部）
放射線防護対策工事を実施し
た施設の追加（危機管理部）

<別表3> **原子力**災害対策本部の態勢
（略）
2 担当部・課の事務分掌

担当部名	担当課名	事務分掌
（略）	（略）	（略）
健康福祉部 （健康福祉部）	医療課 （医療班）	1 緊急時医療措置に関すること。 2 安定ヨウ素剤の配布支援に関すること。
（略）	（略）	（略）

第4章 避難、一時移転等の防護措置

5 安定ヨウ素剤の**配布及び**服用
（略）
6 要配慮者への配慮
（1）～（3）（略）
（4）府〔府民生活部、健康福祉部〕は、要配慮者等が避難に時間を要する場合において、市町村と連携し、放射線防護対策工事を実施した下表の施設を活用するものとする。

施設名	施設種別	所在地
こひつじの苑舞鶴	障害者施設	舞鶴市字安岡1076番地の2
みずなぎ鹿原学園	障害者施設	舞鶴市字鹿原209番地の3
やすらぎ の里	高齢者施設	舞鶴市字安岡小字中山1076番地
グリーンプラザ博愛苑	高齢者施設	舞鶴市字市場390番地
大浦会館	公民館	舞鶴市字中田459番地
朝来小学校	学校	舞鶴市字朝来中545番地の1
舞鶴医療センター （精神科病棟）	病院	舞鶴市字行永2410番地
安岡園	高齢者施設	舞鶴市字安岡1076番地の1
田井原子力防災セン ター	公民館	舞鶴市田井地内
国家公務員共済連合会 舞鶴共済病院	病院	舞鶴市浜1035
綾部市奥上林公民館 （綾部市林業者等健康 管理センター）	公民館	綾部市故屋岡町三反田町15番地
高齢者支援センター 松寿苑（綾部市生活 支援ハウス）	高齢者施設	綾部市八津合町寺町1番地・25番 地
安寿の里	高齢者施設	宮津市字由良751番地
長寿苑	高齢者施設	与謝郡伊根町六万部ヤクシノ上 154番地

<p>防災基本計画を踏まえた改定 (健康福祉部)</p> <p>原子力災害医療調整官は、緊急時医療センターに配置されるため(健康福祉部)</p> <p>患者の受入は、原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関にて行う(健康福祉部)</p> <p>防災基本計画を踏まえた整合(健康福祉部)</p> <p>原子力災害医療調整官は原子力災害現地対策本部に設置されるものではないため(健康福祉部)</p>	<p>60</p> <p>60</p> <p>60</p> <p>60</p>	<p>第8章 救助・救急及び医療活動</p> <p>2 医療活動等</p> <p>(3) 府〔健康福祉部〕は、必要に応じて、速やかに<u>拠点となる原子力災害拠点病院等</u>又は国に対し、原子力災害医療派遣チームの派遣について要請するものとする。</p> <p><u>(6) 府〔健康福祉部〕は、災害対策本部を設置したときは、関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づく医療活動等を実施するため、災害対策本部のもとに、緊急時医療センターを設置する。</u></p> <p>緊急時医療センターは、次の機関で組織する。</p> <p>ア 京都府(原子力災害医療調整官)</p> <p>イ 原子力災害医療派遣チーム</p> <p>ウ 日本赤十字社京都府支部</p> <p>エ 一般社団法人京都府医師会</p> <p><u>(5) 府〔健康福祉部〕は、災害対策本部のもとに、他の立地府県等への原子力災害医療派遣チームの派遣要請や被ばく傷病者等の搬送先を調整する原子力災害医療調整官を設置する。</u></p> <p>(7) 緊急時医療センターは、原子力災害医療協力機関等からなる医療救護班等を編成し、府災害対策本部の指示により医療活動等を行う。必要と認められる場合は、府内の原子力災害拠点病院、<u>地域の放射線緊急時支援センター</u>等に対して患者の受入を要請する。(略)</p> <p>(8) 医療救護班等及び<u>地域救急医療機関</u>は、必要に応じて<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立病院及び国立大学病院</u>を中心に、各医療機関より派遣された医療従事者等からなる被ばく医療に係る医療チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、関西電力株式会社等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。</p> <p>また、医療救護班等は、<u>原子力災害現地対策本部医療班</u>の原子力災害医療調整官の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援するものとする。</p>	<p>第8章 救助・救急及び医療活動</p> <p>2 医療活動等</p> <p>(3) 府〔健康福祉部〕は、必要に応じて、速やかに<u>原子力災害医療・総合支援センター</u>又は国並びに<u>原子力災害拠点病院</u>に対し、原子力災害医療派遣チームの派遣について要請するものとする。</p> <p><u>(5) 府〔健康福祉部〕は、災害対策本部を設置したときは、関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づく医療活動等を実施するため、災害対策本部のもとに、緊急時医療センターを設置する。</u></p> <p>緊急時医療センターは、次の機関で組織する。</p> <p>ア 京都府</p> <p>イ 原子力災害医療派遣チーム</p> <p>ウ 日本赤十字社京都府支部</p> <p>エ 一般社団法人京都府医師会</p> <p><u>(6) 府〔健康福祉部〕は、緊急時医療センターのもとに、他の立地府県等への原子力災害医療派遣チームの派遣要請や被ばく傷病者等の搬送先を調整する原子力災害医療調整官を設置する。</u></p> <p>(7) 緊急時医療センターは、原子力災害医療協力機関等からなる医療救護班等を編成し、府災害対策本部の指示により医療活動等を行う。必要と認められる場合は、府内の原子力災害拠点病院等に対して患者の受入を要請する。(略)</p> <p>(8) 医療救護班等及び<u>原子力災害医療機関</u>は、必要に応じて<u>原子力災害医療派遣チーム</u>の指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、関西電力株式会社等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。</p> <p>また、医療救護班等は、原子力災害医療調整官の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援するものとする。</p>
<p>組織改編に伴う改定</p>	<p>47, 48等</p>	<p>全編共通</p> <p>防災消防企画課</p> <p>観光企画課</p> <p>観光事業推進課</p>	<p>全編共通</p> <p>危機管理総務課</p> <p>消防保安課</p> <p>観光室</p>

区分	京都府地域防災計画 事故対策計画編
----	-------------------

修正理由	頁	現 行	修 正 案												
字句修正等（危機管理部）	2	<p>石油類流出事故対策計画編</p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 市町村</p> <p>(4) <u>死傷者</u>の救出、救護（搬送・収容）</p> <p>(5) <u>死傷者</u>の身元確認</p>	<p>石油類流出事故対策計画編</p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 市町村</p> <p>(4) <u>負傷者</u>の救出、救護（搬送・収容）</p> <p>(5) <u>負傷者</u>の身元確認</p>												
業務移管（警察本部）	11	<p>第3編 応急対策計画</p> <p>第2章 応急対策に係る活動体制</p> <p>第1節 府の活動体制</p> <p>第1 活動体制</p> <p>3 災害対策本部の設置</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>府の海岸等において流出油の漂着が著しいなどその防除に相当の期間を要すると認められ、民生の安定、産業の振興など総合的な対策を講ずる必要がある場合は、知事は、危機管理監、健康福祉部長、農林水産部長、建設交通部長、防災監及び警察本部<u>地域</u>部長による協議の結果を踏まえ、災害対策本部を設置し、又は事故対策本部を災害対策本部に切り替えて必要な対策を実施する。（本部長…知事）</p>	<p>第3編 応急対策計画</p> <p>第2章 応急対策に係る活動体制</p> <p>第1節 府の活動体制</p> <p>第1 活動体制</p> <p>3 災害対策本部の設置</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>府の海岸等において流出油の漂着が著しいなどその防除に相当の期間を要すると認められ、民生の安定、産業の振興など総合的な対策を講ずる必要がある場合は、知事は、危機管理監、健康福祉部長、農林水産部長、建設交通部長、防災監及び警察本部<u>警備</u>部長による協議の結果を踏まえ、災害対策本部を設置し、又は事故対策本部を災害対策本部に切り替えて必要な対策を実施する。（本部長…知事）</p>												
同上（警察本部）	12	<p><表1> 事故警戒本部及び事故対策本部の配備</p> <table border="1"> <tr> <td>部名</td> <td>事故警戒本部</td> <td>事故対策本部</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td><u>地域課1、警備第一課1</u></td> <td><u>地域課1、警備第一課1</u></td> </tr> </table>	部名	事故警戒本部	事故対策本部	警察本部	<u>地域課1、警備第一課1</u>	<u>地域課1、警備第一課1</u>	<p><表1> 事故警戒本部及び事故対策本部の配備</p> <table border="1"> <tr> <td>部名</td> <td>事故警戒本部</td> <td>事故対策本部</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td><u>警備第一課1、機動警ら課1</u></td> <td><u>警備第一課1、機動警ら課1</u></td> </tr> </table>	部名	事故警戒本部	事故対策本部	警察本部	<u>警備第一課1、機動警ら課1</u>	<u>警備第一課1、機動警ら課1</u>
部名	事故警戒本部	事故対策本部													
警察本部	<u>地域課1、警備第一課1</u>	<u>地域課1、警備第一課1</u>													
部名	事故警戒本部	事故対策本部													
警察本部	<u>警備第一課1、機動警ら課1</u>	<u>警備第一課1、機動警ら課1</u>													
業務内容の修正（健康福祉部）	13	<p><表2> 油流出事故対策本部の業務</p>	<p><表2> 油流出事故対策本部の業務</p> <p><u>(最新状況に差し替え)</u></p>												
字句修正等（危機管理部）	16	<p>第3章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）</p> <p>第1 早期の被害情報等の収集・伝達</p> <p>（略）</p> <p><u>また、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からの静止画像伝送システムの活用</u>などにより、早期の情報収集に努めるものとする。。</p>	<p>第3章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）</p> <p>第1 早期の被害情報等の収集・伝達</p> <p>（略）</p> <p><u>府は、必要に応じ、ヘリコプターテレビ伝送システムの活用、事故現場で撮影された被害状況の写真</u>などにより、早期の情報収集に努めるものとする。</p>												
指定されている種別及び名称に修正（教育庁）	21	<p>第8章 文化財（天然記念物等）の応急対策</p> <p>府及び市町村は、天然記念物オオミズナギドリ繁殖地、特別名勝天橋立、史跡函石浜遺物包含地、<u>琴引浜（鳴き砂）</u>等府域に所在する文化財について現地調査を行い、被害状況等を調査するとともに、予防・応急対策について管理者等と協議し、予防・応急・復旧計画を定めるほか、未指定文化財については、その被害状況について関係機関の協力を得て把握に努めるものとする。</p>	<p>第8章 文化財（天然記念物等）の応急対策</p> <p>府及び市町村は、天然記念物オオミズナギドリ繁殖地、特別名勝天橋立、史跡函石浜遺物包含地、<u>天然記念物及び名勝琴引浜</u>等府域に所在する文化財について現地調査を行い、被害状況等を調査するとともに、予防・応急対策について管理者等と協議し、予防・応急・復旧計画を定めるほか、未指定文化財については、その被害状況について関係機関の協力を得て把握に努めるものとする。</p>												
時点修正（京都市等）	24	<p>第4編 被害復旧計画</p> <p><表> 流出油防除資機材備蓄一覧表（その1）</p>	<p>第4編 被害復旧計画</p> <p><表> 流出油防除資機材備蓄一覧表（その1）</p> <p><u>(最新状況に差し替え)</u></p>												
字句修正等（危機管理部）	29	<p>海難事故対策計画編</p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 市町村</p> <p>(3) <u>死傷者</u>の救出、救護（搬送・収容）</p> <p>(4) <u>死傷者</u>の身元確認</p>	<p>海難事故対策計画編</p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 市町村</p> <p>(3) <u>負傷者</u>の救出、救護（搬送・収容）</p> <p>(4) <u>負傷者</u>の身元確認</p>												

<p>字句修正等（警察本部）</p>	<p>32 第2編 予防計画 第2章 防災活動体制の整備 第5 緊急輸送活動体制の整備 1 警察本部及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、警察本部及び近畿地方整備局等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。 3 警察本部は、発災後において、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。</p>	<p>第2編 予防計画 第2章 防災活動体制の整備 第5 緊急輸送活動体制の整備 1 警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設の点検及び整備に努める。 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、警察等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。 3 警察及び道路管理者は、実施した交通規制の周知を図る。</p>																		
<p>要員を配備する所属の変更 (建設交通部、警察本部)</p>	<p>36 第3編 応急対策計画 〈表〉事故警戒本部及び事故対策本部の配備 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">部名</th> <th style="width:33%;">事故警戒本部</th> <th style="width:33%;">事故対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設交通部</td> <td>港湾局1、河川課1</td> <td>監理課1、港湾局1、河川課2</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>地域課1、警備第一課1</td> <td>地域課1、警備第一課1</td> </tr> </tbody> </table> </p>	部名	事故警戒本部	事故対策本部	建設交通部	港湾局1、河川課1	監理課1、港湾局1、河川課2	警察本部	地域課1、警備第一課1	地域課1、警備第一課1	<p>第3編 応急対策計画 〈表〉事故警戒本部及び事故対策本部の配備 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">部名</th> <th style="width:33%;">事故警戒本部</th> <th style="width:33%;">事故対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設交通部</td> <td>港湾局1、河川課1</td> <td>監理課1、港湾局1、河川課2</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>警備第一課1、機動警ら課1、 交通規制課1</td> <td>警備第一課1、機動警ら課1、 交通規制課1</td> </tr> </tbody> </table> </p>	部名	事故警戒本部	事故対策本部	建設交通部	港湾局1、河川課1	監理課1、港湾局1、河川課2	警察本部	警備第一課1、 機動警ら課1、 交通規制課1	警備第一課1、 機動警ら課1、 交通規制課1
部名	事故警戒本部	事故対策本部																		
建設交通部	港湾局1、河川課1	監理課1、港湾局1、河川課2																		
警察本部	地域課1、警備第一課1	地域課1、警備第一課1																		
部名	事故警戒本部	事故対策本部																		
建設交通部	港湾局1、河川課1	監理課1、港湾局1、河川課2																		
警察本部	警備第一課1、 機動警ら課1、 交通規制課1	警備第一課1、 機動警ら課1、 交通規制課1																		
<p>字句修正等（危機管理部）</p>	<p>38 第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達） 第1 被害情報等の収集・伝達 3 府 (3) <u>また、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からの静止画像伝送システムの活用</u>などにより、早期の情報収集に努める。</p>	<p>第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達） 第1 被害情報等の収集・伝達 3 府 (3) <u>府は、必要に応じ、ヘリコプターテレビ伝送システムの活用、事故現場で撮影された被害状況の写真</u>などにより、早期の情報収集に努める。</p>																		
<p>京都府消防広域応援基本計画の改定に基づく改定（危機管理部）</p>	<p>40 第4章 捜索、救助、救急医療及び消火活動 第2 救急活動 1 救急要請への対応 負傷者の搬送は、消防機関が消防署の救急車により行うが、対応できないときは、府、市町村等で確保した車両により搬送を行う。</p>	<p>第4章 捜索、救助、救急医療及び消火活動 第2 救急活動 1 救急要請への対応 負傷者の搬送は、<u>原則として消防機関が行い、必要に応じて京都府消防広域応援基本計画によって支援を要請する。</u></p>																		
<p>字句修正等（危機管理部）</p>	<p>40 第3 緊急災害医療チームの派遣 1 府は、事故現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めるときは、予め定めた医療機関に対して、被災市町村へ<u>緊急災害医療チームを派遣するよう指示する。</u> 2 緊急災害医療チームは、事故現場における医療措置、現場付近等に所在する医療機関の支援、患者輸送等を行うものとする。また、こうした活動に必要な資機材を携行する。</p>	<p>第3 災害派遣医療チームの派遣 1 府は、事故現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めるときは、予め定めた医療機関に対して、被災市町村へ災害派遣医療チームを派遣するよう指示する。 2 災害派遣医療チームは、事故現場における医療措置、現場付近等に所在する医療機関の支援、患者輸送等を行うものとする。また、こうした活動に必要な資機材を携行する。</p>																		
<p>災害対策基本法に合わせた字句修正等（警察本部）</p>	<p>41 第5章 交通及び輸送対策 第1 交通規制対策 2 道路交通規制 (1) <u>警察本部長は、大規模海難事故が発生し、又は発生しようとしている場合、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる区域又は道路の区間として「通行禁止区域等」を指定することができる。</u></p>	<p>第5章 交通及び輸送対策 第1 交通規制対策 2 道路交通規制 (1) <u>公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づき、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。</u></p>																		
<p>字句修正等（危機管理部）</p>	<p>航空事故対策計画編 第1編 総則 第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3 市町村 (3) <u>死傷者の救出、救護（搬送・収容）</u> (4) <u>死傷者の身元確認</u></p>	<p>航空事故対策計画編 第1編 総則 第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3 市町村 (3) <u>負傷者の救出、救護（搬送・収容）</u> (4) <u>負傷者の身元確認</u></p>																		
<p>字句修正等（警察本部）</p>	<p>47 第2編 予防計画 第2章 防災活動体制の整備 第4 緊急輸送活動体制の整備 1 警察本部及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、警察本部及び近畿地方整備局等は、平常時より、機関相互間</p>	<p>第2編 予防計画 第2章 防災活動体制の整備 第4 緊急輸送活動体制の整備 1 警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設の点検及び整備に努める。 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、警察等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。</p>																		

<p>要員を配備する所属の変更 (建設交通部、警察本部)</p>	<p>の連携強化を図る。 3 警察本部は、発災後において、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。</p> <p>第3編 応急対策計画 50 <表> 事故警戒本部及び事故対策本部の配備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>事故警戒本部</th> <th>事故対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設交通部</td> <td>交通政策課 1</td> <td>監理課 1、交通政策課 1</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>捜査第一課 1、警備第一課 1</td> <td>捜査第一課 1、警備第一課 1</td> </tr> </tbody> </table>	部名	事故警戒本部	事故対策本部	建設交通部	交通政策課 1	監理課 1、交通政策課 1	警察本部	捜査第一課 1、警備第一課 1	捜査第一課 1、警備第一課 1	<p>3 警察及び道路管理者は、<u>実施した交通規制</u>の周知を図る。</p> <p>第3編 応急対策計画 50 <表> 事故警戒本部及び事故対策本部の配備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>事故警戒本部</th> <th>事故対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設交通部</td> <td>交通政策課 1、<u>道路管理課 1</u></td> <td>監理課 1、交通政策課 1、<u>道路管理課 1</u></td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>捜査第一課 1、警備第一課 1、<u>交通規制課 1</u></td> <td>捜査第一課 1、警備第一課 1、<u>交通規制課 1</u></td> </tr> </tbody> </table>	部名	事故警戒本部	事故対策本部	建設交通部	交通政策課 1、 <u>道路管理課 1</u>	監理課 1、交通政策課 1、 <u>道路管理課 1</u>	警察本部	捜査第一課 1、警備第一課 1、 <u>交通規制課 1</u>	捜査第一課 1、警備第一課 1、 <u>交通規制課 1</u>
部名	事故警戒本部	事故対策本部																		
建設交通部	交通政策課 1	監理課 1、交通政策課 1																		
警察本部	捜査第一課 1、警備第一課 1	捜査第一課 1、警備第一課 1																		
部名	事故警戒本部	事故対策本部																		
建設交通部	交通政策課 1、 <u>道路管理課 1</u>	監理課 1、交通政策課 1、 <u>道路管理課 1</u>																		
警察本部	捜査第一課 1、警備第一課 1、 <u>交通規制課 1</u>	捜査第一課 1、警備第一課 1、 <u>交通規制課 1</u>																		
<p>字句修正等 (危機管理部)</p>	<p>52 第2章 通信情報連絡活動 (情報の収集・伝達) 第1 被害情報等の収集・伝達 4 府 (3) <u>また、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からの静止画像伝送システムの活用</u>などにより、早期の情報収集に努める。</p>	<p>52 第2章 通信情報連絡活動 (情報の収集・伝達) 第1 被害情報等の収集・伝達 4 府 (3) <u>府は、必要に応じ、ヘリコプターテレビ伝送システムの活用、事故現場で撮影された被害状況の写真</u>などにより、早期の情報収集に努める。</p>																		
<p>同上 (危機管理部)</p>	<p>53 第3章 広報・公聴 第4 広聴活動の実施 2 関係防災機関は、突発的航空事故に関する、被害地住民、府民、近隣府県民等からの各種の問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。</p>	<p>53 第3章 広報・公聴 第4 広聴活動の実施 2 関係防災機関は、突発的航空事故に関する、被災地住民、府民、近隣府県民等からの各種の問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。</p>																		
<p>京都府消防広域応援基本計画の改定に基づく改定 (危機管理部)</p>	<p>54 第4章 捜索、救助、救急医療及び消火活動 第2 救急活動 1 救急要請への対応 負傷者の搬送は、<u>消防機関が消防署の救急車により行うが、対応できないときは、府、市町村等で確保した車両により搬送を行う。</u></p> <p>54 第3 緊急災害医療チームの派遣 1 府は、事故現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めるときは、予め定めた医療機関に対して、被災市町村へ<u>緊急災害医療チームを派遣するよう指示する。</u> 2 緊急災害医療チームは、事故現場における医療措置、現場付近等に所在する医療機関の支援、患者輸送等を行うものとする。また、こうした活動に必要な資機材を携行する。</p>	<p>54 第4章 捜索、救助、救急医療及び消火活動 第2 救急活動 1 救急要請への対応 負傷者の搬送は、<u>原則として消防機関が行い、必要に応じて京都府消防広域応援基本計画によって支援を要請する。</u></p> <p>54 第3 災害派遣医療チームの派遣 1 府は、事故現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めるときは、予め定めた医療機関に対して、被災市町村へ災害派遣医療チームを派遣するよう指示する。 2 災害派遣医療チームは、事故現場における医療措置、現場付近等に所在する医療機関の支援、患者輸送等を行うものとする。また、こうした活動に必要な資機材を携行する。</p>																		
<p>字句修正等 (危機管理部)</p>	<p>54 第5章 避難対策 第2 避難場所の開設及び運営管理 市町村等は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知<u>徹底を図る</u>ものとする。 この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。 第3 要配慮者対策 避難誘導及び避難場所においては、高齢者及び障害者等に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。</p> <p>55 第6章 交通及び輸送対策 第1 交通規制対策 2 道路交通規制 (1) <u>警察本部長は、突発的航空事故が発生し、又は発生しようとしている場合、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる区域又は道路の区間として「通行禁止区域等」を指定することができる。</u></p>	<p>54 第5章 避難対策 第2 避難場所等の開設及び運営管理 市町村等は、必要に応じ避難場所等を開設し、住民等に周知<u>する</u>ものとする。 この際、避難場所等における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。 第3 要配慮者対策 避難誘導及び避難場所等においては、高齢者及び障害者等に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。</p> <p>55 第6章 交通及び輸送対策 第1 交通規制対策 2 道路交通規制 (1) <u>公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づき、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。</u></p>																		
<p>字句修正等 (危機管理部)</p>	<p>鉄道災害対策計画編</p> <p>第1編 総則 第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3 市町村 (3) <u>死傷者</u>の救出、救護 (搬送・収容) (4) <u>死傷者</u>の身元確認</p>	<p>鉄道災害対策計画編</p> <p>第1編 総則 第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3 市町村 (3) <u>負傷者</u>の救出、救護 (搬送・収容) (4) <u>負傷者</u>の身元確認</p>																		

<p>字句修正等（警察本部）</p>	<p>60 第2編 予防計画 第2章 防災活動体制の整備 第4 緊急輸送活動体制の整備 1 警察本部及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、警察本部及び近畿地方整備局等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。 3 警察本部は、発災後において、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。</p>	<p>第2編 予防計画 第2章 防災活動体制の整備 第4 緊急輸送活動体制の整備 1 警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設の点検及び整備に努める。 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、警察等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。 3 警察及び道路管理者は、実施した交通規制の周知を図る。</p>
<p>要員を配備する所属の変更（建設交通部、警察本部）</p>	<p>62 第3編 応急対策計画 〈表〉事故警戒本部及び事故対策本部の配備 部名 事故警戒本部 事故対策本部 建設交通部 交通政策課1 監理課1、交通政策課1 警察本部 捜査第一課1、地域課1 捜査第一課1、警備第一課1 交通捜査課1、警備第一課1 交通捜査課1、警備第一課1</p>	<p>第3編 応急対策計画 〈表〉事故警戒本部及び事故対策本部の配備 部名 事故警戒本部 事故対策本部 建設交通部 交通政策課1、道路管理課1 監理課1、交通政策課1、道路管理課1 警察本部 捜査第一課1、地域課1 捜査第一課1、警備第一課1 交通捜査課1、警備第一課1、交通規制課1 交通捜査課1、警備第一課1、交通規制課1</p>
<p>字句修正等（危機管理部）</p>	<p>64 第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達） 第1 被害情報等の収集・伝達 3 府 (3) また、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からの静止画像伝送システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。</p>	<p>第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達） 第1 被害情報等の収集・伝達 3 府 (3) 府は、必要に応じ、ヘリコプターテレビ伝送システムの活用、事故現場で撮影された被害状況の写真などにより、早期の情報収集に努める。</p>
<p>同上（危機管理部）</p>	<p>65 第3章 広報・公聴 第4 広聴活動の実施 2 関係防災機関は、突発的鉄道事故に関する、被害地住民、府民、近隣府県民等からの各種の問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。</p>	<p>第3章 広報・公聴 第4 広聴活動の実施 2 関係防災機関は、突発的鉄道事故に関する、被災地住民、府民、近隣府県民等からの各種の問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。</p>
<p>京都府消防広域応援基本計画の改定に基づく改定（危機管理部）</p>	<p>66 第4章 救助、救急及び消火活動 第2 救急活動 1 救急要請への対応 負傷者の搬送は、消防機関が消防署の救急車により行うが、対応できないときは、府、市町村等で確保した車両により搬送を行う。</p>	<p>第4章 救助、救急及び消火活動 第2 救急活動 1 救急要請への対応 負傷者の搬送は、原則として消防機関が行い、必要に応じて京都府消防広域応援基本計画によって支援を要請する。</p>
<p>字句修正等（危機管理部）</p>	<p>66 第3 緊急災害医療チームの派遣 1 府は、事故現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めるときは、予め定めた医療機関に対して、被災市町村へ緊急災害医療チームを派遣するよう指示する。 2 緊急災害医療チームは、事故現場における医療措置、現場付近等に所在する医療機関の支援、患者輸送等を行うものとする。また、こうした活動に必要な資機材を携行する。</p>	<p>第3 災害派遣医療チームの派遣 1 府は、事故現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めるときは、予め定めた医療機関に対して、被災市町村へ災害派遣医療チームを派遣するよう指示する。 2 災害派遣医療チームは、事故現場における医療措置、現場付近等に所在する医療機関の支援、患者輸送等を行うものとする。また、こうした活動に必要な資機材を携行する。</p>
<p>字句修正等（危機管理部）</p>	<p>66 第5章 避難対策 第2 避難場所の開設及び運営管理 市町村等は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。 この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。 第3 要配慮者対策 避難誘導及び避難場所においては、高齢者及び障害者等に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。</p>	<p>第5章 避難対策 第2 避難場所等の開設及び運営管理 市町村等は、必要に応じ避難場所等を開設し、住民等に周知するものとする。 この際、避難場所等における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。 第3 要配慮者対策 避難誘導及び避難場所等においては、高齢者及び障害者等に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。</p>
<p>災害対策基本法に合わせた字句修正等（警察本部）</p>	<p>67 第6章 交通及び輸送対策 第1 交通規制対策 1 警察本部長は、突発的鉄道事故が発生し、又は発生しようとしている場合、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる区域又は道路の区間として「通行禁止区域等」を指定することができる。</p>	<p>第6章 交通及び輸送対策 第1 交通規制対策 1 公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づき、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。</p>

	道路災害対策計画編	道路災害対策計画編
字句修正等（危機管理部）	70	70
	<p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 市町村</p> <p>(3) <u>死傷者の救出、救護（搬送・収容）</u></p> <p>(4) <u>死傷者の身元確認</u></p>	<p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 市町村</p> <p>(3) <u>負傷者の救出、救護（搬送・収容）</u></p> <p>(4) <u>負傷者の身元確認</u></p>
字句修正等（警察本部）	72	72
	<p>第2編 予防計画</p> <p>第2章 防災活動体制の整備</p> <p>第5 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 警察本部及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。</p> <p>2 災害時の交通規制を円滑に行うため、警察本部及び近畿地方整備局等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。</p> <p>3 警察本部は、発災後において、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。</p>	<p>第2編 予防計画</p> <p>第2章 防災活動体制の整備</p> <p>第5 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設の<u>点検及び整備</u>に努める。</p> <p>2 災害時の交通規制を円滑に行うため、警察等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。</p> <p>3 警察及び道路管理者は、<u>実施した交通規制の</u>周知を図る。</p>
字句修正等（危機管理部）	76	76
	<p>第3編 応急対策計画</p> <p>第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）</p> <p>第1 被害情報等の収集・伝達</p> <p>3 府</p> <p>(3) <u>また、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からの静止画像伝送システムの活用</u>などにより、早期の情報収集に努める。</p>	<p>第3編 応急対策計画</p> <p>第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）</p> <p>第1 被害情報等の収集・伝達</p> <p>3 府</p> <p>(3) <u>府は、必要に応じ、ヘリコプターテレビ伝送システムの活用、事故現場で撮影された被害状況の写真</u>などにより、早期の情報収集に努める。</p>
同上（危機管理部）	77	77
	<p>第3章 広報・公聴</p> <p>第4 広聴活動の実施</p> <p>2 関係防災機関は、突発的的道路事故に関する、被害地住民、府民、近隣府県民等からの各種の問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。</p>	<p>第3章 広報・公聴</p> <p>第4 広聴活動の実施</p> <p>2 関係防災機関は、突発的的道路事故に関する、被災地住民、府民、近隣府県民等からの各種の問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。</p>
京都府消防広域応援基本計画の改定に基づく改定（危機管理部）	78	78
	<p>第4章 救助、救急及び消火活動</p> <p>第2 救急活動</p> <p>1 救急要請への対応</p> <p>負傷者の搬送は、<u>消防機関が消防署の救急車により行うが、対応できないときは、府、市町村等で確保した車両により搬送を行う。</u></p>	<p>第4章 救助、救急及び消火活動</p> <p>第2 救急活動</p> <p>1 救急要請への対応</p> <p>負傷者の搬送は、<u>原則として消防機関が行い、必要に応じて京都府消防広域応援基本計画によって支援を要請する。</u></p>
字句修正等（危機管理部）	78	78
	<p>第3 緊急災害医療チームの派遣</p> <p>1 府は、事故現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めるときは、予め定めた医療機関に対して、被災市町村へ<u>緊急災害医療チームを派遣するよう指示する。</u></p> <p>2 緊急災害医療チームは、事故現場における医療措置、現場付近等に所在する医療機関の支援、患者輸送等を行うものとする。また、こうした活動に必要な資機材を携行する。</p>	<p>第3 災害派遣医療チームの派遣</p> <p>1 府は、事故現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めるときは、予め定めた医療機関に対して、被災市町村へ災害派遣医療チームを派遣するよう指示する。</p> <p>2 災害派遣医療チームは、事故現場における医療措置、現場付近等に所在する医療機関の支援、患者輸送等を行うものとする。また、こうした活動に必要な資機材を携行する。</p>
同上（危機管理部）	78	78
	<p>第5章 避難対策</p> <p>第2 避難場所の開設及び運営管理</p> <p>市町村等は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。</p> <p>この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。</p> <p>第3 要配慮者対策</p> <p>避難誘導及び避難場所においては、高齢者及び障害者等に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。</p>	<p>第5章 避難対策</p> <p>第2 避難場所等の開設及び運営管理</p> <p>市町村等は、必要に応じ避難場所等を開設し、住民等に周知するものとする。</p> <p>この際、避難場所等における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。</p> <p>第3 要配慮者対策</p> <p>避難誘導及び避難場所等においては、高齢者及び障害者等に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。</p>
災害対策基本法に合わせた字句修正等（警察本部）	79	79
	<p>第6章 交通及び輸送対策</p> <p>第1 交通規制対策</p> <p>1 <u>警察本部長は、突発的的道路事故が発生し、又は発生しようとしている場合、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる区域又は道路の区間として「通行禁止区域等」を指定することができる。</u></p>	<p>第6章 交通及び輸送対策</p> <p>第1 交通規制対策</p> <p>1 <u>公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づき、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。</u></p>

	危険物等災害対策計画編	危険物等災害対策計画編												
字句修正等（危機管理部）	82	82												
	<p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 市町村</p> <p>(3) <u>死傷者</u>の救出、救護（搬送・収容）</p> <p>(4) <u>死傷者</u>の身元確認</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 市町村</p> <p>(3) <u>負傷者</u>の救出、救護（搬送・収容）</p> <p>(4) <u>負傷者</u>の身元確認</p>												
字句修正等（警察本部）	85	85												
	<p>第2編 予防計画</p> <p>第2章 防災活動体制の整備</p> <p>第5 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 警察本部及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路管理体制の整備に努める。</p> <p>2 災害時の交通規制を円滑に行うため、警察本部及び近畿地方整備局等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。</p> <p>3 警察本部は、発災後において、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。</p>	<p>第2編 予防計画</p> <p>第2章 防災活動体制の整備</p> <p>第5 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設の点検及び整備に努める。</p> <p>2 災害時の交通規制を円滑に行うため、警察等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。</p> <p>3 警察及び道路管理者は、実施した交通規制の周知を図る。</p>												
組織改編に伴う修正等（危機管理部）	87	87												
	<p><図> 情報連絡系統図</p> <p>1 危険物事故</p> <p>2 火薬類事故</p> <p>3 高圧ガス事故</p>	<p><図> 情報連絡系統図</p> <p>1 危険物事故 <u>（最新の状況に差替え）</u></p> <p>2 火薬類事故 <u>（最新の状況に差替え）</u></p> <p>3 高圧ガス事故 <u>（最新の状況に差替え）</u></p>												
要員を配備する所属の変更（警察本部）	90	90												
	<p><表> 事故警戒体制及び事故対策本部の配備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>事故警戒本部</th> <th>事故対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察本部</td> <td>生活安全企画課1、 警備第一課1</td> <td>生活安全企画課1、 警備第一課1</td> </tr> </tbody> </table>	部名	事故警戒本部	事故対策本部	警察本部	生活安全企画課1、 警備第一課1	生活安全企画課1、 警備第一課1	<p><表> 事故警戒体制及び事故対策本部の配備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>事故警戒本部</th> <th>事故対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察本部</td> <td>生活安全企画課1、 警備第一課1、 <u>交通規制課1</u></td> <td>生活安全企画課1、 警備第一課1、 <u>交通規制課1</u></td> </tr> </tbody> </table>	部名	事故警戒本部	事故対策本部	警察本部	生活安全企画課1、 警備第一課1、 <u>交通規制課1</u>	生活安全企画課1、 警備第一課1、 <u>交通規制課1</u>
部名	事故警戒本部	事故対策本部												
警察本部	生活安全企画課1、 警備第一課1	生活安全企画課1、 警備第一課1												
部名	事故警戒本部	事故対策本部												
警察本部	生活安全企画課1、 警備第一課1、 <u>交通規制課1</u>	生活安全企画課1、 警備第一課1、 <u>交通規制課1</u>												
字句修正等（危機管理部）	92	92												
	<p>第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）</p> <p>第1 被害情報等の収集・伝達</p> <p>2 府</p> <p>(3) <u>また、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からの静止画像伝送システムの活用</u>などにより、早期の情報収集に努める。</p>	<p>第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）</p> <p>第1 被害情報等の収集・伝達</p> <p>2 府</p> <p>(3) <u>府は、必要に応じ、ヘリコプターテレビ伝送システムの活用、事故現場で撮影された被害状況の写真</u>などにより、早期の情報収集に努める。</p>												
同上（危機管理部）	94	94												
	<p>第4章 広報・公聴</p> <p>第4 広聴活動の実施</p> <p>2 関係防災機関は、危険物等事故に関する、被害地住民、府民、近隣府県民等からの各種の問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。</p>	<p>第3章 広報・公聴</p> <p>第4 広聴活動の実施</p> <p>2 関係防災機関は、危険物等事故に関する、被災地住民、府民、近隣府県民等からの各種の問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。</p>												
京都府消防広域応援基本計画の改定に基づく改定（危機管理部）	94	94												
	<p>第5章 救助、救急及び消火活動</p> <p>第2 救急活動</p> <p>1 救急要請への対応</p> <p>負傷者の搬送は、<u>消防機関が消防署の救急車により行うが、対応できないときは、府、市町村等で確保した車両により搬送を行う。</u></p>	<p>第5章 救助、救急及び消火活動</p> <p>第2 救急活動</p> <p>1 救急要請への対応</p> <p>負傷者の搬送は、<u>原則として消防機関が行い、必要に応じて京都府消防広域応援基本計画によって支援を要請する。</u></p>												
災害派遣医療チームの派遣の記載を追加（危機管理部）	94	94												
	<p>第3 (略)</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>第3 (略)</p> <p>第4 災害派遣医療チームの派遣</p> <p>1 <u>府は、事故現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、予め定めた医療機関に対して、被災市町村へ災害派遣医療チームを派遣するよう指示する。</u></p> <p>2 <u>災害派遣医療チームは、事故現場における医療措置、現場付近等に所在する医療機関の支援、患者輸送等を行うものとする。また、こうした活動に必要な資機材を携行する。</u></p>												

<p>字句修正等（危機管理部）</p> <p>災害対策基本法に合わせた字句修正等（警察本部）</p>	<p>95 第6章 避難対策</p> <p>第2 避難場所の開設及び運営管理 市町村等は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。 この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。</p> <p>第3 要配慮者対策 避難誘導及び避難場所においては、高齢者及び障害者等に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。</p> <p>第7章 交通及び輸送対策</p> <p>第1 交通規制対策</p> <p>2 道路交通規制</p> <p>95 (1) <u>警察本部長は、突発的的道路事故が発生し、又は発生しようとしている場合、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる区域又は道路の区間として「通行禁止区域等」を指定することができる。</u></p>	<p>第6章 避難対策</p> <p>第2 避難場所等の開設及び運営管理 市町村等は、必要に応じ避難場所等を開設し、住民等に周知するものとする。 この際、避難場所等における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。</p> <p>第3 要配慮者対策 避難誘導及び避難場所等においては、高齢者及び障害者等に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。</p> <p>第6章 交通及び輸送対策</p> <p>第1 交通規制対策</p> <p>2 道路交通規制</p> <p>(1) <u>公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づき、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。</u></p>
<p>防災基本計画及び京都アニメーション火災事件を踏まえて新設（危機管理部）</p>	<p>98 (新規)</p>	<p>大規模火災対策計画編</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の目的 この計画は、大規模な火災（林野火災、交通機関の火災を除く。）により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「大規模火災」という。）に、消火活動、捜索活動、救助・救急活動、医療活動等を行うため、国、府、市町村等関係防災機関が、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。 なお、大規模火災とは、おおむね消防庁「火災・災害等即報要領」の即報基準に相当するものをいうものとする。 また、この計画に特別の定めのない事項については、京都府地域防災計画一般計画編（以下「一般編」という。）に基づき運用するものとする。</p> <p>第2章 市町村地域防災計画の作成又は修正 市町村地域防災計画の作成又は修正に当たっては、この計画を参考として作成又は修正するものとし、特にこの計画において計画事項を示すものについては、各市町村でその細部を計画するものとする。</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 大規模火災対策に関し、防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第8章に定めるところによるほか、次のとおりとする。</p> <p>1 京 都 府</p> <p>(1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報 (2) 被害の状況に応じた大規模火災警戒体制又は大規模火災対策本部・支部の設置 (3) 関係防災機関への協力要請 (4) 関係防災機関との連絡調整 (5) 京都府救護班の出動 (6) 日本赤十字社京都府支部及び一般社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請</p> <p>2 京都府警察</p> <p>(1) 関係防災機関との連携の強化 (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握 (3) 被災者の救出救助 (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制 (5) 火災現場及び周辺の警戒警備 (6) 遺体の検視、死体調査、身元確認等 (7) 行方不明者の捜索 (8) その他火災対策に必要な警察活動</p> <p>3 市 町 村</p> <p>(1) 火災状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報 (2) 関係防災機関との調整 (3) 負傷者の救出、救護（搬送・収容） (4) 負傷者の身元確認</p>

- (5) 火災拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示
- (7) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請

4 近畿地方整備局

- (1) 平成17年6月14日締結の「災害時応援に関する申し合わせ」に基づく応援
- 5 その他関係防災機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）
- (1) 所管の応急対策の実施
- (2) 府及び市町村等との協力・連携

第4章 広域的な活動体制

国、府、市町村等は、平常時から関係防災機関との連絡を密にし、大規模火災発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

なお、府は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」、「京都府消防広域応援基本計画」及び「京都府緊急消防援助隊受援計画」等による相互応援体制の一層の連携強化に努め、協定に基づく施策の推進を図るものとする。

第2編 予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

第1 災害に強いまちの形成

府、市町村は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・雨水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

第2 消防用設備等の整備、維持管理

府、市町村は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、地下街等の事業者に対し、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理に努めるよう指導を行う。

第3 建築物の防火管理体制

府、市町村は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、地下街等の事業者に対し、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うよう指導するなど、防火管理体制の充実を図る。

第4 建築物の安全対策の推進

府、市町村は、高層建築物、地下街等の事業者に対し、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などについて指導するなど火災安全対策の充実を図る。

第2章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

府、市町村、消防機関等の関係防災機関は、大規模火災が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等の防止及び地域住民の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。（情報連絡系統図のとおり）

第2 情報通信手段の整備

府、市町村、消防機関等の関係防災機関は、一般編第2編第2章「情報連絡通信網の整備計画」に基づき、大規模火災が発生した場合の情報通信手段の確保に努める。

第3 情報の分析・整理

府、市町村、消防機関等の関係防災機関は、平常時より、自然情報、社会情報等防災関連情報の収集・蓄積に努める。

府、市町村、消防機関等は、集約した情報を分析、整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、集約した情報を的確に分析整理する。

第4 気象情報等の伝達

京都地方気象台は、一般編第2編第1章「気象等観測・予報計画」に基づき、気象情報及び火災気象通報等を適時かつ的確に発表する。

市町村長は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、

火災に関する警報（以下「火災警報」という。）を発表することができる。
市町村長は火災警報を発表したときは、火災予防上必要な措置を取らなければならない。

第3章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。
また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般編第2編第31章「広域応援体制の整備」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

市町村は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。

2 医療活動

府、市町村及び日本赤十字社京都府支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

3 消火活動

市町村及び消防機関等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

第4 施設・設備の整備

府、市町村及び関係防災機関等は、大規模火災が発生した場合に、的確な防衛活動を行うことができるよう資機材等の施設・設備に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

1 警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設の点検及び整備に努める。

2 災害時の交通規制を円滑に行うため、警察等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

3 警察及び道路管理者は、実施した交通規制の周知を図る。

第6 避難地及び避難路の整備

1 市町村及び大規模収容施設管理者等は、大規模火災から住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。

2 避難計画の作成に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した計画となるようにする。

第7 防災知識の普及

府、市町村、消防機関等の関係防災機関は、一般編第2編第20章「防災知識普及計画」に定めるところによるほか、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、府民に対し、大規模火災発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及啓発を行う。

第4章 消防機関等の設置

府、市町村、消防機関等の関係防災機関は、一般編第2編第15章「消防組織整備計画」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 消防水利

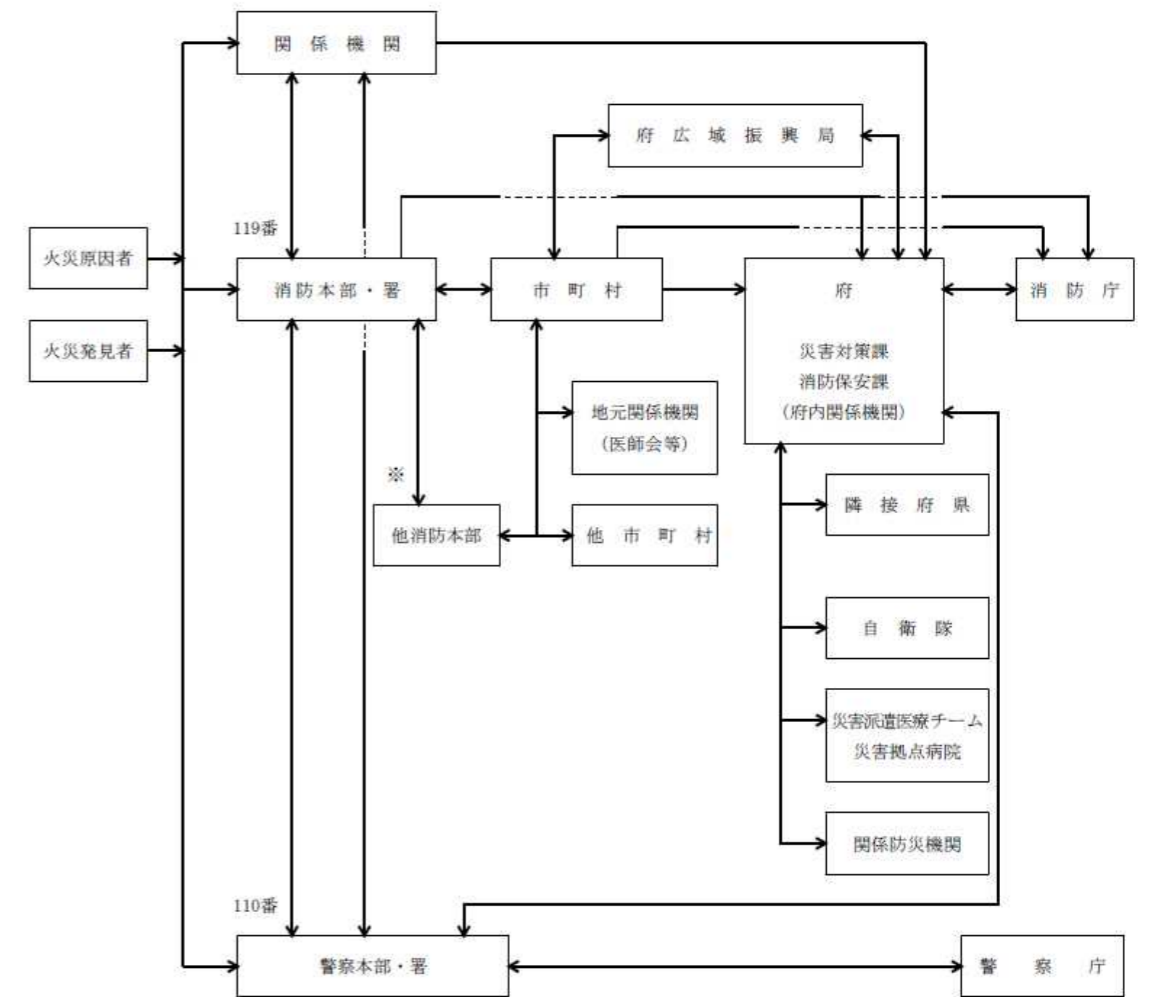
防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により消防水利の多様化を図るとともに、その適正配置に努める。

また、耐震性のある消防水利を確保するため、耐震性貯水槽等の整備促進を図る。

第2 資機材整備

消防用機器・資機材等の整備を促進する。

情報連絡系統図



※ 京都府消防広域応援基本計画に基づいて、情報連絡を行う。

第3編 応急対策計画

第1章 応急対策の活動体制

第1節 府の活動体制

第1 責務

府は、大規模火災が発生したときは、状況に応じ、法令並びに一般編及び本計画に基づき、次のような機動的な活動体制をとり、関係防災機関の協力を得て、その所掌事務に係る被害予防及び応急対策を速やかに実施するとともに、市町村が処理する被害予防及び応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

第2 活動体制

一般編第3編第1章第2節第6「事故（警戒）対策本部の設置」によるほか、次のとおりとする。

1 大規模火災警戒体制及び大規模火災対策本部の設置

大規模火災が発生した場合は、直ちに防災監が関係部局等に対して、被害状況の収集・集約、救急医療・救助等初期活動の指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとるとともに、相当な被害が予想される場合は、危機管理監（危機管理部長）、府民環境部長、健康福祉部長、建設交通部長及び防災監による協議の結果を踏まえ、知事は大規模火災対策本部を設置する。（本部長：知事）

2 大規模火災警戒体制の要員、大規模火災対策本部の組織及び要員

大規模火災警戒体制及び大規模火災対策本部の要員は、下記のとおりとし、大規模火災対策本部の組織は、一般編第3編第1章第2節第6に定める組織を基準とする。

大規模火災警戒体制及び大規模火災対策本部の配備

(数字は動員数)

部名	大規模火災警戒体制	大規模火災対策本部
知事直轄組織	広報課 1	秘書課 1、広報課 1、職員総務課 1、会計課 1
危機管理部	危機管理総務課、災害対策課、原子力防災課、消防保安課 6	危機管理総務課、災害対策課、原子力防災課、消防保安課 10
総務部		総務調整課 1
政策企画部		企画総務課 1
府民環境部		府民環境総務課 1、府民総合案内・相談センター 1、公営企画課 1
文化スポーツ部		文化スポーツ総務課 1
健康福祉部	健康福祉総務課 1、医療課 1	健康福祉総務課 1、医療課 1、生活衛生課 1
商工労働観光部		産業労働総務課 1
農林水産部		農政課 1
建設交通部	道路管理課 1	監理課 1、道路管理課 1
教育庁		総務企画課 1
警察本部	地域課 1、交通規制課 1、警備第一課 1	地域課 1、交通規制課 1、警備第一課 1
議会事務局		総務課 1

第2節 市町村の活動体制

第1 責務

市町村は、当該市町村の区域において大規模火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、法令、一般編及び市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村大規模火災対策本部等を設置し、他の市町村、府等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

- 1 市町村は、活動体制及び細部にわたる運営上の手続き等具体的な事項について、火災の特性を考慮して、所要の規程を整備する。
- 2 大規模火災が発生した場合に、市町村大規模火災対策本部等の組織体制を確立するため、本部職員消防団員等の動員について、伝達系統及び伝達方法をあらかじめ具体的に定めておく。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

大規模火災が発生した場合の関係防災機関が行う被害情報等の収集・伝達については、一般編第3編第3章によるほか、次のとおりとする。

第1 被害情報等の収集・伝達

被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりである。

1 火災原因者等

火災原因者及び火災発見者は、火災を発見した場合は、消防機関、警察機関等関係機関に火災状況

等を通報するとともに、初期消火に努める。

2 府

(1) 府は、大規模火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合は、本計画及び府防災規程の定めるところにより、市町村及び関係防災機関と緊密に連絡して、市町村別にその被害状況をまとめる。また、その被害状況を消防庁及び必要に応じ関係省庁へ報告する。

(2) 府は、早期に火災に係る被害の状況を把握するため、市町村等関係防災機関からの情報収集に努める。

(3) 府は、必要に応じ、収集した情報を他の関係防災機関、隣接府県等関係者に提供する。

(4) 府は、必要に応じ、ヘリコプターテレビ伝送システムの活用、火災現場で撮影された被害状況の写真などにより、早期の情報収集に努める。

(5) なお、必要に応じ近畿地方整備局等に所属するヘリコプターの出動を要請し、早期の情報収集に努める。

3 市町村

市町村は、当該市町村において大規模火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合は、本計画の定めるところにより、速やかにその状況をとりまとめて、知事（府大規模火災対策本部長等）に報告するものとする。

4 警察

警察は、ヘリコプター等からの目視、撮影等により被害規模の把握を行い、警察庁に連絡するとともに、府等関係防災機関へ連絡する。

第2 通信手段の確保

1 火災発生時の通信連絡

被害情報等の収集・伝達は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、災害の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回線等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 公報・公聴

広報・広聴活動は一般編第3編第4章「災害広報広聴計画」によるほか、次のとおりとする。

第1 広報担当部課及び担当者の設置

各関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 府の広報活動

府民への広報は、概ね次のような項目について行う。

1 火災の発生日時及び場所

2 被害の状況

3 被害者の安否情報

4 応急対策実施状況

5 住民に対する避難勧告等の状況

6 府民及び被災者に対する協力及び注意事項

7 その他必要と認められる事項

第3 府民への広報要領

特に、府民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、火災の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道方要請すること。

2 市町村防災行政無線、CATV、市町村有線放送による広報を要請すること。

3 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ、ポスターを利用すること。

4 インターネットを利用すること。

第4 広聴活動の実施

府及び市町村等の関係防災機関は、大規模火災に関する、被災地住民、府民、近隣府県民等からの各種の問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4章 消火活動

府、市町村、消防機関等の関係防災機関は、一般編第3編第6章により、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うほか、次のとおりとする。

第1 消火活動

大規模火災の消火活動は火災の規模、火勢の状況を判断して、現地の地形、地物を利用して直接及び間接的な消火活動を行うものとする。

消火活動の指示については、火災発生地域全般の状況を十分掌握し、特に危険のない位置での消火活

動を行うよう指示するものとする。

火災を鎮圧し延焼の心配のなくなった地域においても、風などの影響により再燃させる危険性があるため、危険箇所の残火処理を行い、再発防止に努めるものとする。

第2 広域応援体制の確保

市町村の消防力の全力をあげても大規模火災への対応が困難な場合には、市町村及び消防一部事務組合は、京都府消防広域応援基本計画に基づき、施設や人員等の活用によって、広域的な対応を図り、火災の防御及び被害の軽減を図る。

京都府消防広域応援基本計画によっても対応できないと判断した場合は、京都府緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。

第5章 救助及び救急活動

救助及び救急活動は、一般編第3編第16章によるほか本計画に定めるところにより、また、医療救護活動については、一般編第3編第14章の定めるところによる。

第1 救助活動

消防機関及び警察本部等は、救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

消防機関及び警察本部は、発見者からの119番及び110番通報等により、被害状況を早期に把握し救助体制や立ち入り規制等の体制を整え、収集した被害情報を府及び関係防災機関に連絡する。

2 応援要請

火災の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は府及び他市町村等に応援要請する。

被災市町村の被害が拡大する恐れがある場合は、京都府消防広域応援基本計画によって支援を要請し、それでも対応できないと判断した場合は、緊急消防援助隊の要請や災害の規模に応じて警察災害派遣隊の応援要請を行う。

第2 救急活動

消防機関は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、原則として消防機関が行い、必要に応じて京都府消防広域応援基本計画によって支援を要請する。

2 医療機関等との連携

市町村等は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて火災現場に救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

また、消防機関は、救急医療情報システムを活用して、搬送先医療機関の重傷者等の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第3 災害派遣医療チームの派遣

1 府は、火災現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、予め定めた医療機関に対して、被災市町村へ災害派遣医療チームを派遣するよう指示する。

2 災害派遣医療チームは、火災現場における医療措置、現場付近等に所在する医療機関の支援、患者輸送等を行うものとする。また、こうした活動に必要な資機材を携行する。

第6章 避難対策

大規模火災発生時の市町村等が行う避難勧告等については、一般編第3編第8章によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

市町村等は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所等の開設及び運営管理

市町村等は、必要に応じ避難場所等を開設し、住民等に周知するものとする。

この際、避難場所等における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所等においては、高齢者及び障害者等に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第7章 交通対策及び輸送対策

大規模火災発生時の輸送体制の確立及び交通規制等については、一般編第3編第20章及び第21章

			<p>によるほか、次のとおりとする。</p> <p>第1 道路交通規制</p> <p>1 公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づき、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。</p> <p>2 道路管理者は、大規模火災による道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行うものとする。</p> <p>第2 緊急輸送活動</p> <p>火災現場の地形等により、地上からの輸送が困難な場合は、必要に応じてヘリコプターを活用するなど効率的な搬送に努める。</p> <p>また、緊急通行車両の確認は、警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長において行う。</p> <p>なお、その手続きについては、一般編第3編第20章「輸送計画」に定めるところによる。</p> <p>第4編 災害復旧計画</p> <p>大規模火災の災害復旧計画は、一般編第4編に定めるところによるほか、次のとおりとする。</p> <p>第1 復旧事業計画の作成</p> <p>市町村等は、関係防災機関と協力し、大規模火災による被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。</p> <p>第2 防災まちづくり</p> <p>府、市町村は、再度の災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐災化等、建築物や公共施設の不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。</p> <p>第3 復旧完了予定時期の明示</p> <p>市町村等関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。</p>
<p>字句修正等（危機管理部）</p> <p>字句修正等（危機管理部、警察本部）</p> <p>字句修正等（危機管理部）</p>	<p>98</p> <p>101</p> <p>101</p>	<p>林野火災対策計画編</p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 市町村</p> <p>(3) <u>死傷者</u>の救出、救護（搬送・収容）</p> <p>(4) <u>死傷者</u>の身元確認</p> <p>第2編 予防計画</p> <p>第2章 防災活動体制の整備</p> <p>第4 施設・設備の整備</p> <p>府、市町村及び関係防災機関等は、林野火災が発生した場合に、的確な防除活動を行うことができるよう資機材等の施設・設備の整備及び電源確保に努める。</p> <p>第5 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 警察本部及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路管理体制の整備に努める。</p> <p>2 災害時の交通規制を円滑に行うため、警察本部及び近畿地方整備局等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。</p> <p>3 警察本部は、発災後において、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。</p> <p>第3章 消防機関等の措置</p> <p>第1 消防水利</p> <p>(略)</p> <p>また、耐震性に強い消防水利を確保するため、耐震性貯水槽等の整備促進を図る。</p> <p>第3 資機材整備</p> <p>(略)</p> <p>建物関係の防ぎよ対策と異なり、森林管理者等を含めた部隊の編制、出勤、防ぎよ及び必要資機材等の運搬補給についての対策を図る。</p>	<p>林野火災対策計画編</p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 市町村</p> <p>(3) <u>負傷者</u>の救出、救護（搬送・収容）</p> <p>(4) <u>負傷者</u>の身元確認</p> <p>第2編 予防計画</p> <p>第2章 防災活動体制の整備</p> <p>第4 施設・設備の整備</p> <p>府、市町村及び関係防災機関等は、林野火災が発生した場合に、的確な防御活動を行うことができるよう資機材等の施設・設備の整備に努める。</p> <p>第5 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設の点検及び整備に努める。</p> <p>2 災害時の交通規制を円滑に行うため、警察等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。</p> <p>3 警察及び道路管理者は、実施した交通規制の周知を図る。</p> <p>第3章 消防機関等の措置</p> <p>第1 消防水利</p> <p>(略)</p> <p>また、耐震性のある消防水利を確保するため、耐震性貯水槽等の整備促進を図る。</p> <p>第3 資機材整備</p> <p>(略)</p> <p>建物関係の防御対策と異なり、森林管理者等を含めた部隊の編制、出勤、防御及び必要資機材等の運搬補給についての対策を図る。</p>

組織改編に伴う修正等 (危機管理部)	103	<p><図> 情報連絡系統図</p>	<p><図> 情報連絡系統図 <u>(最新の状況に差替え)</u></p>
要員を配備する所属の変更 (建設交通部、警察本部)	104	<p>第3編 応急対策計画 <表> 事故警戒体制及び事故対策本部の配備 部名 事故警戒本部 事故対策本部 建設交通部 監理課1 警察本部 地域課1、 地域課1、 警備第一課1 警備第一課1</p>	<p>第3編 応急対策計画 <表> 事故警戒体制及び事故対策本部の配備 部名 事故警戒本部 事故対策本部 建設交通部 <u>道路管理課1</u> 監理課1、<u>道路管理課1</u> 警察本部 <u>地域課1、交通規制課1</u> 地域課1、<u>交通規制課1</u> 警備第一課1 警備第一課1</p>
字句修正等 (危機管理部)	105	<p>第2章 通信情報連絡活動 (情報の収集・伝達) 第1 被害情報等の収集・伝達 2 府 (4) 府は、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、<u>事故現場からの静止画像伝送システムの活用</u>などにより、早期の情報収集に努める。</p>	<p>第2章 通信情報連絡活動 (情報の収集・伝達) 第1 被害情報等の収集・伝達 2 府 (4) 府は、必要に応じ、ヘリコプター<u>テレビ伝送システムの活用</u>、<u>火災現場で撮影された被害状況の写真</u>などにより、早期の情報収集に努める。</p>
同上 (危機管理部)	106	<p>第3章 広報・公聴 第4 広聴活動の実施 府及び市町村等の関係防災機関は、林野火災に関する、被害地住民、府民、近隣府県民等からの各種の間合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。</p>	<p>第3章 広報・公聴 第4 広聴活動の実施 府及び市町村等の関係防災機関は、林野火災に関する、被災地住民、府民、近隣府県民等からの各種の間合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。</p>
林野火災においては、緊急消防援助隊及び自衛隊の要請についても考えられるため (危機管理部)	107	<p>第4章 消火活動 第2 <u>相互応援協定</u> 市町村の消防力の全力をあげても林野火災への対応が困難な場合には、市町村及び消防一部事務組合は、<u>広域消防相互応援協定</u>に基づき、施設や人員等の活用によって、広域的な対応を図り、火災の防除及び被害の軽減を図る。 (追加) (追加)</p>	<p>第4章 消火活動 第2 <u>広域応援体制の確保</u> 市町村の消防力の全力をあげても林野火災への対応が困難な場合には、市町村及び消防一部事務組合は、<u>京都府消防広域応援基本計画</u>に基づき、施設や人員等の活用によって、広域的な対応を図り、火災の防除及び被害の軽減を図る。 <u>広域消防相互応援協定によっても対応できないと判断した場合は、京都府緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。</u> <u>緊急消防援助隊等の消防広域応援をもっても消防活動に対応できない場合は、府は、自衛隊災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。</u></p>
京都府消防広域応援基本計画の改定に基づく改定 (危機管理部)	108	<p>第5章 救助及び救急活動 第2 救急活動 1 救急要請への対応 負傷者の搬送は、原則として消防機関が行うが、消防署の救急車が対応できないときは、府、市町村等で確保した車両により搬送を行う。</p>	<p>第5章 救助及び救急活動 第2 救急活動 1 救急要請への対応 負傷者の搬送は、原則として消防機関が行い、<u>必要に応じて京都府消防広域応援基本計画によって支援を要請する。</u></p>
字句修正等 (危機管理部)	108	<p>第6章 避難対策 第2 避難場所の開設及び運営管理 市町村等は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。 この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。 第3 要配慮者対策 避難誘導及び避難場所においては、高齢者及び障害者等に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。</p>	<p>第6章 避難対策 第2 避難場所等の開設及び運営管理 市町村等は、必要に応じ避難場所等を開設し、住民等に周知するものとする。 この際、避難場所等における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。 第3 要配慮者対策 避難誘導及び避難場所等においては、高齢者及び障害者等に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。</p>
災害対策基本法に合わせた字句修正等 (警察本部)	108	<p>第7章 交通対策及び輸送対策 第1 道路交通規制 警察本部長は、消火活動等が円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、<u>緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する等交通規制を行うものとする。</u></p>	<p>第7章 交通対策及び輸送対策 第1 道路交通規制 公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づき、<u>応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。</u></p>
関西電力㈱の分社化に伴う改定 (関西電力送配電㈱)	110	<p>広域停電事故対策計画編 第1編 総則 第1章 計画の目的 この計画は、広域的に発生した停電事故により、多数の住民の生活に支障を来す災害が発生した場合(以下「広域停電事故」という。)に、発生の原因となった施設等の復旧、救助・救急活動、医療活動</p>	<p>第1編 総則 第1章 計画の目的 この計画は、広域的に発生した停電事故により、多数の住民の生活に支障を来す災害が発生した場合(以下「広域停電事故」という。)に、発生の原因となった施設等の復旧、救助・救急活動、医療活動</p>

同上（関西電力送配電(株)）	<p>を図るため、国、府、市町村等関係防災機関<u>並びに関西電力株式会社</u>が、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。 (略)</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 4 <u>関西電力株式会社(京都支社)</u>(以下「<u>関西電力(株)</u>」という。) (略)</p>	<p>を図るため、国、府、市町村等関係防災機関<u>、関西電力株式会社並びに関西電力送配電株式会社</u>が、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。 (略)</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 4 関西電力送配電株式会社 (略)</p>												
同上（関西電力送配電(株)）	<p>第2編 災害予防計画 第1章 情報連絡体制の整備 第1 情報収集・連絡体制の整備 府、市町村等防災関係機関及び<u>関西電力(株)</u>は、広域停電事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。(情報連絡系統図のとおり) 第2 情報通信手段の整備 府、市町村、<u>関西電力(株)</u>等の関係防災機関は、一般編第2編第2章「情報連絡通信網の整備計画」に基づき、広域停電事故が発生した場合の情報通信手段の確保に努める。 第3 情報の分析・整理 1 府、市町村、<u>関西電力(株)</u>等の関係防災機関は、平常時より、自然情報、社会情報等防災関連情報の収集、蓄積に努める。 2 <u>関西電力(株)</u>は、収集した情報を分析、整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理する。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 情報連絡体制の整備 第1 情報収集・連絡体制の整備 府、市町村等防災関係機関、<u>関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社</u>は、広域停電事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。(情報連絡系統図のとおり) 第2 情報通信手段の整備 府、市町村等<u>防災関係機関、関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社</u>は、一般編第2編第2章「情報連絡通信網の整備計画」に基づき、広域停電事故が発生した場合の情報通信手段の確保に努める。 第3 情報の分析・整理 1 府、市町村等<u>防災関係機関、関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社</u>は、平常時より、自然情報、社会情報等防災関連情報の収集、蓄積に努める。 2 <u>関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社</u>は、収集した情報を分析、整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理する。</p>												
字句修正等（警察本部）	<p>第2章 防災活動体制の整備 第5 緊急輸送活動体制の整備 1 <u>警察本部及び道路管理者</u>は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、<u>災害時の道路管理</u> <u>管理体制の整備</u>に努める。 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、<u>警察本部及び近畿地方整備局</u>等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。 3 <u>警察本部</u>は、発災後において、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。</p>	<p>第2章 防災活動体制の整備 第5 緊急輸送活動体制の整備 1 警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設の<u>点検及び整備</u>に努める。 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、警察等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。 3 警察及びは、<u>実施した交通規制</u>の周知を図る。</p>												
関西電力(株)の分社化に伴う改定（関西電力送配電(株)）	<p>第7 重要施設の電力確保体制の整備 府は、市町村等の協力を得て、広域停電事故発生時に災害応急対策のために不可欠な重要施設（災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設等）が電力を確保できるよう<u>体制</u>を整備するとともに、重要施設の一覧表を作成し、<u>関西電力(株)</u>と共有する。</p>	<p>第7 重要施設の電力確保体制の整備 府は、市町村等の協力を得て、広域停電事故発生時に災害応急対策のために不可欠な重要施設（災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設等）が電力を確保できるよう<u>仕組み</u>を整備するとともに、重要施設の一覧表を作成し、<u>関西電力送配電株式会社</u>と共有する。</p>												
同上（関西電力送配電(株)）	<p>第3章 <u>関西電力(株)</u>の措置 <u>関西電力(株)</u>は、広域停電事故の発生に備え、一般編第2編第18章「電気ガス施設防災計画」に定めるところによるほか、次のとおりとする。 (略) <図> 情報連絡系統図 <u>関西電力(株)</u> (追加)</p>	<p>第3章 <u>関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社</u>の措置 <u>関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社</u>は、広域停電事故の発生に備え、一般編第2編第18章「電気ガス施設防災計画」に定めるところによるほか、次のとおりとする。 (略) <図> 情報連絡系統図 <u>関西電力(株)</u> <u>関西電力送配電株式会社</u></p>												
要員を配備する所属の変更（建設交通部）	<p>第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 <表> 事故警戒体制及び事故対策本部の配備 <table border="1" data-bbox="534 1743 1335 1827"> <tr> <td>部名</td> <td>事故警戒本部</td> <td>事故対策本部</td> </tr> <tr> <td>建設交通部</td> <td></td> <td>監理課 1</td> </tr> </table> </p>	部名	事故警戒本部	事故対策本部	建設交通部		監理課 1	<p>第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 <表> 事故警戒体制及び事故対策本部の配備 <table border="1" data-bbox="1721 1743 2522 1827"> <tr> <td>部名</td> <td>事故警戒本部</td> <td>事故対策本部</td> </tr> <tr> <td>建設交通部</td> <td><u>道路管理課 1</u></td> <td>監理課 1、<u>道路管理課 1</u></td> </tr> </table> </p>	部名	事故警戒本部	事故対策本部	建設交通部	<u>道路管理課 1</u>	監理課 1、 <u>道路管理課 1</u>
部名	事故警戒本部	事故対策本部												
建設交通部		監理課 1												
部名	事故警戒本部	事故対策本部												
建設交通部	<u>道路管理課 1</u>	監理課 1、 <u>道路管理課 1</u>												
関西電力(株)の分社化に伴う改定（関西電力送配電(株)）	<p>第3節 <u>関西電力(株)</u>の活動体制 第1 責務 <u>関西電力(株)</u>は、広域的な停電事故が発生した場合には、速やかに府、市町村等関係防災機関へ状況を報告するとともに、一般編第3編第27章「電気・ガス・上下水道施設応急対策計画」に定めると</p>	<p>第3節 <u>関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社</u>の活動体制 第1 責務 <u>関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社</u>は、広域的な停電事故が発生した場合には、速やかに府、市町村等関係防災機関へ状況を報告するとともに、一般編第3編第27章「電気・ガス・上下</p>												

<p>関西電力㈱の分社化に伴う改定 (関西電力送配電㈱)</p>	<p>ころにより応急対策を実施する。</p> <p>第2章 活動体制</p> <p>関西電力<u>㈱</u>は、広域停電事故が発生した場合において、非常災害対策本部による関係機関との連絡調整を行うとともに、道路管理者と連携しながら、原則としてあらかじめ定められた各設備の復旧順位により復旧するものとするが、設備の被害状況、復旧難易度を勘案のうえ、供給上の復旧効果が大きいものから応急対策を実施する。</p> <p>第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）</p> <p>第1章 被害情報等の収集・伝達</p> <p>1 関西電力<u>㈱</u></p> <p>(1) 関西電力<u>㈱</u>は、広域的な停電事故が発生した場合は、府、市町村、消防機関、警察機関等関係防災機関に被害情報のほか、停電状況や復旧見通し等を連絡する。</p> <p>(2) 関西電力<u>㈱</u>は、災害情報等を入手する必要があるとき又は府災害対策本部からの要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとする。</p> <p>2 府</p> <p>(2) 府は、早期に広域停電事故に係る被害の状況を把握するため、関西電力<u>㈱</u>、市町村等関係防災機関からの情報収集に努める。</p> <p>(4) 府は、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からの静止画像伝送システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。</p>	<p>水道施設応急対策計画」に定めるところにより応急対策を実施する。</p> <p>第2章 活動体制</p> <p>関西電力<u>株式会社及び関西電力送配電株式会社</u>は、広域停電事故が発生した場合において、非常災害対策本部による関係機関との連絡調整を行うとともに、道路管理者と連携しながら、原則としてあらかじめ定められた各設備の復旧順位により復旧するものとするが、設備の被害状況、復旧難易度を勘案のうえ、供給上の復旧効果が大きいものから応急対策を実施する。</p> <p>第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）</p> <p>第1章 被害情報等の収集・伝達</p> <p>1 関西電力<u>株式会社及び関西電力送配電株式会社</u></p> <p>(1) 関西電力<u>株式会社及び関西電力送配電株式会社</u>は、広域的な停電事故が発生した場合は、府、市町村、消防機関、警察機関等関係防災機関に被害情報のほか、停電状況や復旧見通し等を連絡する。</p> <p>(2) 関西電力<u>株式会社及び関西電力送配電株式会社</u>は、災害情報等を入手する必要があるとき又は府災害対策本部からの要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとする。</p> <p>2 府</p> <p>(2) 府は、早期に広域停電事故に係る被害の状況を把握するため、関西電力<u>株式会社及び関西電力送配電株式会社</u>、市町村等関係防災機関からの情報収集に努める。</p> <p>(4) <u>府は、必要に応じ、ヘリコプターテレビ伝送システムの活用、事故現場で撮影された被害状況の写真</u>などにより、早期の情報収集に努める。</p>
<p>字句修正等（危機管理部）</p>	<p>117</p> <p>第3章 広報・広聴</p> <p>第4章 広聴活動の実施</p> <p>1 関西電力<u>㈱</u>は、事故により影響を受ける地域住民への不安を解消するために、対応窓口を明確にしたうえで停電状況や復旧見通し等の情報提供を行うとともに、適切に相談に対応する。</p> <p>2 関係防災機関は、広域停電事故に関する、被害地住民、府民、近隣府県民等からの各種の問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。</p>	<p>117</p> <p>第3章 広報・広聴</p> <p>第4章 広聴活動の実施</p> <p>1 関西電力<u>株式会社及び関西電力送配電株式会社</u>は、事故により影響を受ける地域住民への不安を解消するために、対応窓口を明確にしたうえで停電状況や復旧見通し等の情報提供を行うとともに、適切に相談に対応する。</p> <p>2 関係防災機関は、広域停電事故に関する、被<u>災</u>地住民、府民、近隣府県民等からの各種の問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。</p>
<p>関西電力㈱の分社化に伴う改定 (関西電力送配電㈱)</p>	<p>118</p> <p>第4章 救助及び救急活動</p> <p>第1章 救助活動</p> <p>1 消防機関及び警察機関並びに府及び関係防災機関は、119番通報及び110番通報及び関西電力<u>㈱</u>からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。</p> <p>第2章 救急活動</p> <p>1 救急要請への対応</p> <p>負傷者の搬送は、原則として消防機関が行うが、消防署の救急車が対応できないときは、府、市町村等で確保した車両により搬送を行う。</p>	<p>118</p> <p>第4章 救助及び救急活動</p> <p>第1章 救助活動</p> <p>1 消防機関及び警察機関並びに府及び関係防災機関は、119番通報及び110番通報及び関西電力<u>株式会社及び関西電力送配電株式会社</u>からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。</p> <p>第2章 救急活動</p> <p>1 救急要請への対応</p> <p>負傷者の搬送は、原則として消防機関が行い、<u>必要に応じて京都府消防広域応援基本計画によって支援を要請する。</u></p>
<p>同上（関西電力送配電㈱）</p> <p>京都府消防広域応援基本計画の改定に基づく改定（危機管理部）</p>	<p>118</p> <p>第5章 避難対策</p> <p>第2章 避難場所の開設及び運営管理</p> <p>市町村等は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知<u>徹底を図る</u>ものとする。</p> <p>この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。</p> <p>第3章 要配慮者対策</p> <p>避難誘導及び避難場所においては、高齢者及び障害者等に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。</p>	<p>118</p> <p>第5章 避難対策</p> <p>第2章 避難場所<u>等</u>の開設及び運営管理</p> <p>市町村等は、必要に応じ避難場所<u>等</u>を開設し、住民等に周知<u>する</u>ものとする。</p> <p>この際、避難場所<u>等</u>における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。</p> <p>第3章 要配慮者対策</p> <p>避難誘導及び避難場所<u>等</u>においては、高齢者及び障害者等に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。</p>
<p>字句修正等（危機管理部）</p> <p>災害対策基本法に合わせた字句修正等（警察本部）</p>	<p>119</p> <p>第6章 交通対策及び輸送対策</p> <p>第1章 道路交通規制</p> <p>警察本部長は、救急・救助活動等が円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の通行を禁止する等交通規制を行う。</p>	<p>119</p> <p>第6章 交通対策及び輸送対策</p> <p>第1章 道路交通規制</p> <p><u>公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づき、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。</u></p>
<p>組織改編に伴う修正</p>	<p>全編共通</p> <p>広域振興局<u>企画総務部</u> <u>総務室</u> <u>地域総務室</u> (農林商工部) <u>企画調整室</u></p>	<p>全編共通</p> <p>広域振興局<u>地域連携・振興部</u> <u>総務防災課</u> <u>地域総務防災課</u> (農林商工部) <u>農林商工連携・推進課</u></p>

字句修正等（危機管理部）	（健康福祉部）企画調整室 （健康福祉部）環境衛生室 （土木事務所）河川砂防室 総務室長 後送医療機関	（健康福祉部）企画調整課 （健康福祉部）環境衛生課 （土木事務所）河川砂防課 総務防災課長 搬送先医療機関
--------------	--	---